

2023 年度
点検・評価報告書

(大学基準協会 第3期認証評価受審用)

東洋学園大学

【目次】

序章	1
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	17
第4章 教育課程・学習成果	21
第5章 学生の受入れ	45
第6章 教員・教員組織	55
第7章 学生支援	63
第8章 教育研究等環境	81
第9章 社会連携・社会貢献	98
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営	104
(2) 財務	112
終章	117

序 章

1. 自己点検・評価の経緯とその目的

この自己点検・評価報告書は東洋学園大学の 2023 年度の自己点検・評価の報告である。本学が初めて全学的な自己点検・評価に着手したのは 2008 年であった。その後、毎年、独自に『東洋学園大学 自己点検・評価報告書』をまとめ、ウェブサイト上で公表している。

本学は学則第 2 条において「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の教育目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している。それゆえ 2008 年以前も、学則第 1 条の人材育成の目的のために教育研究活動の点検・評価を実施してきた。

2004 年度以降、国公私立を問わずすべての大学、短期大学、高等専門学校は、7 年以内の周期で文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務化されることになり、この新しい制度の下で、本学の自己点検・評価にも大きな改善が必要となった。

2008 年度の改善の方向性としては、当時、受審を考えていた大学基準協会の 2007 年度の大学基準を参考に、点検・評価の対象を広げ、「教育研究組織」「教育内容・方法」「教員組織」はもとより、「学生の受け入れ」「学生生活」「事務組織」「施設・設備」「図書・電子媒体等」「管理運営」「財務」「情報公開・説明責任」等に至るまでの広範なものとした。

また、自己点検・評価報告書の形式を決め、これも大学基準協会に習い「1.現状の説明」「2.点検・評価」「3.長所と問題」「4.将来の改善・改革に向けた方策」とし、その翌年の 2009 年度からは、「4.昨年度の改善方策の実施状況と結果」「5.今後の改善・改革に向けた方策」として、前年度の振り返りと翌年度の改善目標を明確化した。毎年まとめる大学独自の自己点検・評価報告書の最新版では、40 の部署がそれぞれ「1.現状の説明」「2.長所・特色」「3.問題点」「4.全体のまとめ」「5.認証評価結果に対応した改革・改善方策」という枠組みで自己点検・評価を行っている。

2008 年に完成した初めての全学的自己点検・評価報告書の巻頭言には当時の学長の自己点検・評価をする理由、目的が書かれている。その志は、現在まで引き継がれている。

「いま大学に自己点検・評価が強く求められる理由は、公の存在としての大学が、建学の理念に沿った一定水準あるいはそれ以上の教育、研究、社会貢献等を確実に実現しているか否かを大学自らが点検し、評価し、そして問題が認められた場合には、大学がそれを自らの力で改善する責務を負うものであるからである。したがって、大学自身による自己点検・評価の意味は、極めて重いものである。加えて、認証を受けた機関による評価は、第三者としての極めて客観性の高い貴重な評価であり、その結果は、それぞれの大学の能力をより向上させるための動機づけとしての役割も果たしてくれるものでもある」。

2. 自己点検・評価の体制

2008 年度以降、本学において大学全体の自己点検・評価を担う責任部署は常任理事、学長、副学長等からなる「東洋学園大学大学評価委員会」であり、その方針に沿って自己点検・評価を実行する部署は学部長、研究科長、センター長等からなる「東洋学園大学大学評価専門委員会」と大学の事務部署を含む各部署の責任者からなる「部局等作業部会」である。

この「自己点検・評価報告書」は、2024 年度に受審予定の認証評価を念頭に置き、上記

の体制のもとで、2023年3月の大学基準協会の「大学基準」に基づく点検・評価項目に沿って自己点検・評価を行ったものである。今回は大学基準が10の基準からなり、その基準ごとの作業部会が本学の現状、長所、改善点等を報告している。なお、2023年度からは、外部評価委員2名による外部評価委員制度を設け、外部評価を実施した。

3. 前回の大学基準協会による認証評価の結果ならびにそれを受けて講じた改善・改革活動とそれへの評価

本学は2017年度に大学基準協会による第2期認証評価を受審し、同協会が定める「大学基準に適合している」と認定された（認証期間2018年4月～2025年3月）。その際、4項目の努力課題と2項目の改善勧告を受けた。それらへの対応をまとめ2021（令和3）年6月末に第2期認証評価結果についての改善報告書を提出し、2022年3月30日付けで「改善報告書検討結果（東洋学園大学）」（以下、基準協会の検討結果）が大学基準協会から送付された。

改善勧告の2点ならびにその改善点は以下のとおりである。

1) 基準項目5. 学生の受け入れに関して、「2017（平成29）年度において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、グローバル・コミュニケーション学部ではそれぞれ0.86、0.83、同グローバル・コミュニケーション学科では0.63、0.59と低いので、是正されたい。」この指摘に対して、同学科は、カリキュラム改革を実施し、コース設計も改革するなど改善に取り組み、評価後の5年間では、在籍学生数比率は、グローバル・コミュニケーション学部全体が0.94、グローバル・コミュニケーション学科が0.94と向上し、入学定員に対する入学者数比率は、グローバル・コミュニケーション学部全体が1.04、グローバル・コミュニケーション学科が1.01と改善した。

2点目の改善勧告は、2) 基準項目9. 管理運営（2）財務に関して、「1）「要積立額に対する金融資産の充足率」及び「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が年々悪化しており、教育研究目的・目標を実現するうえで必要な財政基盤は確立されていない。教育研究環境の水準に十分に留意したうえで、中期計画の達成に必要な具体的な方策及び目標数値等を設定し、収支改善・財政基盤の確立に向けて取り組むよう是正されたい。」というものであった。

この指摘に対して、学生募集の改善とキャンパスの統合によって財務状況の改善を図った。学生募集については、評価年度の前年度から進めてきたキャンパス統合事業（全学部生の本郷キャンパス集約）の効果もあり、入学生数は順調に推移し、事業活動収支差額比率は大幅に改善した。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は近年の収支改善に伴う金融資産の増加により改善傾向にはあったが、2020年度まではまだ低い水準に留まった。しかし、2021年度は流山キャンパスの土地及び建物の一部売却による金融資産の増加、減価償却累計額の減少が見込まれ、73.69%と全国平均レベルの近くまでに改善し、更に2022年度に残りの建物の売却が完了させ、それによって要積立額に対する金融資産充足率の劇的な改善という改革対応を行った。

前者の学生の受け入れは、基準協会の検討結果では「改善が認められる」と評価を受けた。また後者の財政基盤確立に関しては、「改善傾向にある」ものの「更なる改善が望まれる」

「今後も着実な財政計画の実行が望まれる」との評価を受けており、一層の努力を続けているところである。

努力課題とされたのは次の4点である。

「基準項目4. 教育内容・方法・成果、(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関して

1) 学位授与方針が、グローバル・コミュニケーション学部、人間科学部、現代経営学部及び現代経営研究科において、人材の育成に関する目的と同一であり、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が示されていないので、改善が望まれる。

2) 教育課程の編成・実施方針が、グローバル・コミュニケーション学部、人間科学部及び現代経営学部において同一であるため、各学部で策定するよう、改善が望まれる。また、現代経営研究科については、教育内容・方法などに関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる。」

「基準項目5. 学生の受け入れに関して

3) 2017(平成29)年度において、収容定員に対する在籍学生数比率が人間科学部人間科学科では、0.83と低いので、改善が望まれる。

4) 2017(平成29)年度において、編入学定員に対する編入学生数比率が、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科で0.30、グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科で0.10、人間科学部人間科学科で0.08、現代経営学部現代経営学科で0.14と低いので、改善が望まれる。」

基準項目4に関して、3学部1研究科ともに、2020年度までに、それぞれ学位授与方針として修得すべき学習成果を取りまとめ、ウェブサイト上に公表した。同様に、それぞれが、学位授与方針に対応する教育課程の編成・実施方針を取りまとめ、ウェブサイト上に公表した。

基準項目5に関して、人間科学部は本郷キャンパスに移転し(2016年4月)、2021(令和3)年度の入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は1.10、2021(令和3)年度における収容定員に対する在籍学生比率は0.99となり、大幅に改善した。また編入学定員に関しては、各学部で入学者数の増加に努め、一定の比率の増加がみられたが、定員を満たすに至っていない。

こうした努力課題への本学の改善努力にたいして、基準協会の検討結果では、3学部の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に関しては、改善が認められる、と評価したが、現代経営研究科では、学位授与方針に修得しておくべき学習成果が示されていないため、引き続き改善が望まれる、と指摘した。また学生の受け入れに関しては、編入学定員に対する編入学生数比率が依然として低いため、改善が望まれると指摘した。

このように、いくつかの点において、なお改善が望まれるとの指摘はあったものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」と評価された。

4 その後の状況と、それに対して講じた改善・改革活動

学生受け入れに関して。改善勧告に応じて改善を行ったグローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の学生受け入れ、ならびに同学部の英語コミュニケーション学科の学生受け入れは、2021年度からはコロナ禍の影響もあり、特に英語コミ

コミュニケーション学科で低迷が続いている。グローバル・コミュニケーション学科は、2021年度は入学定員に対する入学者比率が、0.99、2022年度 0.65、2023年度 0.85 と低迷した。英語コミュニケーション学科は、一層厳しく 2021年度 0.75、2022年度 0.53、そして2023年度は 0.44 と急減した。この新しい状況に対して、2023年度には学部学科の改組も含め対策案を、全学的に検討を開始し、2024年度中には改革案を決定する予定である。

財政基盤の確立について。2016年度の入学生から全学生が本郷キャンパスで学ぶ一体型都心キャンパス体制を確定し、それを契機として定員を回復して以降、2017年度に経常収支が黒字化し、その後財務内容は改善した。2021年度、2022年度に流山キャンパスを売却したことで一時的に除却損を計上することにはなったが、現預金資産は大きく増えることとなった。現在、純資産構成比率は90%以上、純負債比率は10%以下と、全国平均（歯学系法人を除く）を上回る財務状況である。これを維持すべく、2023年度には今後5年間の財政計画を策定した。他方で、上記に述べた学部での新たな定員割れという要因が浮上しており、財政の安定的な確立に向けて、より一層の努力を傾注している。

努力課題において残存していた課題として、現代経営研究科の学位授与方針に修得しておくべき学習成果が示されていない点は、2022年度に内容を確定し、ウェブサイト公表した。また編入学定員に対する編入学生数比率が低いという点に関しては、2023年度に学内で検討を進め、できるだけ早い時期に編入学定員の見直し（減員）を実施する予定である。

以上が「前回の大学評価による認証評価の結果を受けて講じた改善・改革活動」の概要であり、認証評価結果を本学の活動に還元した結果である。

東洋学園大学
学長 辻中 豊

第1章 理念・目的

1. 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【評価の視点 1】：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

【評価の視点 2】：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

【1. 1. 1. ①大学の理念・目的の適切な設定】

本学の理念は、「時代の変化に応える大学」「国際人を育てる大学」「面倒見のよい大学」である。建学の精神「自彊不息（じきょうやまず）」には、「日々の努力を怠らず学びに励むことで成長し、社会を変えていく人間になってほしい」という学生に対する願いが込められている（資料 1-1【ウェブ】）。また、本学のミッションは、自らの関心に応じた専門分野の深い学びを内包する豊かなリベラル・アーツ教育を通じて、課題を探究する楽しさを知り、生涯柔軟に学び続け、変動するグローバル社会の一員として主体的に役割を果たせるよう、複雑化する時代を生き抜く力を持つ国際人の育成である（資料 1-2【ウェブ】）。建学の精神、理念、及びミッションは、大学ウェブサイト、大学案内にて公表している（資料 1-3）。

一方、大学の目的は、学則第 1 条にて「東洋学園大学は、学校教育法に基づき、専門の学芸の研究教育を行い、高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と、国際的な識見を備えた有能な人材を育成することを目的とする」、大学院学則第 1 条にて「東洋学園大学大学院（以下「本大学院」という）は、東洋学園大学の教育精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

【1. 1. 1. ②大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定】

大学の理念を踏まえ、本学学部には、現代経営学部、人間科学部、グローバル・コミュニケーション学部の 3 学部、大学院には、現代経営研究科現代経営専攻（修士課程）を置いている。さらに、グローバル・コミュニケーション学部にグローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科、人間科学部に人間科学科、現代経営学部に現代経営学科を置いている（資料 1-4、1-5）。各学部学科、研究科は、本学の理念である「時代の変化に応える大学」「国際人を育てる大学」を、それぞれの目的の中に反映し、「面倒見のよい大学」として学生を教育している。よって、これらの目的は大学の理念・目的と連関性を持ち、適切に設定されているといえる。例えば、現代経営学部現代経営学科では、「変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21 世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成」を目的としている（資料 1-4）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【評価の視点1】：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

【評価の視点2】：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

【1. 1. 2. ①大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示】

1. 1. 1. ①に記述したとおり、大学の理念はウェブサイト、大学案内にて明示し（資料1-1【ウェブ】、1-3）、学部学科の目的は学則に、研究科の目的は大学院学則に適切に明示している（資料1-4、資料1-5）。

【1. 1. 2. ②大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表】

学則及び大学院学則はウェブサイトに公表している。一方、学生便覧は刊行物として入学生に配布し、そこには大学及び各学部学科の目的を含む学則の抜粋と、教育目標やポリシーを記載している。また、研究科については大学院履修要覧として、同様に記載をしている。なお、学生便覧と大学院履修要覧は電子ファイルでも公開している。これらにより、教職員、学生は様々な形で大学の理念・目的、学部・研究科の目的を認知している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【評価の視点1】：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

【1. 1. 3. ①将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定】

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、本学の設置者である学校法人東洋学園は、2019年度に寄付行為を変更し、それに基づいて「東洋学園中期計画(2020～2024)」を作成した（資料1-6）。この中期計画は2020年度から2024年度までの期間を対象としているが、「100周年に向けて、選ばれる大学に」を目標として、長期を見据えた計画の中に位置づけられている（資料1-7）。これには六つのマスタープランがあり、①教育理念の明確化、②切れ目のない教育支援、③充実の学生生活支援、④グローバル化と地域連携の推進、⑤就職・キャリアサポート体制の強化、⑥財政基盤の安定とガバナンスの強化である。しかし、COVID-19の拡大を始めとする社会情勢の変化によって学生の修学環境が大きく影響

されていることを鑑み、2022年3月に「退学防止への取組」をマスタープランに追加した。この中期計画は「東洋学園中期計画（2020～2024）」と題されるように、法人の事業計画であり、マスタープランの主たる担当には法人本部も含まれている。よって、個別事業レベルにおいて組織・財政等の裏付けのない実現可能性の低いものが組み込まれない仕組みになっている（資料1-8）。

本学は2017年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審したが、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について指摘されたため（資料1-9）、項目①として、「建学の精神を踏まえ、理念、ビジョン、ミッションを再定義し、本学の強みと方向性を明確化するとともに、教学部門のPDCAサイクルを回し、本学における教育の質の保証を確立する」とした。⑥についても、収支改善・財政基盤の確立に向けた取り組みを指摘されたことに対応したものである。なお、学部学科の収容定員に対する在籍学生数比率の低さを、一部の学部学科などについて指摘されたが、全体として選ばれる大学になることを目標に、②から⑥の項目を中期計画として掲げている。

中期計画（2020～24年度）の達成状況の検証は、2020年11月から行っている（資料1-10）。開始から約半年が経過し、各部局から提出された「2020年度中期計画進捗報告書」を企画部が取りまとめ、2020年度第7回大学運営協議会で報告された（資料1-11）。これに基づき、予算措置が必要な計画については、2020年12月中に原案を作成するとともに、2021年度の事業計画を2021年1月末までに作成することとなった（資料1-12）。2021年度以降は、年度初めに前年度の最終的な進捗状況報告書を提出し、大学運営協議会の各回にて2部局ずつ進捗状況を報告していくサイクルができた（資料1-13）。2024年度は中期計画の最終年度であり、次の5か年の中で100周年を迎えることから、大学の理念にまで立ち返って見直すことも含め、中期計画を検討することが予定されている。このように、中期計画の達成状況は定期的に検証され、年度ごとの事業計画の実施状況をみて、必要な場合には見直されている。

1. 2. 長所・特色

中期計画の目標「100周年に向けて、選ばれる大学に」は、学生も含めてわかりやすい表現を使用している。このように、前身校の「東洋女子歯科医学専門学校（旧制）」創立から続く建学の精神「自彊不息」を、一般に受け入れやすい形で表現し、「選ばれる大学」となる活動に務めている点が、長所・特色といえる。例えば、株式会社宣伝会議が主催する公募広告賞「宣伝会議賞」の「中高生部門」には、本学が協賛企業として参加し、建学の精神をテーマとしたキャッチフレーズのコンテストを行っている（資料1-14【ウェブ】）。このように、在学生のみならず、広く本学の理念・建学の精神を伝える努力を継続している。

1. 3. 問題点

特になし。

1. 4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神と三つの理念を踏まえてミッションを定め、大学・大学院の目的を適切に設定し、その下に学部・学科、研究科専攻の教育目的を置いている。

また、これらの理念・ミッション・目的は、大学ウェブサイトや大学案内などの様々な刊行物によって、公表・周知を行っている。

さらに、2026年に創立100周年を迎えることから、改めて選ばれる大学となるために様々な活動を行っている。これらの活動は2020年度から2024年度を期間とする中期計画に基づいており、担当部局内の点検・評価とともに、大学運営協議会での点検・評価を受けて改善・向上が図られている。

以上から、本学の理念・目的は、大学基準を満たしているといえる。

第2章 内部質保証

2. 1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

【評価の視点1】：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

【2. 1. 1. ①内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示】

本学の内部質保証に関する基本的な考え方は、2021年度に大学運営協議会及び大学評議会における議を経て「東洋学園大学内部質保証方針」として定められ、この過程において、学内構成員と共有している他、大学ウェブサイトにて明示されている（資料2-1、2-2、2-3【ウェブ】）。

「東洋学園大学内部質保証方針」

1. 基本方針

建学の精神である「自彊不息」の実現を目的として、本学の教職員の日々の努力が、自らが設定した目標に近づき成果に結びついていることをデータに基づき点検・評価し、改善及び向上に努める。改善は努力の蓄積であり、単なるひらめきだけでは持続しない。現実を直視し、問題点や不備を改善の機会としてとらえ、その成果を公表することで、社会に対する説明責任を果たす。

2. 内部質保証実施体制

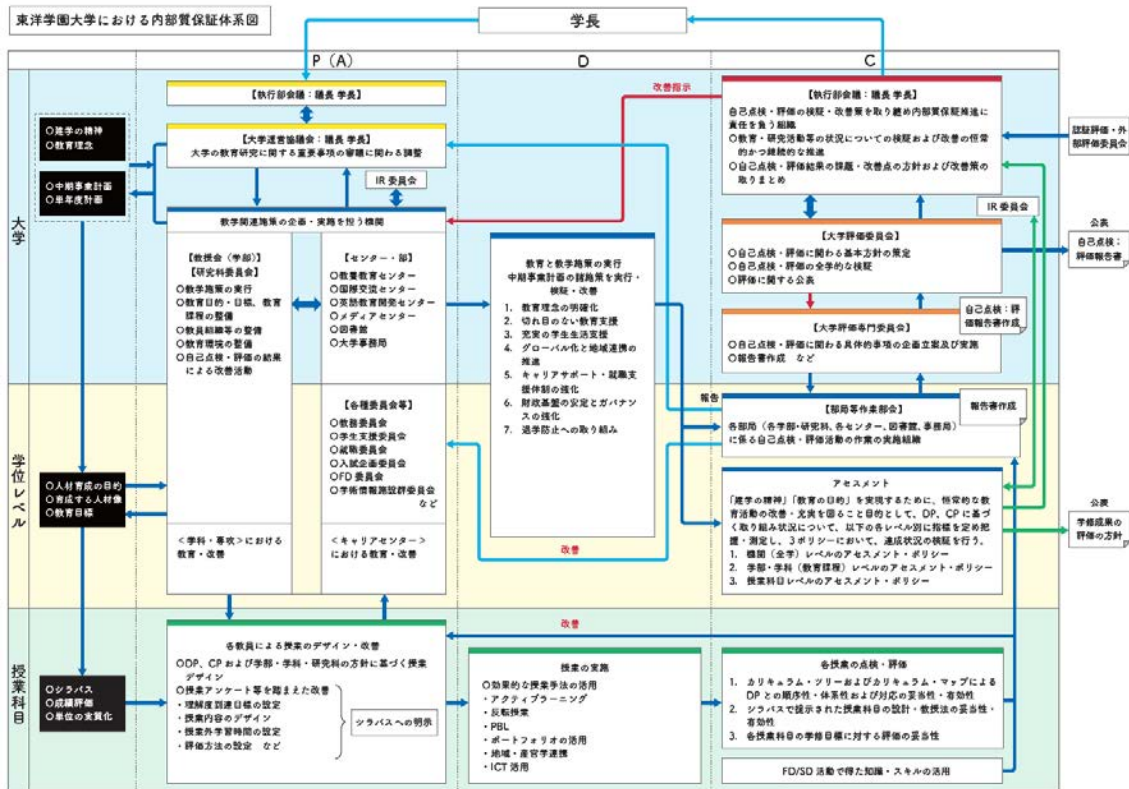
内部質保証の実施は、「執行部」が中心となって担当する。執行部は、本学の教育・研究活動等の状況について検証し、その検証結果を踏まえた改善を恒常的かつ継続的に実施する。

3. 内部質保証システム

本学の内部質保証推進組織は、執行部である。学部・学科、研究科並びに事務組織の業務担当部門が自ら定期的に自己点検・評価を行い、大学運営協議会にて都度報告する。なおその際、IR室は、必要に応じてデータ分析を支援する。大学評価委員会は、各部門からの報告書に基づき全学的な検証を行い、そこでの課題・改善点などは、執行部で協議し、方針や改善策を取り纏める。その内容を理事会・評議員会にて報告する。

上記方針のとおり、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は執行部であり、執行部会議規程においても、第4条第1項第3号にてその旨を定めている。各教育・研究活動等の状況は、学部・学科、研究科並びに事務組織の業務担当部門が定期的に自己点検・評価し、大学運営協議会にて報告する（東洋学園大学運営協議会規程第4条第1項第3号）。また、年度末には各部署が自己点検・評価報告書をまとめ、次年度中に発行される。大学評価委員

会はこれを検証し（東洋学園大学自己点検・評価組織に関する規程第3条）、そこでの課題・改善点などは、執行部会議で協議され、方針や改善策が取りまとめられ、理事会・評議員会にて報告される。下図は、これらの体系を示したものである。以上のように、内部質保証に関するPDCAサイクルが運用されている。



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

- 【評価の視点1】：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 【評価の視点2】：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

【2. 1. 2. ①内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備】

内部質保証の推進に該当する活動としては、2008年度より学則第2条に基づく自己点検・評価を毎年度行ってきた。自己点検・評価作業は、「東洋学園大学自己点検・評価組織に関する規程」に基づき、大学評価委員会、大学評価専門委員会、部局等作業部会によって行われる。その結果は、「東洋学園大学自己点検・評価報告書」として大学ウェブサイトにて公開するとともに、冊子を作成して教職員に配布している。「東洋学園大学自己点検・評価組織に関する規程」第1条には、自己点検・評価の目的が教育研究の質的改善であると明記しているが、内部質保証という言葉を用いてその方針を策定する議論は、2021年度に行われた。その結果、2021年度第9回大学運営協議会にて、「東洋学園大学内部質保証方針」が

承認された。

「東洋学園大学内部質保証方針」により、執行部が内部質保証の推進に責任を負う。次に、各学部長や事務局長など、各部局の責任者は執行部会議の委員になっており、執行部会議で定められた計画に従って、それぞれの部局における自己点検・評価を定期的に行う。その結果に対しては、主に二つの点検を受ける。一つ目は、中期計画に関するもので、学長が議長となる大学運営協議会における、年度中に1度の報告である。二つ目は、年度末に作成され、次年度前半に発行される自己点検・評価報告書に対する、大学評価委員会の点検である。これらを経て、再び執行部から改善方策や新たな内部質保証の計画が示される。

【2. 1. 2. ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成】

上記の組織のメンバー構成は以下のとおりである。

執行部会議

学長、副学長、各学部長、事務局長、教務部事務部長、学生支援センター事務部長、総務部事務部長、その他学長が必要と認めた者

(資料 2-4、2-5)

大学運営協議会

学長、副学長、研究科長、学部長、センター長、本学に所属する者のうち学長が指名する者

(資料 2-4、2-6)

大学評価委員会

学長(委員長)、常任理事、副学長、学部長、研究科長、各センターの長、学術情報施設長、事務局長及びこれに準ずる者、その他常任理事会が必要と認めた者

(資料 2-4、2-7)

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点1】：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

【評価の視点2】：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

【評価の視点3】：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

【評価の視点4】：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

【評価の視点5】：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

【評価の視点6】：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

【評価の視点7】：点検・評価における客観性、妥当性の確保

【2. 1. 3. ①三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方の設定】

本学では、学位授与方針をディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、教育課程の編成・実施方針をカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）、

学生の受け入れ方針をアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）を、各学部・学科及び研究科において既に定めている。よって、各学部・学科及び研究科、または全学的な内部質保証の点検の過程で、これらの方針を改定する必要性が認められた際には、教授会または研究科委員会の審議を経て、大学運営協議会にて報告される。

【2. 1. 3. ②方針及び手続に従った内部質保証活動の実施】

内部質保証活動推進の責任を負う執行部にて定められた計画に従い、各学部長や事務局長などはそれぞれの部局における自己点検・評価を定期的に行っている。その結果の中で中期計画に関するものは、年度中に1度大学運営協議会にて報告され、点検を受けている。また、毎年度発行される自己点検・評価報告書には、各部局が上記の方針に基づいて自己点検・評価を行った結果を記すことになっている（資料 2-8）。大学評価委員会はこの報告書を基に内部質保証活動を点検している。これらの手続を経て、執行部から、改善方策や新たな内部質保証の計画が示されている。一方、報告書に基づいた自己点検・評価は、2022年度分を2023年10月26日の大学評価委員会にて行った（資料 2-9）。

【2. 1. 3. ③内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み】

全学的な内部質保証活動は、推進の責任を負う執行部において計画（P）が策定され、各部局が実行（D）を担う。そして、上記のとおり、大学運営協議会や大学評価委員会が点検（C）を行うが、その根拠資料は各部局の自己点検・評価により作成される。この際、教育課程については、各学部・学科及び研究科において定められている学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づいて評価がなされている。これらを経て、執行部より、改善方策や内部質保証の計画の修正といった活動（A）が行われる。

【2. 1. 3. ④学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施と、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施】

2. 1. 3. ③のとおり、各学部・学科及び研究科においては、学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）が定められている（資料 2-10【ウェブ】、2-11、2-12、2-13）。この方針に基づいて前年度の教育活動を評価し、自ら改善・向上につながる施策を検討する。同時に、評価結果は大学運営協議会及び執行部会議にて報告され、多方面から改善・向上の実現を目指した提案が与えられることになる。ただし、明確な学修成果の評価方針の策定は、学部・研究科においては2021年度、研究科においては2022年度であるため、この形での取組はまだ開始段階といえる。

【2. 1. 3. ⑤行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応】

本学は、2017年度に貴協会による大学評価を受審した。その結果、4点の努力課題と2点の改善勧告を指摘された。また、概評においていくつかの指摘がなされたため、これらを合わせて改善に努めるものとした（資料 2-14、2-15）。その後、各部局は指摘事項の改善に務め、2021年度には貴協会に改善報告書を提出し、改善報告書検討結果をいただいた。（資料 1-9、2-16）。そこでは、概評において引き続き改善が望まれると評価された部分があったが、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」は「なし」とされた。この他、行

政機関、認証評価機関等からの指摘事項はない。

【2. 1. 3. ⑥自己点検・評価における客観性及び妥当性の確保】

毎年度の自己点検・評価は、結果を報告書として取りまとめ、公表している。その作成に際しては、担当部署である企画部より、各部局の点検・評価の基準とすべき規程や方針が明示されている（資料 2-17）。また、教育課程を実行する各学部と研究科においては、それぞれのアセスメント・ポリシーに基づいて評価がなされている。

自己点検・評価の客観性及び妥当性を厳密に確保する有効な手段の一つは第三者からの点検を活用することであるが、本学では学校教育法第 109 条に基づく認証評価以外には行ってこなかった。しかし、2023 年度に外部評価の活用を検討して 2024 年 1 月 15 日付で学長より「2023 年度 東洋学園大学 外部評価実施要領」を発出した（資料 2-18）。これに基づき、2 名の外部評価委員から自己点検・評価報告書を資料としての評価意見をいただいた（資料 2-19）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点 1】：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

【評価の視点 2】：公表する情報の正確性、信頼性

【評価の視点 3】：公表する情報の適切な更新

【2. 1. 4. ①教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表】

教育研究活動の中でも法令により公表が義務付けられているものは、ウェブサイトの大学案内に情報公開のページを設け、「法令に基づく情報公開（学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係）」として、状況等を公表している（資料 2-20【ウェブ】）。教員情報を含むその他の教育研究活動についても、大学全体や各学部または研究科などで、公表している。自己点検・評価結果は、冊子で発行される報告書の電子ファイルを、過年度分も含めて公表している。財務に関する状況についても、ウェブサイトの大学案内に法人情報のページを設け、「財務状況」として、状況等を公表している。そこでは、過去 3 年分の事業活動収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査法人監査報告書・計算書類、監事監査報告書等を公表し、事業収支活動収支計算書と貸借対照表については、概略を記載している。

【2. 1. 4. ②公表する情報の正確性、信頼性】

公表する情報は、複数の部局がかかわり、相互に点検することで、正確性が保たれている。例えば、ウェブサイトに関しては、東洋学園事務組織及び事務分掌規程第 14 条第 1 項第 5 号により、「公式ホームページの管理及び運営に関する事項」は広報室の業務とされる。また、文部科学省の補助金関連項目については、法人本部企画部でも確認を行っている。しかし、著作権その他の知的財産権に関する事項や保有する情報の保護に関する事項は、学術情

報施設群としての図書館及びメディアセンターの業務である（同第15条第2項第1号及び第2号）。その他、資金収支計算書等の財務情報については、独立監査人としての監査法人による監査、並びに2名の監事による監査を受けており、公表される財務情報は信頼性を有している。

【2. 1. 4. ③公表する情報の適切な更新】

法令に基づく公開情報は、年度ごとに更新することになるが、それ以外の情報に関しても、必要なものは年度ごと、若しくは適時更新している。上述のとおり、ウェブサイトの更新作業を直接担う部局は、広報室であるが、関係する各部局と連携してこの作業が行われている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

【評価の視点3】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【2. 1. 5. ①全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価】

本学では、原則として毎月開催される各学部教授会にて各部局から活動に関する情報が報告され、教育研究活動の適切性、有効性を点検・評価してきた。年度単位の全学的な点検・評価としては、2008年度から実施している自己点検・評価が該当する。中・長期的なPDCAサイクルでは中期計画が基盤となり、各年度の事業計画について大学運営協議会にて点検・評価がなされている。ただし、1. 1. 3. ①に記したように、本学の中期計画は2020年度に初めて実施されたため、まだ一つのサイクルが完結していない。2024年度中に一定の評価を行って2025年度からの中期計画を策定し、2025年度に現計画の期間全体に対する点検・評価を行うことになる。

【2. 1. 5. ②適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価】

内部質保証システムの一つである自己点検・評価においては、これまでに述べてきたとおり、各部局が基準とする規程や方針が明示されている。評価に際しては、各部局が保有している情報の他、IR室から提供される情報も適宜用いられる。PDCAサイクルにおいては、5年を期間とする中期計画が基盤となり、計画実行の進捗状況が、大学運営協議会で報告される。中期計画に基づいて各年度で計画される事業は、具体的な内容で設定されるため、進捗状況は客観的な情報に基づいて報告される。このように、定期的な点検・評価が行われるとともに、会議の場で結果を公表するため、根拠の客観性が求められることから、点検・評価の適切性が保たれているといえる。

【2. 1. 5. ③点検・評価結果に基づく改善・向上】

本学では、各部局で自己点検・評価を行い、それを全学で取りまとめた報告書を2008年

度から毎年度発行してきた。そして、2019年度には中期計画が策定され、2020年度よりそれに基づいた活動が開始されるとともに、適時点検・評価も行われるようになった。各部署が活動を振り返り、改善・向上を目指して取り組むことは以前と変わらないが、一連の過程を統一された書式で記録し、客観的な点検・評価が可能になった点は、改善・向上といえる。そして、開始されて間もないが、他大学と連携した外部評価を受けるようになったことも改善・向上した取り組みといえる。

【2. 1. 5. ④COVID-19への対応・対策】

2017年度に大学評価を受審した際には、大学評価委員会を内部質保証の「責任部署」とし、その方針に沿って大学評価専門委員会と部局作業部会が、内部質保証の実行、整備を担うとしていた。しかし、明文化された方針は作成しておらず、当時の実質的な内部質保証活動である自己点検・評価は、報告書の作成までにとどまっており、それに基づいた点検と改善をサイクル化することはできていなかった（資料 2-21）。その後、貴協会が開催した「平成 30 年度 大学・短期大学スタディー・プログラム(A 日程)」への参加などを通じて他大学の先進的な内部質保証活動事例を学び、本学においても内部質保証システムの再構築に取り掛かることとなった。よって、大学活動全般における新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」という)への対応・対策の検討と内部質保証システムの再構築の検討は同時に行われた。特に、本学では専門教育とともに英語教育に力を注いでいるため(資料 2-21)、留学プログラムの中止や海外からのインターンを雇用できない事態は、教育課程が方針に定めたとおりに実施できないことにつながる。そのため、オンラインを利用した海外大学との交流など、代替手段が各種方針に沿うものであるかを確認しながら、内部質保証システムの再構築の検討が行われた。その結果、内部質保証も含め重要事項を決定する各種会議を合同で行うという形で、COVID-19に対応することとなった。

2. 2. 長所・特色

2. 1. 1. ①及び②に記したように、2021年度に本学の内部質保証に関する基本的な考え方を「東洋学園大学内部質保証方針」として明示し、執行部をその推進に責任を負う組織とした。本学では、内部質保証方針を定める以前から各部署で自己点検・評価を行い、毎年度報告書を作成してきたが、2023年度よりそれを大学評価委員会及び執行部会議で検証し、改善・向上に向けたその後の計画策定につなげるサイクルが完成しつつある。そして、他大学の教員による外部評価を導入している点も、本学の内部質保証体制の長所・特色といえる。

2. 3. 問題点

本学が内部質保証方針を定め、公表した時期は 2021 年度後半であり、方針に基づいて活動した期間は短い。また、第 1 回目の中期計画は 2019 年度に策定され、その期間は 2020 年度から 2024 年度である。こちらもまだ期間を完結しておらず、計画に基づいた事業の運営という面では、試行錯誤中といえる。特に、先行して行っていた大学評価の基準を用いた自己点検・評価に、中期計画及び内部質保証方針を結びつけることが、まだ十分にできていない。当然、内部質保証方針及び中期計画の策定以前から、内部質保証活動は行っており、大学の運営も計画性を持って推進してきた。他大学に倣い、本学でも内部質保証を専門に担

当する部署を設けることも考えられるが、執行部、大学評価委員会、大学運営協議会と構成員の重複が予想される。本学の規模及び人的リソースを鑑みながら、独立性のある内部質保証担当部署を設ける方法が課題である。

2. 4. 全体のまとめ

本学の教育・研究活動については、かねてから自己点検・評価を実施していたが、一定の書式に基づいた報告書としてまとめたのは、2008年度からである。また、実質的な内部質保証に該当する活動も行ってきたが、その方針を明確に定めたのは2021年度である。内部質保証について責任を負う部署は執行部としているものの、大学運営協議会や大学評価委員会は構成員が重複している。本学のような規模の大学においては、こうした組織の重複が避けられない中で、内部質保証を組織的かつ効率的に行っていくことが、今後の課題と考えられる。

第3章 教育研究組織

3. 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

【評価の視点 1】：大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性

【評価の視点 2】：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

【評価の視点 3】：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

【評価の視点 4】：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

【3. 1. 1. ①大学の理念・目的と学部(学科)構成及び研究科構成との適合性】

建学の精神である「自彊不息」に基づき、本学は「時代の変化に伝える大学」「国際人を育てる大学」「面倒見のよい大学」を理念とする(資料 1-1【ウェブ】)。学部の目的は、学校教育法に基づき、専門の学芸の研究教育を行い、高い理想のもとに深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と、国際的な識見を備えた有能な人材を育成することである(学則第1条)。また、大学院の目的は、本学の教育精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与することである(大学院学則第1条)。これらの理念・目的を実現するため、学部には、グローバル・コミュニケーション学部、人間科学部及び現代経営学部の3学部を置き、研究科には現代経営研究科現代経営専攻を置いている(学則第3条第2項及び大学院学則第4条)(大学基礎データ 表1)。そして、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科、人間科学部に人間科学科、現代経営学部現代経営学科を置いている(学則第3条第2項)。

グローバル・コミュニケーション学部は、様々な社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができるコミュニケーション能力と英語による情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現することができるコミュニケーション能力を身に付けた人材を広く社会に輩出することにより、グローバル社会の発展と向上に貢献する人材の育成を目的とする。グローバル・コミュニケーション学科は、自国や諸外国の地域や文化、社会に関する知識の理解を深めるとともに、現代社会における重要な主題や現代社会が直面する諸課題に関する知識及び社会事情について総合的に理解することにより、実際に生起する社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができる現代教養人としてのコミュニケーション能力を有して、ビジネスや文化交流、社会活動、地域貢献などの幅広い分野で中核的な役割を担うことができる人材の養成を目指す。英語コミュニケーション学科は、英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、英語の情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現するコミュニケーション能力を養うとともに、英語に関する専門的な知識の理解のもとに、英語教育に関する基礎理論や指導法について理解することにより、国際社会や英語教

育活動に必要となるコミュニケーション能力を有して、国際関連産業や文化関連産業、教育関連産業などの幅広い分野で活躍することができる人材の養成を目指す（学則第3条第3項）。

人間科学部人間科学科は、人間に関わる諸問題を深く多角的に理解することにより、人のこころとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力、および社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成を目指す（学則第3条第4項）。

現代経営学部現代経営学科は、変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目的とする（学則第3条第5項）。

現代経営研究科現代経営専攻は、学部段階における教養教育とこれに裏打ちされた専門的素養を基礎として、経営学分野を中心とした専門性の一層の向上を図ることにより、社会の多様な要請に応えることのできる幅広く深い学識と研究能力に加えて、高度の専門的な職業等を担うために必要な卓越した能力を備えた人材を育成することを目的とする（大学院学則第4条第2項）。

【3. 1. 1. ②大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性】

学則第58条により、本学の研究施設として、英語教育開発センター、国際交流センター、教養教育センターが置かれている。英語教育開発センターと国際交流センターは、「国際人を育てる大学」の理念、及び国際的な見識を備えた有能な人材を育成するという目的を実現するために研究開発を行っている。教養教育センターは、深い教養と正しい判断力を身につけ、広い視野と国際的な見識を備えた有能な人材を育成するという目的の実現のため、研究開発を行っている。2017年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審した際、これらのセンターは「1、2年次の学生を主たる対象とした本学3学部の共通基本教育の実行母体」としての機能を有すると記載した。そのように、これらのセンターは研究開発された教授法等を授業科目に反映する形で教育にもかかわっている。

図書館は、メディアセンターとともに学術情報施設群を構成する。学術情報施設群の目的は、本学園における教育、研究の発展に寄与するとともに、学外の教育研究機関との協力関係を支援し、広く社会に貢献することである（学術情報施設群規程第1条及び第2条）。そして、図書館の目的は、本学園に必要な図書及び資料を収集・管理するとともに、これを教職員・学生の用に供することにより、その教育及び学術研究に資することである（学術情報施設群規程第2条第2項）（資料3-1）。

【3. 1. 1. ③教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮】

本学の理念に従い、時代の変化に応え、また、国際人を育てるため、2013年に人文学部を人間科学部と名称変更するとともに、グローバル・コミュニケーション学部を設置した。新たに開設したグローバル・コミュニケーション学部では、旧人文学部国際コミュニケーション

オン学科で展開していた教育内容を基礎としつつ、当該専門分野における教育研究のさらなる充実と整備を目指し、グローバル・コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科を置いた（資料 2-21）。学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮した教育研究組織の大きな改組は以上であるが、教育課程の改編などは、教育研究組織の中で常に検討及び実行されている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点 1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

【評価の視点 2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【3. 1. 2. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価】

本学の理念・目的と照らした教育研究組織の適切性については、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である執行部及び大学評価委員会が中心となり、自己点検・評価の実施を通じて検証している。

学士課程では、各学部の教務委員会、教養教育センター、英語教育開発センター、国際交流センターが、それぞれの担当する科目をベースとして、教育研究組織の適切性を定期的に点検・評価している。明確な規定はないが、各センターは全学部の教員により構成されており、担当教員が各学部教授会にて、センターに関わる事項を報告している。例えば、全学部には英語教育開発センターが担当する英語表現科目が設置されているが、そこで行われる英語の外部試験の結果は当センターが集計し、各学部教授会及び大学運営協議会でも報告されている（資料 3-2、3-3、3-4、3-5）。また、修士課程では、研究科委員会にて教育研究組織構成に関わる情報が共有され、点検・評価がなされている。

このような形で、適切な根拠に基づいた教育研究組織構成の定期的な点検・評価がなされている。

【3. 1. 2. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

上述のとおり、教育研究組織構成の適切性は、定期的に点検・評価されているが、組織構成の大きな変更は、一般的にそれほど高頻度で行われるものではない。本学が新たに設置した組織の例としては、2021年6月1日に発足した次世代教育推進室が挙げられる（次世代教育推進室規程附則）。これは、COVID-19の感染対策という限定的なものではなく、オンライン授業のレベル向上とそれに伴う対面授業の変革を目指していくものである（次世代教育推進室規程第2条）。本推進室の業務には、施設等設備、ポートフォリオや教育方法等の提案が含まれる（次世代教育推進室規程第3条第1項第4号）。本推進室の提案から、実際に新しいLMSシステム「Campus-Xs」（以下、「Campus-Xs」という）及びポートフォリオが導入された。

3. 2. 長所・特色

本学では2008年度から毎年度自己点検・評価を行っている。自己点検・評価に基づいた教育研究組織の改編は、2013年度が最後となる。すなわち、過去10年間は、現況の組織によって一定の教育研究成果をもたらしてきたといえる。特に、2013年度に名称変更された人間科学部は人間科学科を置き、卒業を認められた学生には学士（心理学）の学位が授与される（学則第31条第3項）。近年は、公認心理師、認定心理師、及びピアヘルパーの資格取得に取り組む学生や、メンタルヘルス・マネジメント検定Ⅱ、Ⅲ種及び心理学検定2級～特1級の試験に合格する学生が複数輩出されている（資料2-8）。このように、心理学とともにスポーツ・や社会学の分野で幅広いニーズに応える学部となっている。また、グローバル・コミュニケーション学部においても二つの学科を置き、現代経営学部においても複数のコースを開設していることが、本学の特色といえる。

3. 3. 問題点

2013年度より、学士課程は現行の3学部4学科となった。そして、2017年度に受審した大学評価の結果を受け、教育課程の編成・実施方針を改定し、各学部・学科の教育内容、教育方法、評価方法が明確に示された。学則により各学部の授業科目の編成、変更及び実施に関する事項は、当該学部教授会で審議されるが、基本教育科目については、教養教育センター、英語教育開発センター、及び国際交流センターも、計画、実行、評価、及び改善等に関わっている。よって各センターは、各学部・学科の教育課程の編成・実施方針を踏まえ、授業科目を計画することになり、難しい作業となる。また、基本教育科目の中で学部・学科独自の教育内容を実施する際には組織間での調整が必要となり、時間を要することが問題である。今後、学部・学科とこれらセンターとの関係についてさらに点検を行い、改善を実現しなければならない。

3. 4. 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的に基づいて設置され、社会情勢の変化を注視して、それに対応する組織形態の検討を続けている。こうした内部質保証システムを機能させるため、第2期認証評価受審後にはIR室及びIR委員会を設置した。IR室では、大学の各部局にある情報について現状把握し、それらの分析結果を提供することにより、各学部及び部局の施策立案、意思決定に資する活動を行っている。ただ、IR室等から報告された情報を基に点検・評価を行い、それが学部・学科の再編といった大きなレベルでの教育研究組織構成の改善に至ったという例はまだない。こうした課題は残るものの、委員会やセンターレベルでは詳細な情報が発信され、全学で共有される体制は完成されており、適切な根拠に基づいた教育研究組織構成の定期的な点検・評価がなされているといえる。

第4章 教育課程・学習成果

4. 1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【評価の視点1】：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

【4. 1. 1. ①課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針の適切な設定及び公表】

公益財団法人大学基準協会による2017年度大学評価の結果、現代経営学部、人間科学部、グローバル・コミュニケーション学部及び現代経営研究科の学位授与方針について、努力課題として改善を求められた。これについて改善を行い、2021年度に改善報告書を提出したところ、現代経営学部、人間科学部、グローバル・コミュニケーション学部については改善が認められたという評価を得た。現代経営研究科については、今後の改善経過について再度報告は求められなかったものの、学位授与方針に修得しておくべき学習成果を示すことを求められたため、その後学位授与方針を修正した。

本学の各学部・学科が授与する学位を、学則第31条に基づいて下表にまとめる。

学部	学科	学位（学士）
現代経営	現代経営	経営学
人間科学	人間科学	心理学
グローバル・コミュニケーション	グローバル・コミュニケーション	グローバル・コミュニケーション学
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション学

また、大学院修士課程は現代経営研究科現代経営専攻のみであり、授与する学位は「修士（経営学）」である（大学院学則第28条）。

このように、本学では各学科及び研究科により一つの学位が授与されているため、各学科及び研究科の学位授与方針が定められている。ただし、グローバル・コミュニケーション学部はグローバル・コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科から構成されているため、学部としての学位授与方針も定められている。以下、例としてこれらの学位授与方針を示す。

卒業認定・学位授与に関する方針：グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部では、以下の能力を習得し、学則に定める卒業要件を満たした学生に卒業を認定し、学位を授与する。

(1) グローバル社会で他者と理解し合い、関係を築いて、協働、貢献し合うことを可

能にする対人コミュニケーションを实践できる。

- (2) 英語や他の外国語を用いて、仕事や他の日常生活の場面で円滑にコミュニケーションを取ることができる。
- (3) 幅広い教養とグローバル社会に存在する複雑な社会状況と多様な文化への理解とを併せ持ち、他者の価値観を尊重できる。
- (4) 変動するグローバル社会の一員として自らの地域コミュニティで社会の平和と持続的発展に寄与するために必要となる健全な倫理観を持ち、社会的責任を果たすことができる。

卒業認定・学位授与に関する方針：グローバル・コミュニケーション学科

グローバル・コミュニケーション学科では、以下の能力を習得し、学則に定める卒業要件を満たした学生に卒業を認定し、学位（グローバル・コミュニケーション学）を授与する。

- (1) 英語の習得に加え世界の他の言語にも親しみ、併せて基礎的教養として、基本的なアカデミック・スキル、情報処理能力、日本語運用力を身につけ、それらを社会・文化的背景を踏まえて使用できる。
- (2) 国際関係の諸課題を把握し、歴史的背景、地域的特質、理論的枠組みに基づいて説明できる。
- (3) 国際社会および日本社会の一員として、職業人が持つべきキャリアに関する基本的知識を備え、みずからのビジョンを抱いて、社会が抱える諸問題に対する具体的な問題解決に参画、協力する意欲を持っており、また、それを実践できる。
- (4) 世界のさまざまな文化と各地域の特質を理解しており、他者への共感を持って国内外の多様な背景を持つ人々との交流を担うことができる。
- (5) さまざまな知識や経験を活用して、個人でも組織でも、新たな考えを構想する力と実現可能な計画を立てて実践する力を発揮できる。

卒業認定・学位授与に関する方針：英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科では、以下の能力を習得し、学則に定める卒業要件を満たした学生に卒業を認定し、学位（英語コミュニケーション学）を授与する。

- (1) グローバル社会において日常生活や仕事で必要となるコミュニケーションを円滑に行える十分に高い英語運用能力を習得しており、併せて、基礎的教養として基本的なアカデミック・スキル、情報処理能力、日本語運用力、英語以外の外国語運用能力、幅広い現代的諸課題に関する知識も身につけている。
- (2) 英語という言語や英語圏を中心とするグローバル社会の文化、文学、社会に関する専門的知識を身につけており、それを活用して合理的、創造的に思考し、効果的に自分の考えを表現できる。
- (3) 職業人が持つべきキャリアに関する基本的知識を備えており、英語によるコミュニケーション、英語圏の社会、外国語教育に関する専門的知識を応用して職業上の課題に活かすことができる。
- (4) 自分の専門領域に関して、有意義な課題を見つけ、調査、分析を通して解決案を考え出し、それを論理的に構成して適切に表現する基本的技能を身につけてい

る。

本学では、学士課程の入学生に対して全学部の内容を収めた「学生便覧」(資料 4-1) を配布しており、その中で「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与に関する方針)」を明記している。そして、大学ウェブサイト (資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】) の各学部・学科を紹介するサイトでは、最新のディプロマ・ポリシーを掲示しているが、「学則・学生便覧・履修要覧・シラバス」のサイトには、7 年度分の学生便覧を電子ファイルで閲覧・ダウンロードできる。ただし、2021 年度までの学生便覧にはポリシー (教育方針) を記載していない。

修士課程も同様に「大学院履修要覧」(資料 4-5) とウェブサイト (資料 4-6【ウェブ】) にて学位授与方針を示している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点 1】：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定 (授与する学位ごと) 及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

【評価の視点 2】：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

【4. 1. 2. ①下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表】

〈教育課程の体系、教育内容〉

点検・評価項目①と同様、2017 年度大学評価の結果、現代経営学部、人間科学部、グローバル・コミュニケーション学部及び現代経営研究科の教育課程の編成・実施方針について、努力課題として改善を求められた。そこで、これらについて改善を行ったところ、改善報告書検討結果において特に言及はされなかったため、改善がなされたといえる。

教育課程は、学生が学位授与方針に定めた能力等を習得できるように編成・実施されなければならない。そこで、学位授与方針と同様に、教育課程の編成・実施方針も、各学科及び研究科によって定められるとともに、大学ウェブサイトにて最新のものを公開している。そして、4. 1. 1. ①のとおり学生便覧または大学院履修要覧にて各入学年度のものを明示している (資料 4-1、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5、4-6【ウェブ】)。

〈教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等〉

「教育課程の体系、教育内容」に示した通り、各学科及び研究科によって、教育課程の編成・実施方針を定めており、以下にグローバル・コミュニケーション学部の方針を例示する。

グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学部の教育課程は、学位授与に要求される能力を修得するために、グローバル・コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科の 2 学科

を設置し、全学部共通である「基本教育科目」に加えて、「専門教育科目」として「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「専門ゼミ科目」を設置し順次的・体系的にカリキュラムが編成されている。(資料 4-4【ウェブ】)

グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の教育課程は、学位授与に要求される能力を修得するために、全学部共通である「基本教育科目」に加えて、「専門教育科目」として「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「専門ゼミ科目」を設置し順次的・体系的にカリキュラムが編成されている。具体的には、以下のとおりである。

1. 教育内容

全学部共通の「基本教育科目」として、日本語表現方法を学び、初習外国語に触れたり幅広い教養基礎の知識を身につけたりしながら大学の学びへの適応力を養い、実践的な情報処理能力を獲得し、キャリア形成の意欲を引き出すことを目的とする科目を設置する。

グローバル・コミュニケーション学科の「専門教育科目」は、「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」「専門ゼミ科目」で構成される。

「専門基礎科目」は、複数の領域に触れることで視野を広げ、同時に学科の学びの基礎となる知識を固めることを目的とし、1年次から学科の入門的な科目及び専門基幹科目の導入となる科目を設置する。

「専門基幹科目」は、様々な専門領域の学びの柱となる科目であり、専門性を深めることを目的とし、各領域別に理論やケースなど取り扱う科目を設置する。

「専門展開科目」は、専門性をさらに深めて広げていくことを目的とする。

「専門ゼミ科目」は、幅広い複数の視野と問題の発見及び解決能力の獲得を目的とする。また、学生間の協働学習を進め、教員による個別指導も十分に行えるよう、各ゼミを少人数で編成する。

卒業論文・卒業制作は、1年次より養成される各能力の評価の一つであるため必修とし、研究テーマについて能動的に探求し、論理的文章または制作物で表現する力を養うことを目的とする。

このほか、学位授与に関連する資格取得を目的とした教育課程を設置する。また、より高度なグローバル・キャリアを目指す「国際キャリアプログラム」を併設する。

2. 到達目標および教育方法

(1)「外国語運用能力」

到達目標

英語に加え世界の他の言語を習得し、それらを職業等において社会・文化的背景を踏まえて使用できる「語学力」を身につける。

教育方法

必修の英語表現科目のほかに選択の英語特別選抜クラス(ALPS)を配置し、現代社会におけるさまざまな話題・問題を複数の言語で扱う語学力を涵養する。また、学部間共通の初習外国語科目のほかに、専門基礎科目に語学力向上を目指す言語表現科目、専門基幹科目に専門領域の講義を外国語で行う科目を設置する。

(2)「異文化理解力・国際社会理解力」

到達目標

グローバル社会および日本社会が抱える諸問題に対する具体的な問題解決に必要な知識と手法を習得し、現場で活用できる力を身につける。

教育方法

専門基礎科目（1・2年次）、専門基幹科目（2・3年次）へと段階的に設置し、各専門領域、各地域・問題領域を組み合わせて科目を設置する。また、専門展開科目（2・3年次）では先端領域を含む学際的な科目等も設置する。国際社会および日本社会が抱える諸問題に対する具体的な問題解決に必要な知識と手法を習得し、現場で活用できる力を身につける。また、関係科目では日本語だけでなく外国語を使った講義も展開する。

（3）「実践的な表現力・行動力」

到達目標

さまざまな文化や地域の特質を理解し、多様な背景を持つ人々との協調を通して交流する実践する力を身につける。

教育方法

教養基礎演習（1年次）、専門基礎演習（2年次）、専門応用演習（3年次）、卒業研究演習（4年次）を設置し、物事を主体的にとらえ、それを客観的に分析し、思考の結果を的確に表現する能力を涵養する。卒業論文の執筆は必修とし、自ら問題を発見し解決する力を養う。さらにグローバルPBLを設置し、国際・国内社会の直面する具体的な問題の解決に参画・協力する機会とする。

（4）「調査・分析力」

到達目標

教養、情報社会に必須の知識等を基盤とし、国際社会・日本社会の論点や課題を整理し分析できる手法を身につける。

教育方法

1年次より情報の収集、分析、表現手法、社会におけるモラル・マナーを学ぶ教養演習科目および情報処理科目を配置する。2年次より専門基礎演習、リサーチデザインにおいても歴史的背景、地域的特質、理論的枠組みに基づいて国内外の問題を分析・説明できる能力を養う。

（5）「社会人基礎力」

到達目標

個人、組織を問わず具体的結果を出しうる実践力と協調性を持ち、グローバル社会で活躍できる力を身につける。

教育方法

ゼミ等の演習科目や学外実習・プロジェクトを通してチームワークを学ぶ。また、キャリア科目を1年次から3年次に設置し、模擬就活等を通し就職活動という視点から社会と仕事を知り、同時に大学生活とライフプランを考える機会とする。

さらに、学部独自のキャリア関連科目、日本語教員養成課程を設置し、国内外における異文化理解の促進に職業人として携わるステップとする。

教育評価

学生の教育評価は、卒業要件の充足、GPA、卒業論文、資格取得、その他の社会活動等により行う。

(資料 4-4 【ウェブ】)

グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科の教育課程は、学位授与に要求される能力を修得するために、学部間共通である「基本教育科目」に加えて、「専門教育科目」として「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」「専門ゼミ科目」を設置し順次的・体系的にカリキュラムが編成されている。具体的には、以下のとおりである。

1. 教育内容

全学共通の「基本教育科目」として、日本語表現方法を学び、初習外国語に触れたり幅広い教養基礎の知識を身につけたりしながら大学の学びへの適応力を養い、実践的な情報処理能力を獲得し、キャリア形成の意欲を引き出すことを目的とする科目を設置する。

英語コミュニケーション学科の「専門教育科目」である「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」では、専門領域を学ぶ A 群科目と英語運用力を伸ばすための B 群科目を設置している。

「専門基礎科目」は、様々な領域に触れることで視野を広げるとともに、学科の学びの基礎となる知識を固めることを目的とし、1 年次から学科の入門的な科目及び「専門基幹科目」の導入となる科目を設置する。

「専門基幹科目」は、様々な専門領域の学びの柱となる科目であり、専門性を深めることを目的とし各領域別に理論や実践に関わる科目を設置する。

「専門展開科目」は、専門性をさらに深めて広げていくことを目的とする。

「専門ゼミ科目」は、幅広い視野と課題の発見及び課題の解決能力の獲得を目的とする。学生間の協働学習を進め、教員による個別指導も十分に行えるよう、各ゼミを少人数で編成する。

卒業論文・卒業制作は、専門教育科目を通して学んできたものの中から研究テーマを見つけ、ゼミ担当者の指導のもとで論文または制作物を完成させることで、専門領域を能動的に探求し、論理的な文章または他の形で表現する力を養うことを目的とする。

このほか、学位授与に関連する資格取得を目的とした教育課程を設置する。また、より高度なグローバル・キャリアを目指す「国際キャリアプログラム」を併設する。

2. 到達目標および教育方法

(1) 「英語の高い運用能力の習得」

到達目標

英語表現科目において基礎的英語能力を身につける。また、学科専門科目 (B 群科目) においてさらに高度な表現力を目指し、日常生活や現代社会の様々な話題に対する意見を英語で表現できる能力を涵養する。さらに、もう一つ他の外国語の習得もめざす。

教育方法

必修の英語表現科目と選択必修の初習外国語科目、また「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」の B 群科目を段階的に設置する。

(2) 「グローバル化する世界の文化、言語、文学、社会の理解」

到達目標

グローバル化する世界の文化、言語、文学、観光やメディアを含む社会の仕組みを多角的に理解し応用する力を養い、英語圏ならびにその他の文化圏における多様な価値観を持つ

人々を理解するための背景知識と洞察力を育む。

教育方法

A 群「専門基礎科目」において幅広く入門的分野を設置し、2 年次より深い専門知識を育む A 群「専門基幹科目」、さらに 3 年次 A 群「専門展開科目」を順次的・段階的に設置する。「専門ゼミ科目」において学んできたテーマの研究を最終的に完成させる。

(3)「英語コミュニケーション能力の活用」

到達目標

英語コミュニケーションの仕組みを理解し、異なる文化背景を持つ人々の間で起こる誤解や摩擦の認識と理解を深め、グローバル化社会での日常生活や、仕事での対人コミュニケーションに活かす力を養う。特に、英語や外国語としての日本語の教育に携わるために必要な外国語教授能力を身につけさせることを目指す。

教育方法

A 群「専門基礎科目」において入門的分野を設置し、さらに深い理解へと導く A 群の「専門基幹科目」と「専門展開科目」を順次的・段階的に設置する。また、中・高の英語教員免許の取得を目指す「教職課程関連科目」、幼児・児童への英語指導者を目指す「児童英語教育課程関連科目」、日本語教師を目指す「日本語教師養成課程関連科目」を順次的・段階的に設置する。

(4)「英語の実践と体験を深める」

到達目標

海外での生活ならびに学習経験を通して、総合的な英語運用能力ならびにグローバル・コミュニケーション力を高める。

教育方法

「専門基幹科目」および「専門展開科目」に海外実習科目を設置する。また、国際交流センターの留学プログラムなど海外での経験を養う機会を設けている。

教育評価

学生の教育評価は、卒業要件の充足、GPA、卒業論文、資格取得、その他の社会活動等により行う。

(資料 4-4【ウェブ】)

【4. 1. 2. ②教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関性】

4. 1. 2. ①のとおり、本学の教育課程は、学生が各学部学科及び研究科の学位授与方針に定めた能力等を習得できるように編成されている。よって、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の連関性は適切であるといえる。従来から両者の連関性は適切に保たれていたが、現在ではそれをより明確に示すため、各学部においてカリキュラムマップを公開している（資料 4-7、4-8、4-9、4-10）。

現代経営学部のカリキュラムマップは、縦方向に授業科目を並べ、3 項目に要約した学位授与方針の中で定める能力のうち、いずれを涵養する科目であるのかを示す形になっている。これは、学位授与方針に定める能力等を三つに大別した後、それぞれをさらに三つに細分している点が特徴である。よって、学位授与方針に定める能力は 9 種類に要約され、各科

目が涵養する能力のうち最も重要なものを二重丸印で、それに次ぐものを丸印で表す形になっている。その他記されている情報としては、履修年次、単位数、必修科目と選択科目の区別、科目番号である。このように、カリキュラムマップの情報量は豊富であるため、三つの専攻ごとに作成している。

人間科学部のカリキュラムマップも、縦方向に授業科目を並べ、4項目に要約した学位授与方針の中で定める能力のうち、いずれを涵養する科目であるのかを示す形になっている。人間科学部には三つのコースがあり、それぞれ配置する科目が異なるため、カリキュラムマップはコースごとに作成されている。例えば、心理・カウンセリングコースでは「心を科学する力」を涵養する科目、スポーツ健康コースでは「スポーツ・健康を科学する力」を涵養する科目、人間社会コースでは「社会を科学する力」が多くなっている。その他記されている情報は、単位数、必修科目と選択科目の区別、科目番号である。

グローバル・コミュニケーション学部のカリキュラムマップは、縦方向に授業科目名を並べ、5項目に要約した学位授与方針の中で定める能力のうち、いずれを涵養する科目であるのかを示す形になっている。その他の情報として、科目区分、科目番号、到達目標、単位数、必修科目と選択科目の区別がわかるようになっている。

このように、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の連関性は、学生が体系的に把握できるよう工夫されている。逆に、一つの授業科目に注目した際、教育課程上の位置づけと学位授与方針における教育目標がわかるよう、シラバスには両者が明記されている。現代経営研究科では、従来から履修モデルが確立しているとともに科目数が少ないため、シラバスにおいて両者の連関性を把握できるようにしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点1】：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配慮（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等との関わり

【評価の視点2】：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

【4. 1. 3. ①各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置】

〈教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性〉

本学の教育課程は、学位授与方針に基づいて定めた教育課程の編成・実施方針に沿って設計されていることから、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性は保たれている。そして、教育課程の編成・実施方針における各授業科目の位置づけは、上記のとおりカリキュラムマップやシラバスにおいて、学生が把握しやすいよう工夫が施されている（資料 4-7、4-8、4-9、4-10）。

〈教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮〉

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性は、各学部学科及び研究科において配慮されている。それは、本学のすべての科目に履修年次が設定されるとともに、体系的な学習に資する科目番号が付されていることによって示される。そして、それは学部学科及び研究科よりも細分化され、専攻やコースにおける効率的な学習を促すものになっている。これらは、学則及び大学院学則における別表、学生便覧及び大学院履修要覧、カリキュラムマップ、シラバス等に示されている（資料 1-4、1-5、4-1、4-5、4-7、4-8、4-9、4-10）。

〈授業期間の適切な設定〉

大学設置基準第 22 条及び大学院設置基準第 15 条に従い、本学の 1 年間の授業期間は 35 週にわたっている（資料 4-11）。

〈単位制度の趣旨に沿った単位の設定〉

各授業科目の単位数は大学設置基準第 21 条に基づき単位制度の趣旨に沿って設定されている。すなわち、学則第 24 条によって、各授業科目の単位数を 45 時間の学修を要する内容をもって 1 単位とすることを標準とすることが定められている。研究科においても、大学院学則第 21 条によって、同様に基準を定めている。

〈個々の授業科目の内容及び方法〉

一般に、新たな学部・学科が設置される際には、設置計画の中で個々の授業科目の内容及び方法が決定される。設置計画履行期間終了後は、学修成果の評価や内部質保証のための点検・評価の結果、教育課程の編成・実施方針に変更が加えられる場合がある。それに伴って一部の授業科目の内容及び方法を変更する決定が下されれば、当該授業科目担当教員は、それに従って各授業回の内容及び方法を修正することになる。本学においてもこの形が当てはまるが、各授業科目の教育課程における位置づけと学位授与方針において涵養する能力は、カリキュラムマップに示されており、授業科目担当教員は常にこれを確認できる。よって、授業科目担当教員が決定する各授業回の内容と方法は、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしいものとなる。それでも、各学部においては教務委員会が、研究科においては研究科長と専攻長が、毎年度のシラバスを原稿の段階で検査している（資料 4-12）。よって、専任教員以外が担当したり、担当者が変わったりしても、内容及び方法に不連続性が生じることはない。

なお、授業科目の改廃は、学則第 51 条第 1 項第 1 号及び大学院学則第 48 条第 1 項第 2 号の「授業科目の編成、変更及び実施に関する事項」に該当するため、学部教授会または研

究科委員会の審議事項となる（資料 1-4、1-5）。特に基本教育科目は全学部共通の科目のため、すべての学部の教授会の議を経る。なお、授業科目の改廃は学則の変更に該当するため、教授会での審議の後理事会にて決定される。

〈授業科目の位置づけ（必修、選択等）〉

大学設置基準第 20 条に規定されているとおり、本学の各授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けられている。ただし、グローバル・コミュニケーション学部と現代経営研究科では自由科目を設置せず、人間科学部と現代経営学部では、自由科目に該当するものを自由選択科目という名称を用いている（資料 1-4、1-5）。

必修科目としては、初年次教育の「教養基礎演習 A・B」、キャリア教育科目の「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン」、専門ゼミ科目の「専門応用演習」「卒業研究演習」などがある。これらは全学部共通であるが、各学部は教育課程の編成・実施方針に従って、適切に必修科目、選択科目、自由選択科目を配置している。選択科目であっても、学生の体系的な学習を実現するため、授業科目区分の中でいくつかの条件を設定している（資料 1-4）。

現代経営研究科の必修科目は、基礎研究科目の 5 科目（10 単位）と課題研究科目の「現代経営特別演習」1 科目（6 単位）である。その他は選択科目であるが、学生の体系的な学習を実現するため、科目区分の中でいくつかの条件が設定されている（資料 1-5）。

〈各学位課程にふさわしい教育内容の設定〉

4. 1. 1. ①のとおり、学士課程では 3 学部 4 学科から四つ、修士課程では 1 研究科 1 専攻から一つの学位を授与している。各学部には教務委員会が設置され（資料 4-13、カリキュラムマップやシラバスに記された各学位課程にふさわしい教育内容が真に実行されることを担保している。さらに、各学科に設置されている各コースに対して、1 名のコース長が任命されており、コースの目的にふさわしい教育内容が維持されている（資料 4-14、4-15、4-16）。研究科においても、学生が選択する修士論文研究課題などを参考にして、授業科目の改廃を行い（資料 4-17）、学位課程にふさわしい教育内容を設定している。

〈初年次教育、高大接続への配慮（学士課程）〉

本学では、1 年次に配置された必修科目の「教養基礎演習 A、B」を中心に初年次教育が行われている。本科目は各学部に所属する教員が当該学部の学生を担当するが、基本教育科目に属する全学共通の科目である（学則別表 1）（資料 1-4）。基本教育科目は、一部の科目を除いて、教養教育センターが教育課程の編成などを担っており（教養教育センター規程第 3 条第 1 項第 2 号）、初年次教育のノウハウが全学的に共有される仕組みになっている。また、高等学校との連携を含む入学前教育についても同センターが分掌しているため（教養教育センター規程第 3 条第 1 項第 8 号）、高大接続にも配慮されているといえる。

〈教養教育と専門教育の適切な配置（学士課程）〉

学士課程の科目は学部によらず、基本教育科目と専門教育科目に大別される。基本教育科目の中には教養基礎科目という区分があり、それはさらに「人間理解」「文化・芸術理解」「社会理解」「世界理解」「現代の探求」に分かれる。特に、「世界理解」には海外の協定大

学の語学プログラムに参加する「海外文化演習Ⅰ、Ⅱ」や、海外での企業研修などのプログラムに参加する「国際体験演習Ⅰ、Ⅱ、COIL」がある（資料4-18、4-19、4-20、4-21、4-22、4-23）。これらの科目は、専門教育が中心となる高学年次における海外での学習がより効率的になるよう、いずれも1年次に配置している。

〈コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（修士課程）〉

現代経営研究科の修了要件については、大学院学則第23条第1項により、「学生は修士課程修了のため、当該課程に2年以上在学し、在学中に別表1に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査に合格しなければならない」と定めている。修得が必要な30単位のうち、「現代経営特別演習」（6単位）がリサーチワークとなり、その他の科目がコースワークとなる。科目数としてはコースワークが多いが、「現代経営特別演習」は履修期間が2年間であり、1年次からリサーチワークが始まっている。また、大学院履修要覧には1、2年次ともに夏学期を記載しており、コースワークの休業期間にリサーチワークを行うことが、促されている（資料4-5）。

【4. 1. 3. ②学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施】

本学では、基本教育科目にキャリア教育科目という区分を設け、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する科目を配置している。キャリア教育科目の中でも、「キャリアデザイン入門」は全学部で2年次に配置された必修科目であり、「自分の人生を考えるために、将来のキャリアデザインへの取り組みが自分のキャリアをつくっていく上で決定的に重要であることを実践的に学ぶ」ものである（資料4-24、4-25、4-26）。すなわち、単に就職への意識づけを促すのではなく、学生の人生全体を見通した上での社会的及び職業的自立について考察させる科目である。この科目を経て、学生は3年次必修科目の「キャリアデザイン」の履修に進み、自己の将来のキャリア像を他者に伝える学習をする。インターンシップを取り込んだ授業としては、「スタートアップ・インターンシップ」「インターンシップ演習Ⅰ、Ⅱ」を設け、それぞれ異なる年次に配置している（資料4-27、4-28、4-29、4-30、4-31、4-32）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点1】：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

【4. 1. 4. ①各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置】

〈各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）〉

年間及び各学期の履修単位数の上限は、表のとおりである（資料 4-1）（資料：2023 年度学生便覧）。ただし、集中授業科目（インターンシップ、海外文化演習、国際体験演習（「国際体験演習 COIL」を除く）、単位認定科目及び認定留学に伴う単位認定科目の単位数は含めないことになっている。

期間	学部	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
年間	グローバル・コミュニケーション	40	40	40	48
	人間科学	40	40	44	44
	現代経営	36	40	40	48
春学期	全学部	年間履修上限単位数×1/2			
秋学期		年間履修上限単位数－春学期修得単位数			

現代経営研究科では、年間履修単位数の上限は設けていない。しかし、実際に 1 年次生が履修できる科目数は、リサーチワークの「現代経営特別演習」を除き、2023 年度は春・秋学期ともに 11 科目（22 単位）である（資料 4-33、4-34）。そして、大学院学則第 23 条では、授業科目に関する課程の修了要件を 30 単位以上の修得としているため、過剰に履修登録をする誘因は発生しづらい。何より、収容定員を 20 名とし、少人数での研究指導を行っていることから、単位の実質化は図られているといえる。

〈シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）〉

シラバスは全学統一の様式であり、学部・研究科において開講するほぼすべての授業科目について、大学のポータルシステム「TG-Navi」にて公開している（資料 4-35）。シラバスには、「講義の目的・内容」「到達目標」「ディプロマ・ポリシー（DP）における教育目標」「カリキュラム・ポリシー（CP）上の位置づけ」「授業形態」、毎回の事前学習と事後学習の記載された「授業計画」「評価の方法・基準」が明示されている。その他には、科目区分、担当者、授業形態、選択と必修の区別、配当年次、単位数、担当者の実務経験の有無及びそれと授業の関連性、テキスト・参考文献等の項目がある。

〈授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知〉

次年度の授業科目担当者が決定すると、教務部より大学のポータルシステム「TG-Navi」を通じて、シラバスの執筆が依頼される（資料 4-36）。たとえ授業科目担当者が前年度から変更されない場合でも、自動的にシラバスが引き継がれないため、授業科目担当者はシラバスを確認することになる。よって、授業の内容、方法等の変更に対応してシラバスを改訂する機会は、授業科目担当者に与えられている。また、シラバスはオンライン化されているため、学生が過年度のシラバスを参照し、授業内容等の変更気づかずに履修登録をすることは、ほぼあり得ない。よって、個々の授業科目のシラバスが改訂された旨を学生に周知はしていない。

〈学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）〉

全学部1年次必修科目である「教養基礎演習B」では、決められたテーマに対して、自分の意見を論理的な構成でまとめ、グループに分かれて発表し合う学習が取り入れられている（資料 4-37、4-38、4-39、4-40）。そしてこの学習は、クラス内の発表に基づいて選出された各クラスの代表者がプレゼンテーションを競う「プレゼン TOGAKU」全体会（学部ごと）へと続く。本授業科目は、主体的参加及びコミュニケーション機会の確保という観点から、すべての学生が自ら発表し、さらに優れたプレゼンテーションを聴講するものである。こうした学習の集大成として、人間科学部では必修科目の「卒業論文」にて各ゼミの代表者が卒業論文発表会を行っている（資料 2-8）。また、現代経営学部ではアクティブラーニングの一手法として PBL（プロジェクトないし課題に基盤をおいた学習）を取り入れた科目を配置している。プロジェクトマネジメントを英語で学ぶ「GENKEI English PBL A, B」は1年次必修科目とし、「ビジネスの見方」「マーケティング・リサーチ」「商品開発ケース研究」などの専門教育科目も、PBLを取り入れた授業内容になっている（資料 4-41、4-42、4-43、4-44、4-45）。グローバル・コミュニケーション学部でも、主体的な課題解決型学習を海外において行う教育プログラムを「グローバル PBL1」などで展開している（資料 2-8）。

現代経営研究科では、リサーチワークにおいて学生は自ずと主体的に取り組むことになるが、少人数のため、コースワークにおいても履修者が毎回発表を行う授業科目が少なくない（資料 4-46、4-47、4-48、4-49）。

〈学習の進捗と学生の理解度の確認〉

本学では、富士通株式会社が提供する「Campus-Xs」を導入している。このシステムでは、レポート、課題、小テストの提出状況に加え、教材の利用状況まで履修者ごとに見ることができる。また、「学びチャート」では、各履修者の「積極性」「継続性」「計画性」を数値化し、その合計とともに教員が確認できる。これらの指標の定義は、次のとおりである。

指標	学習行動例
積極性	● 授業前に公開された資料教材を、授業前に参照する率が高い(各予習資料を授業前に参照する率が高い)

	<ul style="list-style-type: none"> レポート課題の提出期限を守っている Q&A を多く投稿している
継続性	<ul style="list-style-type: none"> 授業後に公開された資料教材を、溜めないで逐次参照している レポートの公開から一定の時間で提出している 授業への出席率が高い
計画性	<ul style="list-style-type: none"> 資料教材が公開される都度、早く参照している レポート課題を期限内に早く提出している

(資料 4-50)

一方、学生ごとの学習の進捗状況は、「ポートフォリオ」から、担当する教員が見られるようになってきている。例えば、現在及び過去の履修科目の出席状況は、授業回ごとに表示される。その他、全履修科目のレポートの提出状況や成績も見るができる。

以上のように、LMS システムを用いて、学習の進捗と学生の理解度を確認している。

〈授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導〉

新入生に対しては、入学式よりも前に PC 操作講習会を行っている。これは、本学のネットワークシステムに入るために行うものだが、履修登録をするために必要不可欠である。日を空けて、単位制やカリキュラムなど、教育課程の説明とともに、履修登録方法の説明を行う。その後、履修登録期間内に、各クラスに分かれて履修指導と時間割の作成作業に入る。一方的な講習では一部の学生が履修登録方法を誤解してしまう可能性があり、また、体系的な学習を促す目的から、少人数でのオリエンテーションを実施している (資料 4-51)。

1 年次の秋学期以降においても、授業の履修に関するオリエンテーションは、下表のようにクラス及びゼミごとに行っている。これらの授業科目の単位を修得済みで原級留め置きとなったり、留年した学生についても、担任教員としての役割を担う指導教員を指定している。このオリエンテーションの際、直前の学期分まで示した成績通知書を配布するため、各学生は教員とともに当学期の適切な履修計画を立てることになる。

学部	学科	1 年	2 年	3 年	4 年
現代経営	現代経営	教養基礎 演習 A・B	専門基礎 演習 I・II	専門応用 演習	卒業研究 演習
人間科学	人間科学		人間科学基礎 演習 A・B		
グローバル・コミュニケーション	グローバル・コミュニケーション		専門基礎 演習 A・B		
	英語コミュニケーション		総合英語 演習 2A・2B		

〈授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示〉

「Campus-Xs」では、レポートの出題と回収が行えるため、授業外学習の管理として、学習成果をレポートとして提出させる方法が取られる。提出されたレポートに対する教員

のコメントを送る機能も備えられており、授業外学習が量的または質的に不足している場合には、その旨を指摘するとともに、再提出を指示することができる。(資料 4-52)

〈授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(学士課程)〉

授業科目あたりの学生数について、本学では一律の上限等は設けておらず、各授業科目の目的に応じて学生数が適切になるよう措置されている。例えば、1年次生には入学前に英語のプレイスメントテストを受験させ、その成績に基づいてクラス分けがなされる(資料 4-51)。1年次に開講される英語表現科目は、原則としてこのクラスを単位として受講することになる。一方、このクラスには学生支援の単位としての機能を持たせてあり、「教養基礎演習」のクラスとなっている。さらに、その他の授業科目でもこのクラスを単位として受講させる場合がある(資料 4-53、4-54、4-55、4-56、4-57、4-58)。また、現代経営学部の専門演習科目、人間科学部とグローバル・コミュニケーション学部の専門ゼミ科目については、各学部の教務委員会が学生数を適切に決定している。

講義形態の授業科目のうち、必修科目は履修登録前に履修者数が見通せるため、十分な大きさの授業教室が割り当てられ、適切な学生数になっている。選択科目の場合は、履修登録の締切から授業開始までの期間が短いため、2023年度までは原則として第1回目をオンデマンド授業で行い、当初割り当てた教室の収容定員を超える登録者があった場合に備えていた(資料 4-59、4-60、4-61)。そして、教室の収容定員を著しく超過する登録者があった場合などは抽選を行い、適切な学生数を保っている。なお、抽選に外れた学生には、代替科目を追加登録する措置が取られる(資料 4-62、4-63、4-64、4-65)。

〈研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(修士課程)〉

研究指導の内容及びスケジュールについては、大学院履修要覧に記載している(資料 4-5)。そこでの特徴は二つあり、一つは年間スケジュールだけでなく、2年間にわたるものを示している点である。これは、リサーチワークの授業科目である「現代経営特別演習」の授業期間が2年間になっているためである。もう一つの特徴は、春学期と秋学期に加え、夏学期という期間を記載している点である。これは正式な授業期間ではないが、通常休業期間に実地調査などを行うことから、明記している。研究指導上重要な事柄は、1年次春学期の研究計画作成、同秋学期の修士論文中間報告会、2年次春学期の修士論文計画書の作成・提出、同秋学期の修士論文発表会である。こうした研究指導が実際に実施されていることは、毎学期の「指導記録」の提出で確認されている(資料 4-66)。

〈各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)〉

各学部の教育は、アセスメント・ポリシーに従って評価され、その結果は大学評価委員会で報告される。各学部のアセスメント・ポリシーは、2021年度に作成されたばかりであり、大学評価委員会における評価結果の報告も2023年度に初めて行われた。研究科においては、2022年度にアセスメント・ポリシーを作成した段階である。よって、教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織との明確な関わりは、初期段階といえる。しかし、大学評価委

員会におけるアセスメント結果の報告を行う以前から、学部長は大学評価委員会及び執行部の構成員であるため、教育の実施内容・状況については、内部質保証推進組織内で把握されていた。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点1】：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの認定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

【評価の視点2】：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に係る全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

【4. 1. 5. ①成績評価及び単位認定を適切に行うための措置】

〈単位制度の趣旨に基づく単位認定〉

単位制度の趣旨は、学生便覧に記載している（資料 4-1）。これはいずれの学部にも共通するものであるが、重要な事項であるため、各学部の「単位制と卒業の要件」の項目に、「単位制と単位計算」という題の下で同じ文言を記している。そこでは、1単位の授業を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする根拠が大学設置基準にあること、本学では90分の授業をもって2時間の授業とすること、講義及び演習と実験、実習、実技については、1単位に当たる授業時間が異なること、そして、授業時間外に学修が必要であることなどを示している。なお、現代経営研究科においては、大学院履修要覧の「履修の手引」の「単位制と課程の修了要件」に、上記と同様な内容を明記している（資料 4-5）。

〈既修得単位等の適切な認定〉

学士課程では、編入学者に対してのみ、既修得単位を認定している。学則第11条では、編入学者が既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定するとし、そこで認定換算することができる単位数の上限は62単位と定めている。

一方、修士課程では、大学院学則第25条にて入学前の既修得単位等の認定について定めている。すなわち、第1項では、「本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会

の議を経て学長が認めた場合、入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」としている。そして、第2項にて、「前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものと」されている。ここで前条とは他の大学院における授業科目の履修等を定めた第24条を指す。最後に、転入学者の既修得単位の取り扱い、第16条に定められ、研究科委員会の議を経て学長が決定することになっている。

以上のように、本学では編入学生等の既修得単位の取り扱いを学則または大学院学則にて規定し、教授会または研究科委員会にて適切に認定しているといえる。

〈成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置〉

各学部は、成績の評価と表示を共通化している。すなわち、成績は以下を考慮して総合的に評価される（資料4-1）。ただし、これらの割合配分は全体が100%になるように、百分率でシラバスに記載することを義務付けている（資料4-36）。この記載は、シラバス点検の対象である。

- 定期試験の成績
- 授業時間中に随時行う試験の成績
- レポートの成績
- 授業中の口頭試問の成績や学習態度など
- 授業の出席状況（出席時数が実授業時数の2/3に満たない者は、試験結果の如何にかかわらず原則として不合格とする）

また、一般的な4段階の成績評価に加え、より詳細な成績をGP（Grade Point）評価として採用している。両者及び評点の対応は、以下の下表のとおりである（資料4-1）。

成績評価	評点	GP 評価	GP	評価基準
A	80-100	a+	4.3	優れている
		a	4	
B	70-79	b+	3.3	十分な理解水準に達している
		b	3	
C	60-69	c+	2.3	大体のところ理解している
		c	2	
		d	1	最低限の理解水準に達している
D（不合格）	60点未満	f	0	必要最低限の理解水準に達していない

以上のように、成績評価の客観性と厳格性は担保されている。公正性と公平性に関しては、「成績評価確認申請制度」を設けている。学生が成績評価について確認したい場合、教務部に申し出ると、「必要に応じて、「成績評価」確認申請書（所定様式）を教務部に提出し、確認事項について回答を得ること」ができる（資料4-1）。

現代経営研究科の成績評価は、S、A、B、Cが合格、Dが不合格としている。評価基準との関係は、90～100点がS、80～89点がA、70～79点がB、60～69点がC、59点以下がDである（資料4-5）。いずれの授業科目も試験だけに基づいて成績評価を確定せず、授業中のディスカッションが要素となっている（資料4-67）。よって、学生は授業科目担当教員から常に自身の成績を向上させるための助言が与えられており、公正性と公平性が担保されている。また、各学期の成績認定と修得単位については、それぞれ研究科委員会の審議事項としており、各学生の成績は単位修得済授業科目も含めて資料提出される。これにより、全教員が全学生の全履修授業科目について成績を参照して議論し、成績評価の客観性と厳格性が保たれる（資料4-68）。

〈卒業・修了要件の明示〉

卒業の要件及び課程の修了要件は、それぞれ学則第26条及び大学院学則第23条で定められ、学生便覧及び大学院履修要覧に説明を加えて明示している（資料4-1、4-5）。また、各学部には2年次から3年次への進級要件が設けられているため、学生便覧に明記している。

〈成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり〉

成績評価及び単位認定に関わるルールについての設定・変更等が提案され、それが全学的なルールである場合には、執行部会議規程第2条に基づき、執行部会議で検討することになる。執行部は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であるため、議題として提出された提案に対しては、内部質保証の観点から検討され、実行に向かう場合には各学部教授会及び研究科委員会の議を経るという手続きになる。

【4. 1. 5. ②学位授与を適切に行うための措置】

〈学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表〉

修士課程では学位論文審査があり、修士論文の審査に合格することが、課程の修了要件の一つであると、大学院学則第23条に明記されている。学位論文審査基準は、大学院履修要覧V.5.(4)に記され、大学ウェブサイトでも公開している。なお、審査基準は以下のとおりである（資料4-5、4-69【ウェブ】）。

- ①テーマの設定は適切か。明確な問題意識のもと、具体的な研究の目的が示されているか。先行研究のレビューは十分か。理論仮説の導出は適切か。
- ②分析方法は適切か。統計処理、データ解析は妥当か。分析結果は明確で、意味があるか。
- ③考察や理論的解釈は妥当か。オリジナリティーはあるか。従来研究成果にとどまらず、新しい成果や解釈が得られているか。
- ④論旨の展開は明確か。引用のルールは守られているか。故意のデータや分析結果の改竄、ないし剽窃はないか。誤字・脱字がなく、文章表現は正確か。注の付け方、図表の挿入の仕方、参考文献リストの作成は整っているか。

〈学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置〉

学士課程では、学則 26 条にて卒業の要件を定めている。学部学生の卒業要件は、各学部・学科で定められた授業科目について 124 単位以上を修得することと、GPA が 2.0 以上あることである。単位の付与及び成績評価は、各授業科目にて厳格に行われている。

修士課程では、修士論文審査に合格しなければ学位が授与されない。その修士論文審査については、大学院履修要覧 V.5.(3)に記されている。それによれば、提出された修士論文は、主査 1 名と副査 2 名の合議によって評価される。そして、主査は原則として研究指導を担当する主研究指導教員が、副査 1 名は副研究指導教員が務めこれを副査 1 とし、もう 1 名の副査は主研究指導教員と副研究指導教員を除く教員から無作為に決定され、これを副査 2 とする。各学生の主研究指導教員と副研究指導教員は、4 月ないし 7 月に開催される研究科委員会にて決定し、副査 2 も同様に研究科委員会にて決定する（資料 4-70、4-71）。前記のとおり、これらは研究指導に加えて学位審査にも関わることから、その厳格性を確保するために審議事項となっている。なお、副査 2 は無作為に決定するとしているが、審査する修士論文の研究テーマとはできるだけ異なる領域の研究を専門とする教員から選出している。これは、審査の客観性を確保するためである。

〈学位授与に係る責任体制及び手続の明示〉

学位授与に係る責任体制は、学士課程については学則第 30 条、修士課程については大学院学則第 27 条にて記されている。学則第 30 条では、「学部学生が 4 年以上在学し、第 26 条により所定の要件を満たしたとき、学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学位記を授与する」、また大学院学則第 27 条では、「学生が、第 23 条により所定の要件を満たしたとき、学長は研究科委員会の議を経て課程の修了を認定し、学位記を授与する」と明記している。なお、修士の学位授与に関する手続は、大学院履修要覧 V.5.(5)に記している（大学院学則第 28 条）。

〈適切な学位授与〉

学位授与については、学則及び大学院学則に卒業・修了要件を規定し、学生便覧及び大学院履修要覧にて学生に周知している。特に修士課程では、修士論文の提出方法と日程について、大学院履修要覧 V.5.(5)に詳しく記している。そこでは、初めに以下のような提出資格を明記している。

- (1) 所定単位の修得者、あるいは修得見込みの者であること。
- (2) 「修士論文計画書」が提出されていること。
- (3) 修士論文研究発表を行った者であること。

この他、修士論文計画書に記載した論文主題及び副題の変更手続や締切を始め、修士論文の書式等、細部にわたって記している。これらを大学院履修要覧に記載している理由は、年度ごとに締切の日程が変わることによる学生及び教員の錯誤を防ぐためであり、適切な学位授与につながっている。

〈学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり〉

学位授与に関わる全学的なルールについても、設定・変更等が提案され、それが全学的なルールである場合には、執行部会議規程第 2 条に基づき、執行部会議で検討することにな

る。執行部は内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であるため、議題として提出された提案に対しては、内部質保証の観点から検討され、実行に向かう場合には研究科委員会の議を経るという手続きになる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

<p>【評価の視点1】：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性の強いものにあつては、当該組織を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）</p> <p>【評価の視点2】：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p> <<学習成果の測定方法例>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 <p>【評価の視点3】：学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり</p>

【4. 1. 6. ①各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定】

学士課程では、2021年度から各学部・学科にアセスメント・ポリシーを設け、それに基づいて学修成果を評価・検証している（資料4-72）。また、現代経営研究科では、2022年度に学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）が作成され、2023年度からそれに基づいて評価・検証される予定である（資料4-73）。

【4. 1. 6. ②学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発】

本学の学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法は、以下のとおりである。

学士課程

学修成果の評価・検証を行うための評価指標は、一覧表でまとめている。例として、現代経営学部の一覧表を示す。

評価主体	入学前・入学時 （アドミッション・ポリシー）	在学中 （カリキュラム・ポリシー）	卒業時 （ディプロマ・ポリシー）
機関（大学）レベル	各種入学試験結果 GPS-Academic VELC Test	GPA分布 単位修得状況 退学率・除籍率	卒業生数・卒業率 就職状況・就職率 卒業時アンケート

		GPS-Academic VELC Test	
学部・学科（教育課程）レベル	各種入学試験結果 GPS-Academic VELC Test	GPA 分布 卒業所要科目の学修 到達状況 進級率 GPS-Academic VELC Test	GPA 分布 就職状況・就職率 卒業論文・ゼミ論文
授業科目レベル		成績分布	成績分布

修士課程

修士課程においても、以下の表に示す指標を用いて学習成果を把握及び評価を行っている。

レベル	入学時	在学中	修了時・修了後
研究科	面接試験 筆記試験 研究計画書 日本語能力試験証明書 (留学生)	修得単位情報 GPA 修士論文中間報告会の内容 休学率・退学率 修士論文発表会の内容	学位授与率 修士論文 修了時の進路調査 (修了時アンケート)
科目		成績評価 研究指導記録 (現代経営特別演習のみ) 授業アンケート	

【4. 1. 6. ③学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり】

上に示した学習成果を把握及び評価するための指標を定めてまだ1~2年しか経過していないため、評価の時期や結果の示し方などについて、試行錯誤の段階である。こうした検討については、全学の内部質保証推進に責任を負う組織である執行部及び自己点検・評価を行う組織である大学評価委員会で行われている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【4. 1. 7. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教育課程及びその内容、方法の適切性については、学士課程では、各学部の教務委員会、教養教育センター、英語教育開発センター、国際交流センターが、それぞれの担当する科目をベースとして、点検・評価を行っている。その際には、各科目の成績（Grade Point）や外部試験の成績など、適切な根拠（資料、情報）を用いている。また、FD委員会は毎学期、原則としてすべての科目を対象に授業評価アンケートを行っている。その結果は兼任講師を含めて授業科目担当者に示されるため、教員レベルにおいて教育内容の適切性を自己点検することになる。また、修士課程においては、学生の成績と修得単位の承認は研究科委員会の審議事項としている。つまり、研究科委員会を構成する全教員は、学期が終了するごとに全学生の履修科目の成績を参照し、課題を議論している（資料4-68）。加えて、大学院FD委員会は毎学期、原則としてすべての科目を対象に授業アンケートを行っており、その結果は、研究科長と専攻長とによって確認され、その後集計したものが研究科委員会で公開されている。このような方法で、適切な根拠に基づき、教育課程及びその内容、方法の適切性が定期的に点検・評価されている。

【4. 1. 7. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

4. 1. 7. ①の方法で教育課程及びその内容、方法の適切性が点検・評価され、必要性が認められた場合には、規程に基づいて変更・修正が施されている。例えば、グローバル・コミュニケーション学部の専門教育科目（教職課程科目を除く）では、2022年度からSDGsとの関連の有無を判断し、関連する場合にはシラバスにその内容を明記することになった（資料4-74）。このような部分的な変更を始め、1年間に履修できる単位数の上限など、大きな変更も行われている（資料4-1、4-75）。

【4. 1. 8. COVID-19への対応・対策】

COVID-19の流行は2019年度末からであるが、教育活動に直接的な影響が及んだのは2020年度からである。2020年度は、感染の流行状況が日々刻々と変化していたため、学長を中心とした会議により、教育活動における迅速な対策が取られた。学士課程では、毎年度1年次生に対して入学前の3月中に、英語能力を測るプレイスメント・テストを実施し、その結果を基にクラス分けを行っていたが、それを4月にオンラインにより実施した。しかし、オンライン授業への対応など準備に時間を要するため、春学期授業開始を5月1日に延期し、各曜日の授業を13週とした。オンライン授業を開始するにあたっては、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外で履修させることができるよう、学則を改定した（東洋学園大学学則第23条）。同様に、シラバスも変更の必要性を授業科目担当教員に案内し、教務部にて変更を受けつけた。実際にオンライン授業を4週行った後、状況を把握する目的でアンケート調査を行い、教務部及びメディアセンターへの問い合わせ件数等を集計した。さらに、第12～13回目の授業週には、FD委員会が毎学期行っている授業評価アンケートに、オンライン授業の状況と長所・短所の把握を目的とした質問を加えて調査を実施した。COVID-19が教育活動に及ぼした大きな影響の一つは、教室での試験が実施できない

ことであり、そのために多くの科目で成績評価の方法を変更することとなった。中でも、英語表現科目（基本教育科目・表現伝達科目）は全学共通であるため、誰もが試験を受験できるよう、スマートフォンにも対応したオンライン試験を導入した。

2020年度秋学期は、春学期に実施した調査結果を踏まえてオンライン授業を中心にしつつも、感染防止に努めながら一部の科目を対面授業として15週の授業期間を確保した。オンライン授業の質向上等を図るため、2020年12月よりワーキンググループでの検討を行った。次年度の授業活動については、2021年2月1日付で「2021年度の授業実施方針について」を在学生、保護者、入学予定者に向けて配信し、対面授業を5割以上にする計画であることを伝えた（資料4-76【ウェブ】）。2021年度は、一部オンライン形式を利用しながら、プレイスメント・テストや履修オリエンテーション等を従来通りのスケジュールで実施し、感染流行以前の教育活動に近い状態となった。施設・設備面においても、ハイフレックス型授業に対応した教室や、映像配信室、オンデマンド動画教材の収録、同時配信を行う専用の教室などを準備した（資料4-77）。こうした施設・設備面及びソフト面でのオンライン授業の質向上等の検討を行ってきたワーキンググループは、「次世代教育推進室」として常設部局となり、2021年6月1日付で規程が施行された（資料4-78）。2021年度の教育活動を踏まえ、2022年度は「対面授業を前年度より増やして7割程度実施するとともに、メリットを最大限に活かしたオンライン授業についても3割程度実施していく」ことを、「2022年度の授業実施方針について」により、在学生、保護者、入学予定者に向けて伝えた（資料4-79【ウェブ】）。

以上のように、教育活動において、COVID-19への対応・対策の措置を講じ、その中で発見されたオンライン授業のメリットは、感染流行終息後も活用している。

4. 2. 長所・特色

グローバル・コミュニケーション学部では、学位授与の方針に基づいて作成された履修モデルを学生により有効に示すため、「学びの手帳」を発行して新入生全員に配布している（資料4-80）。人間科学部においても、学生の順次的・体系的な授業科目選択に資するよう、「人間科学部の学びの手帳」を作成している（資料4-81）。

COVID-19に対しては、特に留学に大きな影響を及ぼしたが、早期に実施の可否を検討し、事故の発生を未然に防いだ。英語教育に活用しているインターンも、海外から募集できない期間は国内で募集するなどの対策を取り、教育内容が感染流行以前と変わらないように努めた。

4. 3. 問題点

卒業認定・学位授与に関する方針と教育課程編成・実施に関する方針を明確に定め、学習成果の評価の方針に則った評価・検証を行うための評価指標を指定しているが、教育課程の編成・実施において、改善・向上につなげる具体的な方法が確立しているとはいえない。例えば、シラバスが作成要領に則っているかどうかは、全授業科目について担当者による確認が行われている。しかし、実際の授業がシラバス通りに行われていることを検証するための情報は、授業評価アンケート結果などに限られている。また、シラバスに明示する成績評価の方法・基準は、統一された記載方法に従うものの、GP評価の分布が授業科目間でどれほ

ど相違があるのかは、把握されていない。このように、まだ調査・把握ができていない部分があることが問題点として挙げられる。学習成果を把握及び評価するための指標についても、策定後1～2年しか経過しておらず、教育課程の改善・向上に結び付ける手法の開発は途上である。

4. 4. 全体のまとめ

本学では、授与する学位ごとに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、を定め、公表している。それに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じるとともに、成績評価、単位認定を適切に行い、学位授与の方針に明示した学生の学習成果を適切に把握・評価して学位を授与している。教育課程及びその内容、方法の適切性については、体系的な点検・評価を開始したばかりであり、いくつかの問題点・課題が存在するが、点検・評価結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第5章 学生の受入れ

5. 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受入れ方針を定め、公表しているか。

【評価の視点1】：学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者の受入れの方針の適切な設定及び公表

【評価の視点2】：下記内容を踏まえた入学者受入れの方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

【5. 1. 1. ①卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針の適切な設定及び公表】

公益財団法人大学基準協会による2017年度の大学評価（認証評価）受審後、各学部及び研究科の学位授与の方針を改定したが、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受入れの方針にも関わるため、これら二つの方針の改定も同時に行われた。ただし、本学では「入学者の受入れの方針」を、「アドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）」と表記している。先に公表していた研究科を除き、各学部の入学者の受入れの方針は2018年度末に他の方針とともにウェブサイトにて公表した（資料1-9）。しかし、貴協会から示された改善報告書検討結果には、研究科の学位授与方針に改善点が指摘されていたため、入学者の受入れの方針及び教育課程編成・実施の方針とともに、改定することとなった（資料2-16）。研究科の入学者の受入れの方針は、2022年度中に改定が完了し、ウェブサイトにて公表している（資料4-6【ウェブ】）。

以上のように、入学者の受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、各学部及び研究科によって適切に定められるとともに、それぞれのウェブサイトにて公表されている（資料4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。また、入学者の受入れの方針は、学生募集要項にも掲載している（資料5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6）。特に、本学への入学を検討する高校生等に向けて開設している「東洋学園大学 受験生サイト TG・LIFE」には、「教育目標と三つのポリシー（教育方針）」として、別途掲載している。入学者の受入れの方針は一般にアドミッション・ポリシーと呼ばれているが、当該サイトに実装されているチャットボットにこうした関連する語を入力すると、教育目標と三つのポリシー（教育方針）を掲載したサイトに導かれる。このように、現状では大学進学において大多数を占める若年者にも配慮して、入学者の受入れの方針を公表している。なお、例として現代経営学部のアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）を示す。

現代経営学部現代経営学科では、次のような能力・意欲・関心を有する学生を、各種選抜試験を通じて受け入れる。

- (1) 経営学・経済学・マーケティングを深く学び、社会で活躍したい人
- (2) 社会科学の基礎的科目を学ぶのに十分な学力を有し、論理的思考のできる人

- (3) グローバル社会における企業経営や経済社会の様々な課題に関心のある人
 (4) ケーススタディ、グループワーク、プレゼンテーション等の実践的手法に取り組む意欲のある人

【5. 1. 1. ②入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた入学者受入れの方針の設定】

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえ、入学者受入れの方針が設定されている。よって、各種入学試験においては、評価ツールと入学者の受入れの方針との関係を表で示し、入学希望者に伝えている(資料 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6)。以下で、主な入学試験と入学者の受入れの方針 (AP と略記) との関係を表した表を示す。

現代経営学部

入学試験		評価ツール	AP1	AP2	AP3	AP4
学校推薦型選抜		面接	○		○	○
		小論文		○		
		面接資料	○		○	○
		調書等提出書類		○		
総合型選抜 小論文方式		小論文		○		
		面接	○		○	○
		エントリーシート	○		○	○
		調査書等提出書類		○		
総合型選抜 プレゼンテーション方式		プレゼンテーション	○	○	○	○
		面接	○		○	○
		エントリーシート	○		○	○
		調査書等提出書類		○		
一般 選抜	TOGAKU 方式	学科試験		○		
		調査書等提出書類		○		
	TOGAKU-E 方式	学科試験		○		
		英語外部検定試験		○		
		調査書等提出書類		○		
	共通テスト利用 方式	共通テスト		○		
調査書等提出書類			○			

人間科学部

入学試験		評価ツール	AP1	AP2	AP3	AP4
学校推薦型選抜：公募制		面接		○	○	○
		小論文	○		○	
		面接資料		○	○	○

		調査書等提出書類	○			
		実技（競技能力） 〔スポーツ推薦方式のみ〕	○			
一般 選抜	TOGAKU 方式	学科試験	○			
		調査書等提出書類	○			
	TOGAKU-E 方式	学科試験	○			
		英語外部検定試験	○			
		調査書等提出書類	○			
	小論文方式	小論文	○		○	
		調査書等提出書類	○			
	共通テスト利用方式	共通テスト	○			
調査書等提出書類		○				

グローバル・コミュニケーション学部（グローバル・コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科共通）

入学試験		評価ツール	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5
学校推薦型選抜：公募制 一般方式	面接		○		○	○	○
	小論文			○		○	
	面接資料		○		○	○	○
	調査書等提出書類			○			○
総合型選抜 口頭試問方式	口頭試問		○	○	○	○	○
	面接		○		○	○	○
	エントリーシート		○		○	○	○
	調査書等提出書類			○			○
総合型選抜 プロミネンス方式	プレゼンテーション		○	○	○	○	○
	面接		○		○	○	○
	エントリーシート		○		○	○	○
	調査書等提出書類			○			○
一般 選抜	TOGAKU 方式	学科試験		○		○	
		調査書等提出書類			○		○
	TOGAKU-E 方式	学科試験			○		○
		英語外部検定試験			○		
		調査書等提出書類			○		○
	小論文方式	小論文		○		○	
		調査書等提出書類			○		○
	共通テスト利用方式	共通テスト			○		○
調査書等提出書類				○		○	

現代経営研究科

入学試験	評価ツール	AP1	AP2	AP3
一般入試	小論文	○	○	○
	面接	○	○	○
	成績証明書	○		
	研究計画書	○	○	○
	志望理由書	○	○	○
	日本語試験（留学生のみ）	○	○	○

点検・評価項目②：学生の受入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点 1】：入学者受入れの方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

【評価の視点 2】：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

【評価の視点 3】：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

【評価の視点 4】：公正な入学者選抜の実施

【評価の視点 5】：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【5.1.2.①入学者受入れの方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定】

5.1.1.②のとおり、学士課程の入学者選抜にあたっては、入学者受入の方針（AP）に基づいて複数の評価方法を用いているため、学生募集には複数の方法を設けている。学士課程の入学者選抜は、編入学を除き、一般選抜、総合型選抜・学校推薦型選抜、特別入学選抜に大別される。一般選抜には、TOGAKU 方式、TOGAKU-E 方式、共通テスト利用方式、小論文方式がある（資料 5-1）。総合型選抜には、小論文方式（現代経営学部・人間科学部）、プレゼンテーション方式（現代経営学部）、口頭試問方式（グローバル・コミュニケーション学部）、プロミネンス方式（グローバル・コミュニケーション学部）があり、学校推薦型選抜には、指定校制の他、公募制の一般方式とスポーツ推薦方式（人間科学部）がある（資料 5-1）。これらの中で、プレゼンテーション方式（現代経営学部）とプロミネンス方式（グローバル・コミュニケーション学部）は、プレゼンテーションを評価ツールの一つとしている。これにあたり、プレゼンテーションを用いて評価するねらいや必要な準備などについて、無料動画サイトで解説動画を配信するとともに、オープンキャンパス来場者には、個別指導を行っている（資料 5-7）。最後に、特別入学選抜は、社会人及び帰国生・私費外国人留学生を対象としたものである。一方、修士課程の入学者選抜は、一般入試と推薦入試に二分されるが、どちらも面接を 1 受験者当たり 30 分かけて行っており、入学者受入れの方針との整合性を確認している（資料 5-8）。

以上のとおり、入学者受入れの方針に基づいて学生募集方法を複数整備し、適切な入学者選抜制度を設定している。

【5. 1. 2. ②授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

学士課程の学生募集要項には、「入学手続・初年度納付金」の項目を設け、初年度納付金の合計と内訳を示している。本学の基本的な学生納付金は、全学部において等しく、入学金が300,000円、授業料が900,000円、施設設備費と維持費がそれぞれ100,000円で、初年度学生納付金は1,400,000円である。2年次以降は、入学金を除いた1,100,000円が授業料その他の納付金となるため、学生募集要項にはその旨注記している。学納金の納入方法には、「一括納入」と「学費月払い制度による納入」とがあるため、それぞれ学生募集要項に説明を記載している。一方、経済的支援に関する情報は、「支払いに関する各種制度」の項目に記載している。例えば、本学在学学生及び本学園卒業生の親族が入学する場合に入学金を免除する制度、特待生制度、本学独自の奨学金制度などについて、説明を記載している（資料5-1、5-2、5-3、5-4）。修士課程においても、授業料及びその他の費用や経済的支援に関する情報を、入学試験要項に記載している（資料5-5、5-6）。なお、修士課程の入学試験要項と、外国人留学生を対象とする学士課程の学生募集要項（特別入学選抜編）には、私費外国人留学生学納金減免制度について記載している（資料5-3、5-5、5-6）。

【5. 1. 2. ③入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備】

教授会規程第9条第2項第6号にて、常設の委員会として入試委員会を置くことが定められている（資料4-13）。入試委員会規程では、学部長が委員長になり、委員長の指名に基づき学長が委員を委嘱することが定められている（入試委員会規程第1条）（資料5-9）。入試委員会が責任を負う業務は、企画、問題作成、選考である。ただし、それ以外にも、委員長は必要により他の業務を行うことができる（同第3条）。同第3条第1項に定められた業務は、入試委員会内に設置される企画委員会、問題作成委員会、選考委員会において行われる。このうち、企画委員会と問題作成委員会は、各学部から選出された委員により組織されている（資料2-8）。特に、同第5条により、「問題作成委員会は入試の科目ごとに問題の作成及び答案の採点の責に当たる」とされ、入試問題に関する責任を負っている。一方、企画委員会は、入試の企画、実施の統括、運営及び広報などにおいて責任を負う（同第4条）。最後に、選考委員会は、学部長を議長とする選考会議を開催し、入試における合格者及び補欠者を決定する（同第6条第1項）。この選考委員会は、学長、副学長、学部長、全教授、学部長の指名する専任教員で構成される（同第6条第2項）。なお、研究科では、研究科委員会規程第6条第5項に基づき、研究科委員会が入学者選抜の責任を負っている。

【5. 1. 2. ④公正な入学者選抜の実施】

前記のとおり、学士課程においては、入試委員会に設置された問題作成委員会が、入学試験問題の公正性に関して責任を負っている。修士課程においては、研究科長が、指名した研究科教員とともに入学試験問題を作成し、専攻長とともに公正性を確認している。学士課程、修士課程ともに、それぞれ学生募集要項及び入学試験要項に、入学者受入れの方針にあたるアドミッション・ポリシー（入学者選抜方針）と選考方法を明記している（資料5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6）。特に、学士課程の一般選抜では、「試験に臨む際の注意」として、「受

験上の注意（「感染症等に罹患した場合の措置について」を含む）「不正行為について」「試験日・選考方法の変更について」「合格発表について」「成績開示について」を、学生募集要項に記載している。成績開示については、共通テスト利用方式を除く一般選抜の不合格者に対して、希望者には、科目別得点、合計得点、合格最低点を開示し、公正性の確保に努めている。一方、現代経営学部の総合型選抜[小論文方式]・[プレゼンテーション方式]、全学部の学校推薦型選抜：公募制[一般方式]、人間科学部の学校推薦型選抜：公募制[スポーツ推薦方式]では、小論文、面接、プレゼンテーション、実技（競技能力）を5段階評価とすることを、学生募集要項に記載している。しかし、5段階の評価を決するには、複数の要素が考慮されるように、統一されたルーブリックが用いられている。これにより、採点者間の評価の偏りが排除されている。

学士課程の合格者の選考については、入試委員会規程第6条に基づき、選考会議にて公正な選考がなされている。選考委員は、学長、副学長、学部長、全教授、学部長の指名する専任教員であり、学部長が議長となって選考会議が開催されている。修士課程においては、入学試験ごとに選考会議が開催され、その結果は研究科委員会にて報告されている。

【5. 1. 2. ⑤入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施】

学士課程及び修士課程ともに、学生募集要項及び入学試験要項の中で、特別措置について記載している。本学では、心身の障がいや疾病等により、入学試験の際に何らかの措置を要する志願者は、出願登録開始日2か月前までに入試室に相談するものとし、それに基づいて障がい等の程度に応じた配慮を行っている。ただし、入学後にも何らかの配慮が必要になる可能性もあるため、それも含めて相談し、措置の判断をしている。また、出願後に不慮の事故等で負傷するといった事態まで考慮し、入学試験までに生じた特別措置を要する状況の変化については入試室に申し出ること、そしてそれは入学試験の可否に影響が及ばない旨を、学生募集要項及び入学試験要項に明記している（資料5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、5-6）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点1】：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（学士）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（学士）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

【5. 1. 3. ①入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理】

2017年度大学評価の結果、人間科学部人間科学科における収容定員に対する在籍学生数比率、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科、人間科学部人間科学科、現代経営学部現代経営学科における編入学定員に対する編入学生数比率について努力課題、グ

グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科、グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科における入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率について改善勧告として改善を求められた。これらについて改善を行い、2021年度に改善報告書を提出したところ、編入学定員に対する編入学生数比率以外は改善が認められるとの結果を得た。しかし、その後の入学生数、在籍学生数は変動したため、さらなる改善に努めた。

在籍学生数は、毎年度5月1日時点で確認を行い、入学定員及び収容定員を適切に管理している。2023年度の入学定員に対する入学者数比率は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科が0.85、同英語コミュニケーション学科が0.44、人間科学部人間科学科が1.04、現代経営学部現代経営学科が1.02だった（大学基礎データ表3）。編入学定員に対する編入学生数比率は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科が0.30、同英語コミュニケーション学科が0.50、人間科学部人間科学科が0.35、現代経営学部現代経営学科が0.09だった。収容定員に対する在籍学生数比率は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科が0.87、同英語コミュニケーション学科が0.67、人間科学部人間科学科が0.97、現代経営学部現代経営学科が0.92、現代経営研究科現代経営専攻が0.35だった（大学基礎データ表2）。

2022年度は、近年の志願者数及び入学者数の推移を考慮し、現代経営学部現代経営学科とグローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科において、入学定員及び収容定員の変更を行った。変更内容を要約すれば、入学定員超過率がしばしば1を超えていた現代経営学部現代経営学科の入学定員を215名から245名に増やし、同率が1を下回っていたグローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の入学定員を120名から110名に、同英語コミュニケーション学科の入学定員を120名から100名に、それぞれ減ずるというものである。入試委員会では、これらの定員変更を考慮し、各入試の定員を検討した。その結果、2023年5月1日現在の入学定員充足率は、上記のとおり現代経営学部現代経営学科では適切な範囲にとどまり、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科では改善した。しかし、同英語コミュニケーション学科の入学定員充足率は低下傾向が継続したため、さらなる対応を検討している（大学基礎データ表2）。

点検・評価項目④：学生の受入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【5. 1. 4. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

入学者受入れの方針に基づいて選抜した学生を、各学部学科、研究科専攻のカリキュラムをもって教育した際、全ての学生が卒業を認定され、学位を授与されれば、学生の受入れは適切だったと判断される。そのカリキュラムは入学定員を前提としているため、入学者受入

れの方針が適切であっても、入学者数が入学定員から一定程度乖離した場合、教育課程編成・実施に関する方針に基づいた教育が実行できない可能性がある。このことから、毎年度入学試験が開始されると、教授会では入試企画委員会から、研究科委員会では研究科長から、直近の入学試験の結果と入学手続状況等が報告される。これにより、教育に携わる全教育職員が教育課程編成・実施に関する方針に基づいた教育が実施できるか否かを考え、学生の受入れの適切性を判断している。

一方、入学試験の志願者数、合格者の入学手続数は、大学を選択する側の意思決定に依存するため、その動向の予測に必要な情報収集は、常に行わなければならない。そこで、入試広報センターは年度内に複数回開催するオープンキャンパスの状況を分析するとともに、結果を大学運営協議会及び教授会で報告している。オープンキャンパスでは、後述する就労報酬奨学生制度の「ワーク・スタディ・スタッフ」として在学生もかかわっており、こうした学生からの情報も、入試広報センターが収集している。オープンキャンパスに参加した教育職員を中心に、各学部教授会で報告された情報は、全学部の委員で構成される入試企画委員会にて共有されている。

このような内部情報の他、関東圏から全国の大学入学試験の動向についても、入試広報センターが分析している。特に、在学生の母校などの高等学校を直接訪問し、コミュニケーションを図ると同時に情報を収集する活動では、他部署の職員も動員している。そして、前述のグローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科の志願者及び入学者の顕著な減少といった大きな変化が生じた場合には、執行部会議において対策が検討される。特に、こうした動向が本学固有のものか、同系統分野の学部学科に生じているものかを判断することは重要であり、入試広報センターの分析した情報が必要不可欠である。しかし、長期的な観点による学生の受入れの適切性の評価については、各学部教授会での検討の後、再び執行部会議の議題とされ、十分な資料、情報に基づいた議論の後に結論が出される。なお、入学定員及び総定員の変更は学則の変更になるため、理事会でも諮られることとなる。

こうして、学生の受入れの適切性については、適切な根拠に基づいた定期的な点検・評価が行われているといえる。

【5. 1. 4. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

かねてより定員充足率の向上を実現しなければいけない状況のため、高等学校に向けた訪問を伴う広報活動やオープンキャンパスの開催を含め、学生の受入れに関しては入念な点検・評価が行われている。直近では、入試結果を踏まえてグローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科の入学定員を減じ、現代経営学部現代経営学科の入学定員を増すという施策を行った。その結果、現代経営学部現代経営学科は入学定員の充足を保ち、グローバル・コミュニケーション学科は入学定員充足率を向上させることができた。そして、人間科学部人間科学科にて2023年度の定員充足率が前年度と比較して向上した要因の一つは、新設した学校推薦型選抜公募制[スポーツ推薦方式]であると評価している。

【5. 1. 5. COVID-19 への対応・対策】

2020年度入試は、2019年10月から2020年3月にかけて行われ、COVID-19の影響は大きくなかった。入試企画委員会による評価では、「感染拡大傾向の中、募集方針と連動した選考を行うことができおり、志願者層・入学者層ともレベルアップが図れた年度」だったとしている（資料 5-10）。2021年度入試にあたっては、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」発表が例年に比べて1月以上遅れていたものの、2020年5月中旬には入試概要を決定できた。しかし、オープンキャンパス時に開催する入試対策講座及びミニ講義は、オンライン配信に切り替えることとなった。入試に係る会議もオンラインで行わざるを得ない中、特に入試問題作成に関しては、出題ミスや問題漏洩の防止に万全の管理体制を取った（資料 5-11）。入試当日においても、一室に試験本部を置くのではなく、オンライン会議システム（Microsoft Teams）内に設置した仮想の会議室にて業務を遂行し、面接も同システムを用いたオンライン方式で行った。その結果、学士課程の定員充足率は前年度を下回ったものの、入試の公平性・公正性の観点における問題は生じなかった。2021年度の学生募集に関する広報活動は、前年度までの感染症対策を踏襲しながら、大学に関する相談と校舎の見学が個別にできるオープンキャンパスを、完全予約制で通年実施するなど、受験希望者への対応を行った（資料 5-12）。2022年度になると、完全予約制の個別相談を実施しながら、対面でのオープンキャンパスも2回開催した。入試問題作成においても、オンラインと対面を併用する方式で、出題ミスと問題漏洩防止に努めた（資料 2-8）。なお、修士課程では、感染症流行以前から各期の入試で受験者数が1～3名であり、2021、2022年度入試で面接をオンライン方式で行ったこと以外は、特に感染症流行による影響はなかった。

以上から、COVID-19流行以降、学士課程、修士課程ともに入学定員未充足の状態は続いているものの、感染症への対応・対策は必要な措置を講じており、入試の公平性・公正性の観点から適切だったといえる。

5. 2. 長所・特色

2022年度は、COVID-19感染防止を継続しつつ、完全予約制で個別相談・大学見学が可能な「カスタムオーキャン」を通年実施した。また、大規模来場型を一部復活させ「オーキャンサマー」と称して8月に2回開催した。このように、適切な学生の受入れに必要な活動を行いながらも、細心の注意を払いクラスターを発生させなかったことは長所といえる。

2023年度入試では、人間科学部に学校推薦型選抜公募制[スポーツ推薦方式]、グローバル・コミュニケーション学部[プロミネンス方式]という、新たに2種類の入学者選抜方式を設定した。また、学校推薦型選抜公募制[スポーツ推薦方式]においては、特待生C（入学金免除）を拡大設置した。そして、高大接続・内部質保証の観点から、受験生サポートプログラムとして、小論文添削プログラムとプレゼン入試チャレンジプログラムACCEPT（グローバル・コミュニケーション学部限定）を導入・実施した。このように、新たな入試方式を検討・実施している点は本学の特色といえることができ、人間科学部においては成果につながったとみられる。

人間科学部においては、サポートプログラムの一つである小論文添削プログラムを実施、52名の受講者中48名が出願、47名が合格した。もう一つのサポートプログラムACCEPTは申込者10名中3名がプログラムを修了、うち2名が出願・合格した。入学試験以外の施策についても新しい方式を模索し、成果につながっている。サポートプログラムについては、

受講・修了者の合格率が非常に高く、入学後の学びにも繋がることから、引き続き実施予定である。

5. 3. 問題点

2023年度入試では、学校推薦型選抜・総合型選抜の入学予定者については目標数をほぼ確保できたが、一般選抜（共通テスト利用方式を含む）の入学予定者確保には引き続き苦慮する結果となっている。特待生制度（A・B・C）の対象者設定を見直した結果、手続者数については、入学辞退率が減少するなど一定の効果が見られたが、国際・語学系大学への出願数減少の影響が大きく、グローバル・コミュニケーション学部、特に英語コミュニケーション学科については出願者・入学者とも大幅減少となった。大学評価にて指摘のあるグローバル・コミュニケーション学部の定員に対する入学者数比率、過去4年間の収容定員に対する在籍学生数比率、人間科学部の過去4年間の収容定員に対する在籍学生数比率については、2022年度入試より若干の悪化傾向が見られた。是正のための施策を検討しているところである。また、編入学の定員充足率についても、専修学校指定校追加認定も及ばず、2022年度入試までの改善傾向から一転している。大学院の定員充足率も低いため、更なる対応策を講じる必要がある（資料2-8）。

5. 4. 全体のまとめ

本学では、入学者の受入れ方針を定め、それに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。大学院及び編入学については課題があるものの、その他は適切な定員を設定して学生の受入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき概ね適正に管理している。学生の受入れの適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んでいる。

第6章 教員・教員組織

6. 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

【評価の視点1】：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

【評価の視点2】：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

【6. 1. 1. ①大学として求める教員像の設定】

2017年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審し、「教員・教員組織」の概評において、「大学の理念・目的を達成するため、大学として求める教員像を、貴大学の理念を理解し、推進できる教員であることや、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものと点検・評価しているが、明文化されていない」との指摘を受けた。そこで、指摘を受けなかった大学院も含め、「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」を再検討した。その結果、第1章で示した本学のミッションを実現させるため、2022年3月に教員像を以下のように定めた。

- ① 建学の精神、教育理念に基づくミッションをよく理解し、3つのポリシー実現のため、努力する者
- ② 多様な学生の個性を尊重しつつ、積極的にコミュニケーションをとり学生の成長を支援する者
- ③ 高度な専門性、教育・研究能力を持ち、教育・研究活動に邁進し、その成果を社会に還元する者

また、各学部及び研究科においても、同時期にそれぞれ教員像を定め、教授会・研究科委員会において、学内構成員と共有しているほか大学ウェブサイトで公表している（資料6-1【ウェブ】、6-2、6-3、6-4、6-5）。

【6. 1. 1. ②各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示】

本学では、大学としての教員組織の編成方針を以下のように定めた。

①教員数

「大学設置基準」、「大学院設置基準」に基づき、適切な数の教員を配置する。

②教員編制

教育研究上の専門分野に相応しい編制とし、年齢・性別の偏りがないよう配慮する。

③教員人事

教員の募集は、公募を原則とする。教員の募集・採用・昇任にあたっては、本学関連諸規

程に則り公正且つ適切な運用をする。

④連携体制

教員間の連携体制を確保し組織的に教育研究を行うため、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担する。

⑤教員の資質向上

教育研究上の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に推進し実施する。

⑥適切性

教員組織の編制に関する適切性は、大学評価専門委員会及び執行部において全学的に検証を行う。

また、各学部及び研究科においても、それぞれ教員組織の編成方針を定め、教授会・研究科委員会において、学内構成員と共有しているほか、大学ウェブサイトで公表している（資料 6-1【ウェブ】、6-2、6-3、6-4、6-5）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点 1】：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

【評価の視点 2】：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

【評価の視点 3】：教養教育の運営体制

【6. 1. 2. ①大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数】

学士課程の専任教員数は、2023年5月1日現在、70人で、うち教授は34人である。基準数は69人であり、これは満たしているが、教授数は36人のため、2人不足の状態である。各学科の専任教員基準数と在籍数は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科が7人に対して14人（うち教授数は4人に対して6人）、グローバル・コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科が7人に対して12人（うち教授数は4人に対して6人）、人間科学部人間科学科が12人に対して19人（うち教授数は6人に対して12人）、現代経営学部現代経営学科が16人に対して23人（うち教授数は8人に対して10人）である。修士課程の専任教員はすべて現代経営学部現代経営学科の教員が兼担しており、研究指導教員数は基準数5人に対して5人、うち教授数は基準数4人に対

して5人である。研究指導補助教員は基準数4人に対して5人であり、合計の教員数は基準数を上回っている（大学基礎データ 表1）。

【6. 1. 2. ②適切な教員組織編制のための措置】

〈教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性〉

6. 1. 1. ②のように、教員組織の編成方針は、大学及び各学部・研究科において、それぞれ定めている。6. 1. 2. ①で記したように、学士課程の教員数は、大学設置基準に定める数を一部満たしていないため、2023年度中に採用、昇任を行い、2024年度には基準を満たす編成とした。修士課程・現代経営研究科の教員数は基準を満たしており、全28科目中23科目を専任教員が担当している（資料4-5）。教員人事は、各学部及び研究科で、「教員の資格並びに教員選考基準」「教員の採用・昇任並びに選考委員会規程」に基づいて行われている（資料3-3、4-71、6-6、6-7）。教員間の連携体制を確保し組織的に教育研究を行うため、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担している（資料4-14、4-15、4-16）。教育研究上の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に推進し実施している（資料6-8、6-9、6-16）。

〈各学位課程の目的に即した教員配置〉

4. 1. 1. ①に記したとおり、本学では、各学科及び研究科がそれぞれ1種類の学位を授与している。各学部の教員組織は、各学位課程の目的に即して編成しているため、教員配置も同様である。また、現代経営研究科の専任教員は、各学部の専任教員の中で、「東洋学園大学大学院教員資格審査基準に関する内規」及び「東洋学園大学大学院教員資格審査基準細則」に則って選考された者が務めるため、学位課程の目的に即した教員配置となっている。

〈国際性、男女比〉

外国籍の教員は、グローバル・コミュニケーション学部に6名（教授2名、准教授2名、講師1名、助教1名）、現代経営学部に4名（教授2名、准教授1名、講師1名）所属している。また、現代経営研究科の教員はすべて現代経営学部の教員の兼担であるが、10名のうち3名が外国籍である。男女比（男性教員数：女性教員数）については、グローバル・コミュニケーション学部が16：10、人間科学部が11：8、現代経営学部が12：11、現代経営研究科が7：3となっている。総合すると、学長、英語教育開発センターを除く大学全体の男女比は、39：29である（資料6-10）。以上から、教員組織編成の国際性についてはある程度満たされており、男女比についても大きな不均衡はないといえる。

〈特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮〉

本学の教育職員の定年は原則として65歳と定められている（東洋学園職員任免規程第23条）。60代教員の割合は18.6%と、50代の25.7%、40代の38.6%と比べて低い（大学基礎データ 表5）。また、30代は12.9%、20代も4.3%となっていて、教員が特定の範囲の年齢に偏っているとはいえない。毎年度定年以外の事由による退職者がいながらも、バランスのとれた年齢構成に配慮して教員を採用しており、上記の水準を維持している。

〈教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）〉

大学基礎データに基づいて、各学部学科の専任担当率を示すと表のようになる。いずれも、必修科目及び専門科目の全開設授業科目については専任担当率が50%を超えている。また、修士課程・現代経営研究科においては、全開設授業科目28科目中23科目を専任教員が担当している（資料4-5、6-11【ウェブ】）。

学部	学科	教育区分 (科目)	専任担当率(科目別、%)		
			必修	選択必修	全開設授業
現代経営	現代経営	基本教育	61.0	56.1	42.2
		専門教育	79.5	91.7	69.3
人間科学	人間科学	基本教育	52.2	44.4	39.7
		専門教育	98.0	81.6	71.8
グローバル・コミュニケーション	グローバル・コミュニケーション	基本教育	56.2	47.8	40.3
		専門教育	53.0	40.0	59.1
	英語コミュニケーション	基本教育	58.6	47.8	40.0
		専門教育	73.1	80.0	77.0

〈研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置〉

本学に勤務する教員の採用、委嘱及び昇任にあたっては、「教員の資格並びに教員選考基準」を適用する。その第3条から第7条は、教授等になることのできる者の資格を定めているが、研究科担当教員の資格は第8条において明記している。修士課程を担当できる者は、「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者」等であり、かつ「その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められ」なければならない。担当する専門分野に関する高度の教育研究上の指導能力については、「東洋学園大学大学院教員資格審査基準に関する内規」第3条で六つの要件を明示している。これらの要件は、担当科目の資格や研究指導の資査においても審査基準として用いられる。第3条の要件における「専攻分野に関する単著(研究書)」等の定義は、「東洋学園大学大学院教員資格審査基準細則」第2条で具体的に示している。

研究科担当教員は、教授5名、准教授3名、講師2名で、他に科目を担当する兼任講師が2名いる。研究指導教員にあたる「主研究指導教員」は教授5名が、研究指導補助教員にあたる「副研究指導教員」は准教授及び講師合わせて5名がそれぞれ務めている(大学基礎データ表1)。これらは、大学院設置基準及び本学の諸規程を満たしており、適正な配置であるといえる。

〈教員の授業担当負担への適切な配慮〉

教員の授業担当負担は、「東洋学園大学専任教員の出勤及び担当時間等に関する規程」に基づき、適切に配慮されている。第2条第1項では、「専任教員の担当すべき担当コマ数は、春・秋学期ともに原則として週6コマ(12時間)を基準とする」ことが明記されている。

この基準担当コマ数を超えて授業を担当する場合があるが、それは授業担当者との合意によるとされている。また、職位者については、上記の基準担当コマ数から1～2コマ軽減する措置が取られている（第2条第2項）。

【6. 1. 2. ③教養教育の運営体制】

3. 1. 1. ②で記したとおり、本学では「教養教育センター」を設置している（教養教育センター規程第2条）。これは研究施設という位置付けであるが、基本教育科目のうち、英語教育に係るもの以外の科目について、企画立案及び実施を担当している。教養教育センターは、その業務を統括する教養教育センター長と、これを補助する教養教育センター主任、教養教育に携わる専任の教育職員及び事務職員等で組織されている（同第4条及び第5条）。2022年度は、教養教育センター主任が2名選任されている他、各学部から若干名が委員となっている。これらの構成員は、原則として毎月「センター運営会議」を開催し、日常的な業務等を遂行している（資料 2-8）。さらに、教養教育センター長は大学運営協議会の委員であり（東洋学園大学運営協議会規程第2条）、センター運営会議で決定した事項を毎回報告している。各学部の教授会においても、教養教育センター主任または委員が同様な報告を行っており、全学として情報が共有される仕組みになっている。特に重要な事項に関しては、センター運営会議の構成員に、学長、副学長及び各学部長が加わった「センター教授会」で審議している。

以上から、本学の教養教育は、計画的かつ組織的に運営されているといえる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【評価の視点1】：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

【評価の視点2】：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

【6. 1. 3. ①教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備】

教授、准教授、講師、助教及び助手の採用または昇任の手続については、「教員の採用・昇任並びに選考委員会規程」に基づいている（資料 6-12）。要約すれば、教員の採用・昇任の選考は、当該専攻または学科の意向に基づいて、研究科長または学部長がその候補者を学長に申し出ることから開始される（教員の採用・昇任並びに選考委員会規程第1条）。新規に採用する場合、その方法は原則として公募である（教員の資格並びに教員選考基準第13条）（資料 6-13）。学長は、候補者について適当と判断した場合、その都度、選考委員会を組織する（教員の採用・昇任並びに選考委員会規程第2条第1項）。選考委員は学長の他、副学長、研究科長または学部長、専攻長または学科長、そして研究科長または学部長が指名する、当該分野ないし近接分野を専攻する教授である（同第2項）。互選で選ばれた委員長は、選考委員会を招集し、議長となる（同第3項）。選考委員会は、「教員の資格並びに教員選考基準」及び研究科担当教員については「東洋学園大学大学院教員資格審査基準に関する内規」と「東洋学園大学大学院教員資格審査基準細則」に基づき、候補者を専攻する（資料 6-14、

6-15)。上記のとおり選考委員会には学長も含まれているが、選考結果は選考委員会から学長に答申され、研究科人事委員会または人事教授会の議を経た後、学長が理事長に報告する（教員の採用・昇任並びに選考委員会規程第2条及び第3条）。

以上のように、教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する規程は整備されており、その基準に基づいて選考及び全体の手続が行われている。

【6. 1. 3. ②規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施】

6. 1. 3. ①で記した手続に則った教員の募集、採用が実施されるように、公募への応募者を2段階で選考している。すなわち、第一段階で選考委員が応募書類を審査し、そこで選ばれた応募者には、第二段階として模擬講義と面接を課し、その結果に基づいて最終審査をする。この模擬講義は、当該学部の専任教員が誰でも参加できるようにしており、模擬講義の評価も行う。評価結果は点数化され、審査の一要素となる。当然、複数の応募者がいても、当該職位の基準に満たない場合には、該当者なしとして採用が見送られることもある。一方、昇任についても、複数の選考委員が業績を評価し、学長を始め専攻の異なる選考委員も積極的に審査に参加している。やはり、その結果昇任が見送られることもある。

以上のように、本学ではできるだけ多くの教員が選考に関わるなどして、規程に沿った教員の募集、採用、昇任等が実施されている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【評価の視点1】：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

【評価の視点2】：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

【6. 1. 4. ①ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施】

教授会規程第9条第2項と「東洋学園大学FD委員会規程」及び研究科委員会規程第10条第1項と「東洋学園大学大学院FD委員会規程」に基づき、各学部にファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会及び研究科にFD委員会が設置されている。規程上は各学部にFD委員会が設置されることになっているが、2022年度は委員長と主任を含め、各学部に所属する教員2名ずつの委員をもって構成された（資料2-8）。FD委員会は、授業評価アンケート、公開授業、全学研究会、新任専任教員研修会などを計画し、実行している（資料6-9、6-10）。授業評価アンケートは、原則として全科目を対象としているため、年度中に2回実施している。授業科目担当教員は、授業評価アンケート結果を参照し、授業改善方策をFD委員会に提出するが、それらは全教職員に公開される。また、学生が回答したコメントはFD委員会内で精査され、問題点については教授会の際に注意喚起がなされている。公開授業にあたっては、教員自身の授業の工夫点等を記載した公開授業対象科目一覧を事前に示している。公開授業の対象は専任教員が担当する授業科目であるが、兼任講師も参観することはできる。参観者の所見はすべて公開され、教員のスキル向上につながる気づきが得られる仕組みにしている。学部と同様、研究科においてもFD委員会は授業アンケートを行っているが、履修者が少数の科目が多いため、プライバシーが守られるように配慮している。具

体的には、全回答を研究科長と専攻長が参照し、個人が特定されるような記述がないことを確認した上で、結果を共有し、教員のスキル向上につなげている。

【6. 1. 4. ②教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用】

専任教員は、年度末に業績報告書の提出が義務付けられている。その目的の一つは、個人研究費等、大学の経費を使用した活動の成果を明らかにすることである。教員の活動は、教育活動、研究活動、組織運営（管理運営）活動、社会的活動の四つに区分され、業績報告書はそれぞれの内容を詳細に記す書式となっている。例えば、教育活動の「本学における担当授業科目」では、授業科目名、履修者数、シラバス記載の授業計画の実施状況、シラバス記載の到達目標ごとの履修者の達成度、教材・教育手法における工夫点、学生の授業評価（授業時間中アンケート含む）結果を踏まえた今後の課題、使用した本学の経費の7項目が設けられている。教育活動では、さらに「本学における授業科目以外の教育活動」「本学外における教育活動」「教育内容・教育手法に関する研修受講・自己研鑽等」などの区分があり、教員が幅広く教育活動を自己評価する仕組みになっている。研究活動についても同様に細分化された項目があり、中でも「未だ発表に至らない研究活動」を設け、複数年度にわたる研究を行う教員の活動も捕捉している。上記4区分すべてにおいて、中期計画に該当する事項を確認しており、各教員が大学全体の事業計画を念頭に置き、自らの教育・研究活動等の位置付けを評価する機会になっている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【6. 1. 5. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教員組織の適切性の基本的な点検の一つは、退職職の把握である。東洋学園職員任免規程第18条では、教育職員が自己都合で退職する際、退職予定日は原則として年度末日、そして退職願の提出はその4月前と定めている。各学部長は、教育職員が当該年度末日に退職する申出を受けた際、次年度以降に授業担当科目を兼任講師として継続できるか否かなどを確認し、後任に当たる教員を採用する必要があると判断すれば、6. 1. 3. ①及び6. 1. 3. ②のとおり手続きする。兼任講師が退職の意思を伝える方法は様々であるが、次年度の依頼に対する返答によって把握する場合は、教務部が速やかにその情報を各学部に伝える。その後の手続は、専任教員の退職と同様である。

また、昇任の可能性のある教員の業績調査、教育課程の改編が行われた際にはそれに合わせた教員の採用計画の策定、研究科においては研究指導資格の変更の検討なども同時に行われる。ただし、英語教育開発センターまたは教養教育センターが取り扱う授業科目のみを担当する兼任講師が退職する場合は、英語教育開発センター規程第3条第1項第5号または教養教育センター規程第3条第1項第6号に基づき、それぞれのセンターが採用候補者の選考を行う（教員の採用・昇任並びに選考委員会規程第5条）。以上が、基本的かつ定期

的な点検・評価であるが、これには大学設置基準等の法令や、年齢等の個人情報に関わるため、複数の事務部局とともに作業を行い、適切性を保っている。

【6. 1. 5. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

第2期認証評価では、概評において、大学として求める教員像及び各学部における教員組織の編成方針の明文化を求められた。そこで、2021年度にこれらの明文化を行った（資料6-1【ウェブ】）。これにより、本学の教員募集に応募する側に対して、より明確に求める教員像を示すことができたと考えられる。

6. 2. 長所・特色

大学及び各学部、大学院の求める教員像、教員組織の編成方針、及び「教員の資格並びに教員選考基準」などの規程に基づいて教員の採用、昇任を行っているため、教員編成は概ね適切性が保たれている。特に、現代経営学部の教員編成では「現代経営学部の教育研究上の専門分野に相応しい編制とし、年齢・性別の偏りがないよう配慮する。学部のグローバル化に対応するため、国際性に配慮した教員組織を編制する」としているが、6. 1. 2. ②のとおり23名の専任教員のうち、4名が外国籍である。

6. 3. 問題点

学士課程の教授数が34人と、基準数に2人不足している点が問題である。また、大学全体の男女比は比較的均衡しているが、教授に限ると25：9であり、一般的にみられる上位職位の不均衡は、本学にも当てはまる。

6. 4. 全体のまとめ

前回の大学評価受審結果を踏まえ、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を策定し、現在ではそれを公表している。その教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しなければならないが、現在一部基準を満たしていない部分がある。教員の募集、採用、昇任等は、規程に従って適切に行っており、教員はファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を通じてその資質を向上させている。教員の定年による退職及びその他の事由による退職のため、教員組織は変化を避けられない。それに対する教員の補充を含め、教員組織の適切性については定期的に点検・評価を行い、改善・向上を目指している。

第7章 学生支援

7. 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点1】：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

【7. 1. 1. ①大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示】

本学においては、第1章に示した建学の精神及び三つの理念「時代の変化に応える大学」「国際人を育てる大学」「面倒見の良い大学」を踏まえ、以下の「東洋学園大学学生支援に関する方針」を定め、大学ウェブサイト公表するとともに、教職員はこの方針に基づき、教育活動に従事している（資料1-1【ウェブ】、7-1【ウェブ】）。本方針は、2018年度以前まで学生支援全般に関する大学としての方針が明確ではなかったことから、2018年度に学生支援委員会（当時名称：合同学生委員会）に提案され、2019年1月、大学運営協議会に報告し、2019年2月の教授会にて承認され、2019年度から運用されることとなった（資料7-2、7-3、7-4、7-5）。この過程において、学内構成員と共有している。なお、本方針は、「基本方針」「学修支援」「生活支援」「進路支援」からなっている（資料7-6【ウェブ】）。

「基本方針」

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、教職員が一体となり一人ひとりの能力、適性に応じ、きめ細かく対応する。また、学生が本学での学生生活を送ることで、社会に貢献できる人材に成長し、将来希望する進路へ進めるよう支援とその充実を図る。

「学修支援」

学生の学修意欲を高め、自律的・主体的な学修を促進できるよう、小規模大学の特色を活かし、指導教員を中心に初年次より卒業に至るまで各学部の特色を踏まえた指導を行う。また、多様化する学生一人ひとりが学業に対して円滑に取り組み、かつ最大限の成果を収めることができるよう個々のニーズに耳を傾け、学生に寄り添った支援を行うよう努め、充実した学修環境を整える。経済的支援に関しては、本学独自の奨学金制度を活用し、一人でも多くの学生が安心して学修に専念できるよう支援する。

「生活支援」

大学生活において何事にも意欲的かつ向上心をもって取り組むことができ、安全で実り豊かな学生生活となることが望ましい。課外活動、集団生活を通じて、協働的で円満な人間関係を体得しながら、自主性、自律性を涵養し、調和のとれた人間形成を自ら行えるよう支援する。心身のケアについては、専門スタッフを配置し、健康面・精神面の助言、指導を行い、健やかで快適な学生生活をサポートする。また学生生活における悩み事などについて随時相談に応じられるよう各種窓口において体制を整える。

「進路支援」

学生の進路実現に向けて低学年次よりキャリア形成に対する意識向上を図り、自律的に学ぶことができる教育を展開するとともに、就業・職業理解の向上を図ることを目的として、多様な支援方策を実施する。また、本学卒業後、自律した人間として社会に貢献するために、学生が主体的な進路選択のうえ、一人ひとりが希望の進路へ進むことができるよう、個別の進路相談を重視し、個々の学生の状況を踏まえたきめ細やかな進路支援を行う。

各委員会、部署は定められた方針に基づき、それぞれ求められるミッションと照らし合わせながら、各種業務において企画立案、実行、点検・評価を行い、常に学生支援の向上に努めている。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているといえる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

【評価の視点1】：学生支援体制の適切な整備

【評価の視点2】：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育及び初年次教育の実施
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振、ポータルサイトアクセス不良学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者及び退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

【評価の視点3】：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

【評価の視点4】：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

【評価の視点5】：学生の正課外活動（部活動等）、その他要望に対する支援の実施

【7. 1. 2. ①学生支援体制の適切な整備】

学生支援においては、7. 1. 1. ①に記した「東洋学園大学学生支援に関する方針」（資料1-1【ウェブ】、7-1【ウェブ】）に基づき、学修支援においては、教務部及び教養養育センターが主に担い、教務部は履修登録上の指導、授業、試験に関する事項等について学生支援にあたり、教養教育センターにおいては、主に1、2年次における教養教育、入学前教育への取り組みに注力している。生活支援においては、後述の通りその業務全般を学生支援センター（学生支援課、保健室、学生相談室）が担っている。また、進路支援においては、キャリアセンターが中心となり、1年次から学生のキャリア形成に取り組み、希望する進路へ進めるよう支援している。

各業務は東洋学園事務組織及び事務分掌規程の各項目に基づき、各部署ならびにセンターにおいてそれぞれの業務遂行に取り組んでいる（資料7-7）。業務遂行にあたっては、必要に応じて学生個々の情報の共有を図り連携することで、様々な側面から支援を行えるよう心掛け、実行している。

特に学生支援体制の中心である学生支援センターは2019年度より、学生支援課、保健室、学生相談室で構成される新たな学生支援部門として発足し2023年度で5年目となり、その体制は学内に定着しつつある。この3部署は様々な場面において連携、協働しており、学生には「学生支援センター利用ガイド」を配付し、本センターの利用促進を図っている（資料7-8）。

その業務は、心身の健康、クラブ活動、奨学金、修学支援、日常生活への支援など学生生活全般と幅広いが、各業務において丁寧に学生支援を行うことに注力している。以下に記す3部署の業務状況については、必要に応じて学生支援委員会を経て各学部教授会に報告され、全学的な周知を図りつつ、意見等があれば業務改善に反映させ、その都度点検・評価を行っている。

学生支援課は、学生生活の総合支援窓口として、研究科委員会（大学院）、教授会及び学生支援センターに関わる各委員会に関すること、学生の身上に関すること、課外活動に関すること、奨学金に関すること、学生保険に関すること、表彰及び懲戒に関すること、修学支援に関することなど、日々の学生生活の支援を行っている。

保健室においては、COVID-19拡大期より、感染予防対策全般から学生の罹患・濃厚接触者対応までを担っていた。対応方法は主にMicrosoft Formsを利用し、学生の利便性向上及び罹患の早期発見・把握に努めた。その他、学生の日々の健康維持・増進に関わる保健指導や健康相談、定期健康診断の実施、健康診断証明書の発行、体調不良や病気・ケガ等の応急処置等を行い、学生の健康や安全への配慮に努めている。

学生相談室では、主要な業務として、学生・保護者のカウンセリング、教職員のコンサルテーションが挙げられる。これ以外に、新入生健康調査とその調査結果におけるハイリスク者の呼出面接、学生が安心して交流できるグループ活動や心身の健康増進を目的とした講座の実施、心理教育的な内容を含む「学生相談室だより」の発行を行っている。

以上により、学生支援については、上記の関係部署、ならびにセンターが中心となり、連携、協働しながら各業務を遂行していることから、その体制は適切に整備されていると考えている。

【7. 1. 2. ②学生の修学に関する適切な支援の実施】

〈学生の能力に応じた補習教育、補充教育及び初年次教育の実施〉

補習・補充教育として、毎年度、12月までの全学部入学試験合格者を対象に高等学校教育から大学教育への円滑な移行と入学後の目的意識・学びの動機付けを高めることを目的として、入学前講習会を実施している（資料 7-9、7-10）。

講習会では、学科別の体験授業、大学での学びに関するクイズ、在学生による大学での学びや学生生活に関するスピーチなどを実施している。また、出席が叶わなかった入学予定者には講習会当日の録画映像を専用サイトから視聴できるようにしており、入学前の不安材料を少しでも解消できるようフォローアップしている。講習会後のアンケートでは、好意的な感想が多く寄せられており、入学前の仲間づくりとしても貴重な機会であると捉えている。

新入生の入学直後のオリエンテーションに関しては、過年度の実施状況を点検・評価し、常に改善を行っている。2023年度は、中期事業計画 3-1 に示す「学生支援に関する方針に則り、「学修支援」、「生活支援」に積極的に取り組み、効率的かつ充実した学生生活支援の実現に努める。」（資料 7-11）に基づいて実施した。春学期オリエンテーションの実施に向けて、教養教育センターと学生支援課が 2022年度に行ったオリエンテーションを振り返り、日程的に問題があったことを確認した。そこで、2023年度は新入生の来校日を増やし、一日のタイムスケジュールに余裕を持たせることとした（資料 7-12、7-13）。オリエンテーション内容としては、これからの大学生活を安全、安心に送るための留意事項を伝え、新入生の大学への早期定着を目指している（資料 7-14、7-15、7-16）。実施後の教養教育センターと学生支援課による振り返りでは、コンテンツやタイムスケジュールに関しては問題なく実施できたことを確認した。2024年度の春学期オリエンテーションでは、2023年度のタイムスケジュールを基本に組み上げたが、教養教育センターと入試広報室による大学基礎学力テスト（GPS-Academic）及び新入生イベントをセットにした行事を新たに実施するため、新たな行事については新入生オリエンテーション日程枠に組み込むのではなく、授業開始前の別日に実施することとしている。このように、新たな変更が生じた場合も適切に対応する体制を整えている。

入学後においては、全学部の1年次生必修科目である「教養基礎演習 A、B」において大学の学びに必要なリテラシーを身につけ、大学での学びに順応できる力を積み上げていくこととしている（資料 4-37）。

〈正課外教育〉

学内に資格・キャリアステーション（外部委託）を置き、学生の資格取得のサポートを行っている。在学中に社会で通用する実力を身につけられるよう、国家資格や公的資格を取得するための資格試験対策講座を多数開講している。開講形式は講座によって対面型、オンライン型があり、学生が自分自身の生活に合わせて選択することが可能である（資料 7-17【ウェブ】）。しかしながら、キャリアステーション事務は就職活動の学生が行き来するキャリアセンター事務と窓口が離れていることもあり、資格取得においてキャリア形成をより意識してもらうため、2024年度にはキャリアセンター事務内にキャリアステーションの機能を取り込むこととしている。

また、学生自身が将来を見据えた資格取得に目を向けられるよう、学内褒賞制度の学部長賞授与資格に各学部のカリキュラム内容を踏まえた推奨資格を提示したことは、学業へのモチベーションにもつながっている（資料 7-18【ウェブ】、7-19）。

教養教育センターでは外部業者（LEC 株式会社東京リーガルマインド）と協働して、希望者（全学部対象）に対し学内にて「公務員基礎講座」を開講している。この講座を受講し、試験に合格した場合、本人の申し出により、「セルフディベロップメント認定Ⅰ、Ⅱ」として単位認定している。また、基礎講座を修了した学生だけでなく、全学生を対象に次の中上級講座を学外（LEC）で割引受講できるようにし継続的な受講を支援している（資料 7-20、7-21）。

2021～2023 年度実績

年度	春学期実績（人）	秋学期実績（人）
2021	18	14
2022	7	6
2023	13	7

国際交流センターでは、留学先紹介とその国の魅力を引き出すために各国にちなんだイベントや留学と将来のキャリアを結びつける「Future me」というイベントを実施している。これは、学生自身の将来像がより身近に感じられるように、学生の立ち位置に近い人物（卒業生）や、海外や外資系企業で実際に活躍する人を招いて、学生時代に経験した留学がその後の人生にどのような影響を与えたのかなどを話してもらう企画である（資料7-22【ウェブ】）。

また、留学申請に必要な英語スコア獲得のため、ICP（国際キャリアプログラム）履修生が受講する「夏季IELTS集中講座」を広く一般の学生にも開放している（資料7-23）。その他に、授業期間中の平日昼休みに、英語を母語としている講師やインターン生から英語を学ぶ「グローバル・ラウンジ」を開設している。インターン生2名の業務は授業補助が主だが、予約を取った学生には、宿題や課題に対して助言したり、英語能力試験のための会話練習や留学前の事前準備セッションなど、学生の英語学習を支援している（資料7-24）。

〈自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援〉

COVID-19 の拡大期であった 2020、2021 年度においては、学生自身が感染することで重篤化しやすい基礎疾患を持っている場合、渡航制限により日本に入国できない場合（留学生）、あるいは同居する家族に基礎疾患をもつ高齢者がいる場合などには「対面授業出席配慮に係る申請届」を提出させ、科目担当教員がオンデマンド授業の対応を行うなど、教室以外での学習に関して支援を行った（資料 7-25）。

〈オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）〉

2020 年度、COVID-19 の影響により、全面的にオンライン授業を取り入れたことから、

学生支援策の一つとして、同年度秋学期よりノート PC の無償貸与を開始した。この支援策は、2020 年度に入学した学生の卒業年度となる 2023 年度まで継続して実施し、経済的理由から PC 端末等を所有できない学生がオンライン授業を問題なく受講できるよう環境整備を行った（資料 7-26、7-27、7-28）。

また、従来の LMS は完全なオンライン教育を想定したものではなかったため、2022 年度には LMS を刷新した（資料 7-29、7-30）。

〈留学生に対する修学支援〉

外国人留学生に対する修学支援は、2022年度まで学生支援課が担っていたが、2023年度より国際交流センターが担当している。外国人留学生への在籍管理（週1度の来課しての署名）、在留資格更新の指導（期限の近い学生への声掛け）、各種学内外の奨学金の紹介・募集を行う他、Microsoft Teamsのチャット機能を使つての個別対応も行っている（資料7-31）。また、それぞれの状況に応じて指導教員や他部署とも連携しながら適切に支援を行っている。

コロナ禍においては、日本に入国できない学生等について、目まぐるしく変化する国内外の情報を把握し、在留資格の更新、在籍管理、履修手続等、個々に求められる対応は異なっていたものの、その都度情報を発信し、学修の継続に不安を与えることなく対応した。

〈障がいのある学生に対する修学支援、講演会等の実施〉

修学支援に関しては、「東洋学園大学ダイバーシティ宣言」及び「障がいのある学生の支援に関する基本方針」（資料 7-32【ウェブ】）に基づき、修学支援制度を運用している。2022 年度には、障害者差別解消法の改正による私立大学の合理的配慮の義務化への体制整備を行うため、障がい学生支援に関する諸規程（東洋学園大学障がい学生支援規程、東洋学園大学 3 部署連絡会規程、学生支援センターにおける障がい学生支援運用規程）を策定し、2023 年度からは策定した諸規程に基づき、障がいのある学生の合理的配慮等の支援にあたっている（資料 7-33、7-34、7-35）。修学支援制度の利用者は年々増加しており、本制度への認知は学生、教職員ともに浸透しつつある。

なお、本修学支援制度では対応できない学生については、学生から教員に教育的配慮を依頼する際のサポートを行う場合もある。支援対象者は申請者だけでなく、支援が必要と思われる学生についても学生相談室、保健室が各部署担当職員と綿密に連携し速やかに支援を行っている。

また、COVID-19 の影響によりオンライン授業が開始された 2020 年度より、オンライン授業時の配慮を記した「オンライン授業における合理的配慮について」を毎年度 4 月の教授会にて再掲している（資料 7-36、7-37）。対面授業に限らず、オンライン授業においても具体的な指示やカメラオフの許可など、配慮を希望する学生がストレスなく、オンライン授業を受講できるよう教員に依頼し支援している。

教職員に対する障がい学生支援の研修機会として、年に一度、学生支援委員会主催による学内講演会を開催している。講演会では外部から講師を招き、本学教職員の障がい学生支援に対する理解と知識を蓄積できる機会を設けている。直近では発達障害、あるいは精神障害

の特性から具体的な対応方法まで、幅広くも具体的に講演いただいた。開催後には参加者にアンケートを行い、結果を学生支援センターより教授会に報告し、学内で共有することとしている（資料 7-38、7-39）。

〈成績不振、ポータルサイトアクセス不良学生の状況把握と指導〉

成績不振、ポータルサイトアクセス不良学生の把握と指導について、教務部、学生支援課、保健室、学生相談室等がそれぞれ対応している。

教務部では、成績不振の学生について、1年次は春学期の成績に基づき、修得単位数 10 単位未満の学生をリストアップして、保護者同席の下、教務部が夏休みに面談指導を行っている。それ以降も各学期に、該当学生に対し担当教員が面談して状況把握を行うとともに、成績不良の理由を分析し履修指導を行っている。3、4年次は、それぞれ専門応用演習及び卒業研究演習担当教員が指導を行っている。

○2022 年度入学生 春学期修得単位数 1 桁学生との面談詳細

対象学生：全学部 64 名：GC 12 名、EC 7 名、HS 25 名、BA 20 名

面接日時：8/23、8/25、8/26、8/29、8/30 各日 9：30～15：00

面接時間：30 分程度を目安

面接実施：全学部 16 名：GC 2 名、EC 2 名、HS 9 名、BA 3 名

※ GC はグローバル・コミュニケーション学科、EC は英語コミュニケーション学科、HS は人間科学科、BA は現代経営学科を表す。

○2023 年度入学生 春学期修得単位数 1 桁学生との面談詳細

対象学生：全学部 51 名：GC 5 名、EC 3 名、BA 23 名、HS 20 名

面接日時：8/23、8/24、8/28、8/29、8/30 各日 9：30～15：00

面接時間：30 分程度を目安

面接実施：全学部 23 名：GC 2 名、EC 2 名、BA 10 名、HS 9 名

〈各学期オリエンテーションでの 1、2 年次成績不振学生に対する個別面談〉

○グローバル・コミュニケーション学部成績不良学生への個別面談の要領

日 時：春学期及び秋学期オリエンテーション

方 法：各演習別行事の教室で対面による面談、あるいはオンライン

面談担当者：1、2 年生の演習担当教員

対象学生：1 年生＝春学期修得単位数 10 単位未満

2 年生＝（2 年次春）1 年次終了時の成績が、GPA2.0 未満、修得単位数 20 単位未満の両方またはどちらかに該当

（2 年次秋）2 年次春学期終了時の成績が GPA2.0 未満、修得単位数 40 単位未満の両方またはいずれかに該当

面談内容：先学期の履修状況や面談の結果等を踏まえ、該当学生に成績不良の理由を尋ね、改善策を自身に考えさせ、教員がそれに対するアドバイスを

う。

○人間科学部成績不良学生への個別面談の要領

日 時：春学期及び秋学期オリエンテーション

方 法：各演習別行事後またはオリエンテーション直前の集団呼出による個別面談

面談担当者：1、2年生の演習担当教員

対象学生：1年生＝1年次春学期終了時の成績が、GPA2.3未滿

2年生＝（2年次春）1年次終了時の成績が、GPA2.3未滿

（2年次秋）2年次春学期終了時の成績がGPA2.3未滿

面談内容：先学期の履修状況や面談の結果等を踏まえ、該当学生に成績不良の理由を尋ね、改善策を自身に考えさせ、教員がそれに対するアドバイスをを行う。

○現代経営学部成績指導学生への個別面談の要領

日 時：春学期及び秋学期オリエンテーション

方 法：オリエンテーション直前の集団呼出による個別面談

面談担当者：1、2年生の演習担当教員

対象学生：1年生＝1年次春学期終了時の成績が、GPA2.3未滿

2年生＝（2年次春）1年次終了時の成績が、GPA2.3未滿

（2年次秋）2年次春学期終了時の成績が、GPA2.3未滿

面談内容：先学期の履修状況やこれまでの面談等を踏まえ、該当学生に成績不良の理由を尋ね、改善策を自身に考えさせ、教員がそれに対するアドバイスをを行う。

学生支援課においては、科目履修未登録者及び2週連続で「Campus-Xs」にアクセスしていない学生に電話連絡を行い、履修未登録の理由や欠席事情等を把握し、学生生活に不安を抱えている場合は、適宜、指導教員や学生相談室、保健室と連携するなど、支援体制の強化に取り組んでいる。

春学期の「Campus-Xs」アクセス不良学生については、各学部において退学防止策を検討するうえで参考となるように、その属性をまとめた一覧表を学生支援委員会より教授会に報告している（資料7-40）。

保健室においては、健康診断結果・体調不良連絡から、身体的理由で欠席が多くなる可能性の高そうな学生をリストアップし、1・2年生を優先して体調・授業参加状況確認のために来室を促している。自主来室のない学生については、特に優先度の高い学生には電話や指導教員からの声掛けで来室を促し、来室学生には体調や修学状況を確認し、その状況に合わせて受診勧奨や学生相談室の紹介、修学支援制度の提案を行うなど更なる支援につないでいる（資料7-41）。

学生相談室においては、新入生に対して、入学時の事務手続きの際に健康調査を行い、その結果から修学に何らかの困難を抱える可能性が高いとされた学生を呼出して面接を行っている。2021、2022年度では、新入生の精神的健康度と発達障害困り感尺度から、修学上の困難を予測してきたが、2023年度ではこれに「大学生学修困難尺度短縮版（LDSP7）」を

加えた。読字・書字に困難を抱えている可能性がある新入生に、学生相談室のサポートや修学支援制度の存在を知ってもらうことが目的である（資料 7-42）。2023 年度は 120 名を呼出し対象として、春学期までに 57 名に面接を実施し、面接では、新入生の大学生活での適応状況について、調査結果から予測される困難を中心に聞き取り、その内容によって相談を継続する・他部署につなぐ・修学支援制度を紹介する等で対応している。また、クラス担任としての役割を担う指導教員との情報共有のため、本人の了承を得て連絡票を発行したケースもある（資料 7-43、7-44、7-45）。

また、学生の居場所づくりや友達づくりを目的としたグループ活動も実施している。2023 年度春学期は、保健室スタッフに講師を依頼した料理ワークショップや、ものづくりの講座、昼休みの交流会などを開催し、12 名が参加した。少人数のグループで、カウンセラーが学生間のコミュニケーションをファシリテートし、対人的な緊張や不安のある学生が安心して参加できるような工夫を行っている（資料 7-46）。さらに、緊張や不安の強さから、進路に悩みを抱える学生に対して、自己分析のワークショップの実施や、就労移行支援事業所と連携した個別相談会の開催等でサポートを行うとともに、キャリアセンターとも連携し、多様なニーズに合わせた進路選択の支援を展開している（資料 7-47）。

コロナ禍における対応として導入した、相談の Web 申し込み、またビデオ会議システムを用いたオンライン相談は、現在も継続して運用している。Web 申し込みは、その利便性や手軽さから、今も申し込み手段として最も多く利用されている。オンライン相談は、対面授業がない日のほうが落ち着いて相談ができるという学生や、登校の日数が減っている上級生の利用等が多い。オンライン方式は上述のグループ活動の一つでもある交流会にも導入し、登校しない日であっても参加しやすいだけでなく、ビデオオフやニックネームの利用を許可しているため、匿名性が保たれることで参加の緊張や不安が軽減されているようであったため、2023 年度も継続して実施している（資料 7-48）。

〈留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応〉

グローバル・コミュニケーション学部及び人間科学部においては、2 年次及び 4 年次を対象に秋学期はじめに保証人宛に「進級に関する件について」という文書を成績通知書とともに送り、進級要件（2 年次）、卒業要件（4 年次）を改めて周知するとともに指導教員から注意喚起を行い、留年者増加の予防措置を行っている（資料 7-49）。留年した学生には卒業要件を満たすよう個別に履修指導している。なお、現代経営学部においては、全学年を対象に毎学期、同様の通知を送るとともに履修指導を行っている。

また、休学者については教務部で届け出を受け取る際、保証人及び指導教員との相談は十分済んでいるかを確認するようにしている。理由によっては関係各所と連携を取って個別に面談を行い、状況の把握に努めている。2023 年度までの学籍異動状況（留年者）は、大学基礎データのとおりである（大学基礎データ 表 6）。

退学希望を申し出た学生には指導教員が面談を実施し、場合によっては、カウンセラーなどの専門家のサポート、財務部と連携した学費納入の相談に応じ、退学以外の方策の検討、退学後の進路予定等の確認を行い、安易な離籍の防止に努めている。2023 年度までの学籍異動状況（退学者）は大学基礎データのとおりである（大学基礎データ 表 6）。

〈奨学金その他の経済的支援の整備〉

奨学金については、日本学生支援機構奨学金、国が所管する高等教育の修学支援新制度のほか、2020年度には本学独自の支援策として、従来の東洋学園奨学金（給付）に加え、COVID-19の影響を受けた学生を対象とした「給付型緊急支援奨学金（学びの奨学金）」（学部生40万円、大学院生30万円の給付）を新設し、2022年度まで実施した（資料7-50）。しかし、社会経済活動の再開に伴い、年々応募人数も減少傾向にあることから、2023年度からは、従来の東洋学園奨学金（給付）の採用枠に5名追加し、恒常的な学生の経済的支援で対応することとした（資料7-51、7-52、7-53）。

私費外国人留学生については、「東洋学園外国人留学生学納金減免規程」に基づき、授業料と維持費の50%を限度として学納金を減免している。実際の減免金額は、同規程第3条第3項により、学長の稟申により理事長が決定する。2023年度の減免金額は授業料の30%だった。手続としては、半期ごとに行われる募集に学生が応募する形を取り、学長宛に学納金減免願が提出された場合、同規程第5条に基づき、当該学生の所属する学部の教授会において成績等を勧案して適否が審議される。このように、適否の審議に成績が考慮されることから、学生の学習意欲を促しながら、学びの継続が支援されている（資料7-54）。

その他支援策の一つとして、コロナ禍における修学環境支援として、上述のとおり、2020年度からノートPCの貸出を実施し、2020年度入学者の卒業年度である2023年度まで半期単位で募集、貸出を行い、PC購入等が叶わない学生の支援を行っている（資料7-26、7-27、7-28）。

また、2022年度から本学同窓会独自の在学生向け給付型奨学金制度「東洋学園大学同窓会奨学金」が運用開始となり、同窓会による在学生への経済的支援が実施された。その募集、手続きは学生支援課が担い、選考は学生支援委員会で行った。東洋学園大学奨学金と併せて募集することで採用の幅が広がり、学生の学びの継続の一助となっている（資料7-53）。

なお、本学には罹災者救援奨学金制度がある（資料7-55）。2023年度は該当者がいなかったものの、自然災害発生時、内閣府から発信される災害救助法適用地域居住者、あるいは出身者に対して安否確認、家屋の状況を把握し、必要に応じて本制度を案内している。

ここまで記した奨学金・学納金減免制度を含め、外部団体奨学金や本学の学費月払い制度、国・民間教育ローン等の案内は、大学ウェブサイト等により、学生に広く周知している（資料7-56【ウェブ】）。奨学金給付・貸与状況は大学基礎データのとおりである（大学基礎データ表7）。

また、入試広報センターの就労報酬奨学生制度として、2021年度から「ワーク・スタディ・スタッフ」を展開している。名称は奨学生制度としているが、本制度は入試広報センター予算を用いた有償のインターンシップである。「働きながら学びを叶える」をコンセプトに、学生個人と大学が契約し、本制度を所管する入試広報センターの事務職員とともに、授業の合間などを活用して大学のPR活動、オープンキャンパス運営といった入試広報業務を行っている。学業との両立を基本として、今後の進路を考えるきっかけを与えるという意味で、学生支援の一つとして捉えている。対象は全学部生とし、4月下旬から5月上旬にかけ、応募に関する説明会や採用面接を実施している（資料7-57、7-58、7-59）。

国際交流センターにおいては、開催するイベント等を広報する活動の一環としてインスタグラムを開設しており、その運営を本学生にアルバイトとして委託する「ソーシャルメディア・インターン」を、2022年度秋学期よりスタートさせた。これも上記の就労報酬奨学

生制度と同様、国際交流センター予算を用いた有償のインターンシップと位置付けられる。2023年度も継続しており、経済的支援とインターン支援双方を考慮した取り組みであり、特に国際交流センターの所管であるため、海外に興味を持つ学生の応募が多いという特徴がある（資料 7-60）。

【7. 1. 2. ③学生の生活に関する適切な支援の実施】

〈学生の相談に応じる体制の整備〉

(1) 学生相談室

学生相談室は、専任カウンセラー1名及び非常勤カウンセラー3名を配置し、平日は2名体制で相談活動を行っている。学生・保護者のカウンセリング、教職員のコンサルテーションを主要な業務とし、個別のカウンセリング以外には心理教育や居場所づくりなどの予防活動にも注力している。

また、広報的な観点から、毎年度学生向けに「学生相談室のご案内」（資料 7-61）を発行し、学生に学生相談室の利用を促している。2023年度には教職員向けに「学生相談室活用ガイド」を作成し、学生から相談を受けた際の対応や、そういった場合の学生相談室利用等について記載し、教職員の学生相談への理解促進を図っている（資料 7-62）。

(2) こころの健康相談

2022年度から設置した「こころの健康相談」では、精神科医（非常勤）による相談を受け付けている（資料 7-63）。初年度は9回の相談日（月1回2時間半）に延べ30名の学生・保護者が訪れ、ウェイティングが生じた月もあったことから、2023年度は年間12回に相談日を拡充した。

2023年度春学期には17名の学生・保護者が来談し、また困難事例においては、精神科医より、カウンセラーの対応や学内外の連携に関して助言を頂いており、学生支援には欠かせない存在である。

(3) 3部署連絡会への参加

学生支援センターに所属する学生支援課・保健室・学生相談室が参加する3部署連絡会では、規程が整えられたことから、2023年度より要支援学生の情報共有と対応協議が行われている。個人情報の取扱いに留意しながら、学生相談室から相談活動の状況を報告し、学科教員や関連部署と連携・共有することで問題の早期解決に取り組んでいる（資料 7-64）。

(4) 学生相談室だより、グループ活動【外部講師】

予防活動に関しては、「学生相談室だより」による情報発信や心身の健康増進を目的とした講座の開催、学生の居場所づくりを目的としたグループ活動等で、学生全体へ働きかけている。「学生相談室だより」は年間5回発行し、2023年度はこれまでに夏号「気持ち落ち着く散歩の仕方」、秋号「笑いで健康に」といった心理教育的な内容を掲載している（資料 7-63）。

2021、2022年度に好評を得た「アロマセラピー講座」を2023年度も開催し、8名が参加し、香りとストレスケアについての講義を受けた後、それぞれが「心地よい香り」と感じるオイルをブレンドしてスプレーを作製することができた。外部講師による講座は、楽しく体験的に健康について学ぶことから学生の関心が高いため、2023年度は講座の回数を2022年度の年1回から年2回に増やし、秋学期にはダンスセラピー講座を開催した（資料

7-65)。

(5) 体制整備・施設面

近年の課題として、年間を通じて安定的にカウンセリングが行える面接室の不足があったが、複数の部署からの協力を得て増設スペースを確保できる見通しであり、2024年度には、第一面接室・第二面接室の2部屋を使用することとなる。

〈ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備〉

学内の第三者的な組織として東洋学園大学ハラスメント防止・対策委員会を設置している。本委員会は、「学校法人東洋学園ハラスメント防止・対策規程」及び「学校法人東洋学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」に基づき、委員5名、事務局長1名をもって運営している（資料7-66、7-67）。事案発生時の対応とともに、ハラスメントの防止の観点から、教職員向け学内研修の実施、一斉メールによる注意喚起、学生向けには相談窓口等を記載したリーフレットの配付（資料7-68）などによって、ハラスメントに対する全学的な理解の醸成を図っている。事案の対応に関しては、学外研修による相談員のスキルアップ、聞き取りによる事実確認と適切な調整、調査を行い、ハラスメントのない学内環境を目指している。

〈学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮〉

保健室では、学生健康診断において受診結果に基づき再検査や受診勧奨、保健指導、健康診断証明書の発行を行いつつ、自覚症状や問診内容から、困り事や持病による支援の必要性を確認している。支援が必要な学生には、修学支援制度の紹介や申請時のサポート、学生支援課や学生相談室の紹介などの情報提供を行っている（資料7-69）。

健康診断においては、2020年度より、学年・学部ごとに受診日を設定していたものを、学年での受診日設定に変更した。2020年はCOVID-19の影響で8月の実施となったが、学年ごとに受診日を分けることで、オリエンテーション時の移動で学年・学部が異なる集団の交差を減らすことにつながった。以降2023年度まで学年ごとでの実施を継続したところ、オリエンテーションや新入生歓迎行事など他行事が行いやすくなり、保健衛生活動以外の面でもメリットが得られたと思われる（資料7-70）。

健康診断の結果と自覚症状から気になる所見がある学生に対し、結果受取時の聞き取りと改善策の提案・サポートを行っている。過去には、再検査や二次検査の対象となる学生の割合が、一般的な水準よりも高くなる年があった。これについて、保健室で点検をした結果、血圧測定の前に階段を使用して移動した学生がいたことなどがわかった。そこで、健診環境や受診時の注意を見直し、再検査や二次検査の対象となる学生の減少につながった。それでも、再検査・二次検査対象の学生への連絡は毎年苦慮しており、受診会場での掲示や対象学生へ個別に連絡を行い、再検査・二次検査受診を促している。

感染症対応においては、2020年に大学ウェブサイト公表した「新型コロナウイルス感染症に対する本学の基本方針について【教職員】」（資料7-71【ウェブ】）に基づき策定された「新型コロナウイルス感染症に対する学生・教職員の行動について」「新型コロナウイルス感染症に関する入構禁止の取扱いについて」（資料7-72、7-73、7-74）の運用が開始され、学修機会を過度に制限しないよう配慮しながらも、学内での感染拡大防止を図った。取り扱

いの内容は政府の方針変更を踏まえ随時更新し、学生・教職員が適切な行動や感染対策が取れるよう情報提供と注意喚起を行った。流行初期には、COVID-19に罹患していなくても所定の要件を満たしている場合は公欠手続きを認め、感染拡大防止に努めた。罹患・体調不良時の報告は保健室へ集約し、一貫した学内対応を行えるようにした。2021年度からは電話だけでなく Microsoft Forms も利用し、学生はいつでも報告ができ、保健室はスムーズな状況把握と公欠手続きのサポートができる体制を整えた(資料 7-75、7-76)。あわせて国・東京都主催のモニタリング検査を活用し、行事などの感染拡大を起こしやすい状況での検査を提供することで、罹患の早期発見に努めた。

新型コロナワクチン接種においては、2021年9月の初回接種後、2022年5月に3回目の職域接種を行った(資料 7-77、7-78)。接種者数は予定を下回ったものの、学生・教職員とその家族だけでなく卒業生の接種もあり、3回を通し幅広く接種機会の提供ができたものと思われる。4回目以降の職域接種は実施していないが、東京都の大規模接種会場の紹介や千葉県・埼玉県・神奈川県との接種体制について学内メールや保健室ホームページ、掲示板で紹介し、接種を促した。

春学期定期試験と重なった2022年の第7波時には、自己検査や陽性登録など新しい対応・システムが導入され、受診困難なケースではそれらの情報提供や対応について説明・指導を行い追試験が確実に受けられるよう対応した。必要に応じて学生の住む自治体の検査キット配布情報や、医療機関の情報提供も行った。感染の可能性が高い学生・教職員に療養を推奨し入構を制限することで、学内クラスターを発生させずに学内環境を保持できた。

2023年5月のCOVID-19の取り扱い変更に伴い、追試験と入構制限の取扱いは終了し、COVID-19に特化した感染対策は2023年度春学期までにすべて終了している。COVID-19については、予防すべき他の感染症と同様の取り扱いに変更し、コロナ禍以前の学内対応に戻る事となった。対応終了に伴い、学生へは学内メールや保健室ホームページ、掲示板などに変更内容を掲示し周知に努めている(資料 7-79)。

【7. 1. 2. ④学生の進路に関する適切な支援の実施】

〈キャリア教育の実施〉

本学の教育科目は大きく「基本教育科目」と「専門教育科目」に二分され、「基本教育科目」には全学共通の「キャリア教育科目」という区分がある。そこには、緊密な就職支援と学問の有機的連携が学生のキャリア形成に資するとの判断で、2年次「キャリアデザイン入門」と3年次「キャリアデザイン」を必修科目とし、「業界研究」及び「就職実践演習」を3年次開講の選択科目として配置している(資料 7-80)。

また、就職活動においてインターンシップ、オープンカンパニーへの参加が鍵であるとの認識に立ち、夏季休暇中に実施されるインターンシップ、オープンカンパニーへの参加を促すことを目的とした科目を開設している。具体的には、1年次の「スタートアップ・インターンシップ」、2年次の「インターンシップ演習Ⅰ」、3年次の「インターンシップ演習Ⅱ」である。これらの授業期間は集中講義に該当し、研修先は本学が認めたものに限っている(資料 7-80)。

〈学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備〉

本学は、東洋学園事務組織及び事務分掌規程第22条に基づき、大学事務局にキャリアセンターを設置している。同第25条に基づき、同センターは、学生が希望する進路を実現するための支援として、就職活動に関する情報提供やセミナー・講座の企画運営、就職指導、機会提供、資格取得講座の運営を行っている。

また、学生・教員・キャリアセンタースタッフによる三位一体での手厚い指導を目指し、教授会規程第9条第2項第3号に基づき、各学部教授会の下に就職委員会を置いている。2023年度の委員会は、各学部2名の教育職員と、東洋学園大学就職委員会内規第2条第5項に基づいてキャリアセンター職員3名で構成された。規程上就職委員会は各学部教授会の下に置かれるものであるが、会議体としての委員会は3学部合同で行われている。それは、事務組織と各学部が円滑に連絡調整し、キャリアセンターによる就職支援機能を効果的に発揮することを目的としたものである。

〈進路選択に関わる支援やガイダンスの実施〉

学生の進路選択に関わる支援を円滑に行うためには、学生個々の就職活動状況を把握することが必要である。そこで、演習（ゼミ）指導教員は、2022年度より導入されたポートフォリオシステムに、学生が主体的に自らの就職活動状況を入力・報告するよう指導を行っている。キャリアセンターでは学生の就職活動情報を活用し、就職活動に関するガイダンス、企業を招いての説明会をタイムリーに開催している。また、就職活動に何らかの課題がある学生に対しては、演習（ゼミ）指導教員とキャリアセンターにて連携し、キャリアコンサルタント資格を持つ指導員による個別相談を随時行っている（資料7-81、7-82、7-83、7-84）。

コロナ禍においては、オリエンテーション時における就職ガイダンスを対面で実施した際、身体的距離を確保するため、複数の教室を利用して、座席数、喚気率等にも十分留意したところだが、コロナ禍明けの2023年度においても、その形態で実施しており、学内感染、衛生管理に配慮した（資料4-51）。

【7. 1. 2. ⑤学生の正課外活動（部活動等）、その他要望に対する支援の実施】

2022年度まではCOVID-19により、正課外活動は全般に大きく影響を受けたが、現在は2023年度中期事業計画3-3「課外自治活動団体への加入促進、支援体制の強化を図る」について、その具現化に向け取り組んでいる（資料7-11）。

公認学生団体の加入促進については、これまでのオリエンテーション等での勧誘活動に加え、各学生団体活動の見える化を促進させ、新入生に課外活動に目を向けてもらいやすい環境を整えるために、課外活動のInstagramアカウントを開設した。これにより、既存の公認学生団体紹介、新設団体紹介、大会出場などの活動報告、入部方法、新設方法など学生団体についての情報を手軽に確認できるようになった。なお、その更新は学生支援課で行うこととしている。また、秋学期には学生会主催で公認学生団体に所属する学生と直接やり取りできる仕掛けとして、各公認学生団体の部室を回るスタンプラリーを実施した（資料7-85）。

支援体制の強化においては、まず学生会活動に必要な学生会費の運用について議論した。その結果、学生会費の予算に余裕があることから、見直しを図るべきではないかと学生会最高執行機関である学生会運営部に進言し、現在、委員会、部（クラブ）にのみ補助金を支給しているが、2024年度以降は、同好会（サークル）にも一定の基準、上限を設けたうえで支給

し、加入学生の経済的支援を行うとともに、公認学生団体への加入促進につなげることを目的として、今後も学生会運営部に働きかけることとしている。

また、公認学生団体の横のつながりを構築し、課外活動を活性化させるために、学生会運営部が主体となり、リーダーズ研修会を実施している（資料 7-86）。リーダーズ研修会は、学生支援課、学生支援委員会の主催であるため、その開催運営に関わり、助言を与えつつ、学生の自主性を見極めながらサポートにあたっている。2023年度は、「今年度の各団体の新規入部者数及び要因の共有」、「団体の代表者(会計担当者)として、普段どんな事に気を配っているか」の2テーマについて、5名程度のグループに分かれディスカッションを行い、各グループから話し合った内容を発表し、参加者間で全体共有を図った。ディスカッション以外にも、学生団体の会計に関わる説明を学生会運営部から行い、団体運営の活動原資である部費、学生会費からの補助金の管理、適切な使途等、会計管理に間違いがないよう注意を呼びかけた。また、大学としてもこの機会を利用し、消防署の協力のもと、学生向けに蘇生法、AEDの使い方などを学ぶ救急法講習会を実施した。その他、学内における怪我等の応急処置、緊急時対応についても説明し、安全面での注意喚起を行った。リーダーズ研修会に参加した学生からは、開催に対する肯定的な意見が多く、他公認学生団体の学生との交流、議論する機会となった。

他校との交流においては、2022年4月に近隣大学である文京学院大学と「文京学院大学と東洋学園大学との課外活動等における相互交流に関する協定書」(資料 7-87)を締結した。2023年度は、大学祭・学園祭を実行する学生団体のメンバー同士で運営や広報等について意見交換を行った。また、互いの体育祭に双方の学生が参加したり、サークル単位で交流したりするなど、課外活動活性化に寄与している。課外活動を担当する事務職員間でも互いのキャンパスを行き来するなどして連携を図り、互いの課外活動における取り組み状況を参考に、自大学に反映できる取り組みを模索している。

その他の支援としては、7. 1. 2. ②に記した褒賞制度の一つである学部長賞について、2021年度中期事業計画 3-5「奨学金制度、褒章制度の再整備及び学修意欲の向上や成長支援に繋がるよう更なる充実を図る」において、2021年度に表彰基準の見直しを行い、推奨資格など学生、教職員に理解されやすいように明確化を図った。2022年度からその基準に基づいて運用し、2023年度には、デジタルサイネージへの掲載及び大学公式サイトへの掲載を開始した。申請については、対面申請以外に Microsoft Forms(申請フォーム)も利用し、さらなる学生の利便性を高めることに取り組んでいる(資料 7-18【ウェブ】、7-19)。表彰基準に含まれていない資格等については、その都度学生支援委員会に諮り、承認を得ており、基準の見直し以降、受賞者も増加し、資格取得へのモチベーションアップの役割を果たしている。

大学に対する学生からの各種要望については、全学部生が会員となっている「学生会」における最高議決機関である「学生総会」にて承認された要望に対して、その要望の妥当性、実現性を学生支援委員会、学生支援課で評価・協議のうえ回答している。しかし、COVID-19 拡大の影響で学生会の諸活動が停滞したことは否めず、ここ数年学生総会で大学に対する要望が議論されていない。しかしながら、上述のとおり要望があれば学生支援委員会、学生支援課を中心に他委員会、部署とも要望を共有し、その都度誠実に回答することとしている。

大学としては、2021年度から全学部生向けに実施している「学生調査（大学 IR コンソーシアム）」を活用し、施設設備、学修、生活、進路に関する満足度を調査している（資料 7-88、7-89）。また、卒業時に4年生を対象とした「卒業時アンケート」も実施し、在学中の大学に対する各種満足度を調査している。「卒業時アンケート」結果は大学ウェブサイトにも公開している（資料 7-90【ウェブ】）。上記調査を含めた各種アンケート結果をもとに、満足度によっては学生支援関連の要望、意見としてその改善に取り組むこととしている。特にこれまでの調査において、食堂の利用頻度が年々低下していたことから、2023年4月に委託業者を含めリニューアルを行い、2023年度の利用者増加につながった。このリニューアルを受け学生会も反応し、秋学期には全会員（学生）向けに食堂の無料飲食チケットを用意した。これを大学から発送する秋学期オリエンテーション通知に同封して全学部生に配付し、大学も支援する形で食堂利用促進を図った（資料 7-91）。

以上の取り組み状況から、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備され、学生支援は適切に行われているものと思われる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【7. 1. 3. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

学生支援に関する適切な点検・評価については、学生支援に関係する各部署、委員会及びセンターが、それぞれの規程・内規等に基づいて、定期的に自己点検、評価を行っている。例えば、学生支援委員会及び学生支援センターに関わる事項は、原則として毎月開催される学生支援委員会において報告・審議される。その結果は、やはり原則として毎月開催される各学部教授会において、学生支援委員によって報告されるとともに、審議が必要なものは審議される（資料 7-7、7-92、7-93、7-94、7-95、7-96、7-97）。

学生支援の取り組みにおける課題は、2020年度を初年度とする中期計画に概ね網羅されているため、中期計画の年度事業計画及び実施報告書を作成し、進捗状況も含め学長の諮問機関である大学運営協議会及び各学部教授会に報告し、各取り組みの共有を図っている（資料 2-6）。

また、IR室は4年次生に対して卒業時アンケート調査を行っている。ただし、こうした調査の結果は厳密に分析されなければ誤った施策につながってしまうため、データを増やしていく必要がある。中期計画では、学生から見た本学の教育の満足度を把握するという目的を掲げ、調査の実施方法や内容等の検討を計画期間における事業としている。最後に、毎年度作成する自己点検・評価報告書には学生支援に関する資料、情報が集約され、それに基づいて大学評価委員会、大学運営協議会、執行部にて学生支援の適切性が点検・評価されている（資料 2-7、7-98）。

【7. 1. 3. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

7. 1. 3. ①の点検、評価を踏まえ、各学内組織において、各取り組みを見直し、必要に

応じて改善することで PDCA サイクルとしている。上述の新生オリエンテーションの日程、プログラムや褒賞制度の改善はその改善・向上の例として挙げられる。また、対面授業の際に座席指定されていない授業においては、障がい学生等のために、各教室後方座席を「指定座席」とし、配慮学生が希望すれば、座席指定されていない授業時に優先して座席を確保できるようにしたこともその改善例といえる。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価したうえで、その結果を踏まえ改善・向上に向けた取り組みが行われているといえる。

7. 2. 長所・特色

学生支援全般において、中期計画のマスタープラン③「充実の学生生活支援」に掲げられた事業を中心に、各部署、委員会、センターが取り組んでいるところである。小規模大学のメリットを活かし、教員、職員が日頃から学生個々についてこまめにコミュニケーションを図り、教職員が協働して支援に取り組んでいる。中でも、兼任講師を含め、授業科目の出席管理の徹底は、本学の特色である。一定以上の出席率を単位修得の条件にしているため、正確な出席管理は必須であるが、1年次必修科目での連続欠席者の抽出など、退学防止施策の中でも出席管理は重要であり、そこで教員も役割を担っている。そのような取り組みの開始から実行に至るまでの組織間連携のフットワークの良さは、本学の学生支援における大きな長所といえる。

学生支援課においては、マスタープラン③内の七つの事業計画について、学生支援委員、学生支援課員を配置し、協働で課題に取り組み、その都度進捗を学生支援委員会に報告することとしている。これにより、各事業計画の目標達成に向け学生支援委員会及び学生支援センター構成員全員が担当以外の項目についても状況把握できるよう努めている（資料 7-99、7-100、7-101、7-102）。

教職員連携としては、上述の褒賞制度の再整備が挙げられる。学生支援委員会・学生支援課所管の学部長賞について、教育職員の学生支援委員と学生支援課員がチームを組み、2021年度に従来の選考基準等を見直し、2022年度から新基準に基づいて運用したことにより受賞者増加につなげた取り組みは教職員連携の一例として挙げられる。

また、組織間連携においては、中期事業計画の一つである「多様な学生の受け入れ体制整備」において、LGBT等学生の更衣場所について議論されたが、現状として専有スペースを確保することが難しいことから、多目的トイレ内のフィッティングボード設置を施設関連部署に発案し、1箇所ではあるが早急に設置できたことは、組織間連携のフットワークの良さといえる（資料 7-102）。

7. 3. 問題点

学生支援全般においては、これまでに示したとおり、各部署、委員会等において概ね順調に取り組んでいるものと思われるが、今後の取り組み展開を鑑みると、以下のような問題点、改善点等の展望が挙げられる。

〈生活支援〉

【学生相談・障がい学生支援】

現在、学生相談室では、平日2名体制で学生の面談にあたっているが、コロナ禍より、精

神的不安を抱えた学生が顕在化していたためか、相談人数の増加、相談内容の複雑さが顕著であり、近年の利用者数の推移を考慮すると、現在の2名体制では突発的な相談に即時対応できないケースも考えられる。また、障がい学生支援として修学支援制度を設けているが、コーディネートを主業務とする担当者が不在であることから、学生相談員が支援コーディネートをを行うケースも多く、カウンセリング業務への影響が大きい。コーディネートを主業務とする専門知識、臨床経験のある人員を配置し、より充実した支援体制の構築が必要と考えている。

【学生への情報発信及び情報入手手段】

現在、大学からの学生への連絡手段の一つとして、学内ポータルサイトを活用しているが、学生支援関連情報含め、キャッチアップされないケースが多い。今後、学生がよりアクセスしやすく、情報のキャッチアップが容易にできる環境整備は充実した学生生活を送るうえで重要であるため、他大学でも利用され始めている「学生支援アプリ」の導入などを検討する必要がある。

【保護者との連携強化】

保護者との連携及び大学への理解促進を図るうえで、1～3年生の保護者を対象とした家族会を年に一度、学年ごとに開催している。学生支援においては、学生生活支援、学修支援、進路支援について、本学の取り組み概要を周知するとともに、希望者には教員との個別面談の機会も設けている。しかしながら、その目的が成績の思わしくない学生、あるいは不登校気味の学生の保護者に対する面談機会に推移している傾向があり、本来の家族会開催の目的を見直す必要がある。2024年度に向けて開催の目的を再考すべきと考えている。

【外国人留学生同士の交流機会】

外国人留学生については、外国人留学生一人ひとりの学生生活上の支援は、国際交流センターを中心に行っているが、外国人留学生間のコミュニティづくりまで構築できていない。将来的には日本文化に触れられる機会を設けるとともに、外国人留学生同士、あるいは外国人留学生と日本人学生等、多様な国籍の在学生らを結びつける仕掛けをつくり、交流機会を展開したいと考えている。

7. 4. 全体のまとめ

本学においては、建学の精神及び三つの理念を踏まえたうえで、学生支援に関する方針を定め、大学ウェブサイト公表している。本方針に従い、学生支援課、保健室、学生相談室の3部署が中心となって連携、協働しながら学生生活にあたり、学修支援、進路支援においては、教養教育センター、国際交流センター、キャリアセンター等がかかわっている。いずれも当該部署内で定期的に自己点検・評価を行い、その結果は各学部教授会、研究科委員会に報告される。このようにして、学生支援に関する全学的な自己点検・評価が行われている。

学生支援全般において、各組織がそれぞれの方針、中期計画を踏まえたうえで特色ある取り組みを起案、検討、実行している。その過程においては各部署等が連携を図りながらスピード感を持って対応していることは、小規模である本学のメリットといえる。

以上のことから、本学の学生支援については、大学基準を満たしているといえる。

第8章 教育研究等環境

8. 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

【評価の視点1】：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

【8. 1. 1. ①大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境整備に関する方針の明示】

本学では教育研究環境に対して各部署で適宜、検証・評価を行い、教育研究環境の整備を行ってきたが、2023年12月にその評価を統合し、「教育研究環境に関する方針」を定めた。同方針は、基本方針の他、施設・設備に関する方針等四つの方針で成り立っている。基本方針は、以下のとおり、大学の理念を踏まえたものとなっている。

基本方針

本学の理念のもと、都心に立地する利点を活かし、学内外の交流の拠点となる教育研究の環境を整備することを基本方針とする。

そのために、施設設備の機能性・利便性を重視した利用しやすい環境を提供し、グローバル化・ダイバーシティなど多様性に配慮した安全な教育研究施設の維持に努める。

これらの方針は、大学運営協議会、教授会等の各会議体での審議過程において、学内構成員と共有している他、大学ウェブサイトで公開している（資料8-1【ウェブ】、8-2、8-3、8-4、8-5）。また、同方針に基づいた評価・検証を行っている。特に学生食堂の改修に際しては、学生の学習環境の整備も同時に目指すこととなり、ラーニング commons の環境整備が2023年度中期事業計画に盛り込まれた。

このような形で教育研究等研究環境に関する方針は学内に明示され、学生及び教職員の間で共有されているといえる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

【評価の視点1】：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

【評価の視点2】：教職員及び情報倫理の確立に関する取り組み

【8. 1. 2. ①施設・設備等の整備及び管理】

〈ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保〉

（1）ネットワーク環境

ネットワーク環境については、教室、研究室、PC 自習室に教育研究用 LAN を敷設し、さらに、教室、研究室には教員自身が持ち込む PC が接続できる認証 LAN も併設、事務室には事務用 LAN を敷設している。また、2018 年 4 月に学内全域をカバーするよう LDAP 認証で接続する無線 LAN のアクセスポイントを整備し、コロナ禍において科目ごとに対面とオンライン授業が混在する事態となったため、2020 年 3 月にアクセスポイントをさらに増設した。有線 LAN はすべて 1Gbps で通信し、WAN は 10Gbps の専用線を使用して SINET6 に接続し、データセンターに設置しているサーバー群と VLAN 接続している。

（2）情報通信技術（ICT）等機器、備品等

情報通信技術（ICT）等機器、備品等については、物理・仮想サーバー併せて 27 台の運用保守を行い、624 台の教育用 PC と 115 台の事務用 PC を稼働させている。各教室には音響装置と映像装置を整備し各種教材を使用できるようにしているほか、9 教室についてはオンデマンドで受講できるよう授業を録画する機能と、ハイフレックス型授業に対応している。さらに、オンライン授業配信室を 2 室設置している。教育用 PC については PC 教室や PC 自習室に設置しているデスクトップ PC のほか、一般教室でも PC を使用した授業が行えるようにするための 75 台のノート PC が含まれ、学生が課題に取り組む際やグループワークで利用できるよう学生への貸し出しも行っている。

教育に資するシステムとしては、履修登録、時間割、出席、成績管理等を行う学務システムに加え、2022 年 4 月から「Campus-Xs」を導入し、教材や課題へのアクセスを向上させ、学修環境を改善している。同年 9 月からは e ポートフォリオも導入し「Campus-Xs」と連携させている。

（3）情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保として、サーバー、ならびに PC の保守としてセキュリティパッチの適用、システムアップデート等を行っている。データのバックアップは日次で行っており学内に設置しているバックアップサーバに保管しているが、メディアセンターでは、災害対策としてデータセンターに二次バックアップするよう 2024 年度中に構築する計画としている。PC のアップデートについては一括管理でイメージ配信できるシステムを導入しており、PC が利用できない期間を短縮し可用性を高めている。ハードウェア、ネットワークともに保守契約しており、職員だけでは困難な監視と復旧作業を外部に委託している。

安全対策として、在宅勤務等で学内のシステムにアクセスする場合は、VPN に多要素認証で接続するようにし、Microsoft365 などのクラウドサービスを利用する場合も同様に多要素認証を行うこととしてセキュリティを担保している。

また、学術情報施設群委員会の 2023 年度中期事業計画 6-5「IT リテラシーの向上を図り、ICT 環境の安全な利用を促進する」に基づき、ICT 環境の安全性を確保するための対応が適宜なされている。

2022 年度のメディアセンターの自己点検・評価において、実際にセキュリティインシデントに遭遇する機会の増加が指摘されている。2020 年度は 86 件、2021 年度は 118 件だっ

たものが、2022年度は3月22日までで142件となっていた。サーバーなどの大学そのものへの脅威も増加傾向にあるが、個人の脆弱性を突く攻撃であるマルウェアやフィッシングメールの増加が顕著であることから、DXが浸透しあらゆるデバイスがシームレスに利用できるようになると、ひとつのセキュリティインシデントの影響が広範囲に及ぶことが考えられる。これに対応し、2023年度においては対策を強化し、以下の対応を行っている。

- ① 政府、IPAからの注意喚起情報をチェックし、危険性の高いインシデントについて注意喚起のメールを2022年12月8日、2023年3月8日、2023年7月4日の3回にわたり発信した。
- ② 本人による操作を含め、2022年3月ではMicrosoft365に対して月間40件程度の海外からのサインインのエラーが確認されていたが、2023年3月には55,296件に増加し、今なお増加傾向にあるため、職員については2022年11月から、教員については2023年9月から多要素認証を導入した。
- ③ 2023年4月以降、8月17日までに公開された脆弱性情報のうち16件が本学のシステムに該当し、4件は対応済み。未対応のものについては冬季休業期間のメンテナンス作業で対応した。

〈施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保〉

本学は東京都文京区に本郷キャンパスと安藤坂ドミトリー（学生寮）を有し、千葉県松戸市に東洋学園大学グラウンドを有している。

(1) 本郷キャンパス

本郷キャンパスの校地面積は4,002㎡、屋外運動場敷地等の校地面積は24,450㎡となっているため、校地面積全体は28,452㎡となっている。また、本郷キャンパスの校舎面積は19,642㎡となっているため、大学設置基準上必要な校地面積・校舎面積を満たしている（大学基礎データ 表1）。なお、安藤坂ドミトリーの建物面積が1,553㎡、東洋学園大学グラウンド内の建物面積が116㎡となっている。

本郷キャンパスに設置している校舎は、1号館（延床面積14,230.1㎡）と4・5号館（延床面積6,652.4㎡）である。1号館は地下1階から地上12階建てとなっており、各階に講義室、演習室、研究室、図書館、講堂、食堂、事務室、保健室、学生相談室、体育館、部室、総務事務室、キャリアセンター、Global Lounge等を配置している。6階建ての4・5号館には、メディアセンター、CALL教室、講義室、演習室、研究室、自習室、施設・設備、機器・備品を整備、管理する事務部署、教務及び学生事務部署等を配している。

(2) 安藤坂ドミトリー（学生寮）

安藤坂ドミトリー（学生寮）は、本郷キャンパスから徒歩約18分、JR飯田橋駅より約12分の閑静な住宅地の中にある。建物は鉄筋コンクリート造の5階建てで、部屋数は42室。室内にはベッド、キッチン、ユニットバス、エアコンなどが完備されている。また、正面玄関はオートロック式になっているほか、管理人も24時間常駐し、セキュリティ面にも万全の配慮をしている。

(3) 東洋学園大学グラウンド

東洋学園大学グラウンドは2022年度に改修工事を行い、新たにクラブハウス（トレーニングルーム併設）とテニスコートが新設された。男子テニス部、女子テニス部、硬式野球部

を運動部活性化指定団体に認定しており、設備の充実により、さらなる練習及び試合環境の向上を図っている。

〈バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備〉

本学では、2007年に竣工された本郷校舎1号館において、出入口2方向のいずれかからでもスロープを使って学内に出入りできるように作られており、4・5号館の出入口のスロープにおいても、2019年に新たに整備した。それぞれの建物内には自動ドアで通じているため、車椅子を使用する学生でも容易に学内に入ることができる。また、各館にはエレベーターが設置されており、1号館は3機中2機、4・5号館では2機中1機が、それぞれ籠の奥に鏡が配置され、利用回数ボタンが正面の他に、側面の低い場所にも設置されている。

多機能トイレは、1号館は5階までの各階に1基ずつ設けられており、4・5号館では2018年に計3基を多機能トイレに改修した。

教室においては、1号館の教室はスライド式ドアになっており、開閉は横開きで行われ、そのドアのレバーは長めに設置されている。5号館1階5100大教室並びに1号館11階体育館・講堂には、入室の際段差を越えなければならないが、その横に別のスロープを2019年に新設しており、これにより躓くことなく容易に入室が可能になった。

また、すべての教室において車いすを使用する学生の専用の席を出入口近辺に設けることで、全ての学生が教育研究やキャンパスライフを快適に過ごせるよう、学生の意見を取り入れつつ配慮されている。

〈学生の自主的な学習を促進するための環境整備〉

(1) 「Campus-Xs」導入と効果

2020年度及び2021年度のオンライン授業において、マイクロソフト社のStreamやFormsの機能とTG-Naviに実装される簡易的なLMS機能を組み合わせて活用することで、一定の水準を保つことができた。しかし、様々なデータをストックし配信する機能をもつLMSは、他大学でも標準的な機能になりつつあり、2022年度より本学においてもフル機能をもつ「Campus-Xs」として本格的に稼働することとなった。

「Campus-Xs」は、2023年度において全開講科目の3割弱となったオンライン授業では必須であるが、対面授業においても活用されている。具体的には課題の提示と回収、小テストの実施、配布資料の一元管理などで活用が進んでいる（資料8-6）。

授業をサポートするツールとしては、マイクロソフト社のTeamsがあげられる。これは、「Campus-Xs」と機能において一部重複があるが、「Campus-Xs」ではやや弱いリアルタイムのコミュニケーション機能を補完し、柔軟なグループ学習を実現できるツールとして合わせて利用することで相乗効果が期待できるものと捉えている。単体での利用が進む一方で、他のツールと連動してさらに機能を発揮しているといえる。

このように、オンライン授業で培われた様々な機能が、LMSを中心に活用され始めている。

(2) ポートフォリオの導入

ポートフォリオシステムは、学習成果、課外活動の実績、就職活動など、大学生活における多岐にわたる活動を記録・蓄積し、可視化するための電子媒体として重要な機能を果たし

ている（資料 8-7【ウェブ】、8-8）。このシステムにより、学生にとっては自律的かつ主体的な学修を促進するツールとして活用され、教員にとっては教学マネジメントの推進に役立つデータを一括管理できるようになった。

次世代教育推進室が 2021 年度よりポートフォリオ（名称「トーガクポートフォリオ」）の導入を検討し、2022 年度にトライアル期間を経て、2023 年度からは新 1 年生を中心に本格的な利用を開始した。関係する各署との協力の下、利用促進のための取り組みが進められている。

システムの選定の際には、大学のニーズに合致するカスタマイズ性の高いシステムが重視されたが、実際の利用促進においては学生や教員の参加をより促す必要があることが明らかになっている。これに対応するため、授業内での利用機会を増やし、教養教育センターやキャリアセンターと協力して、学生と教員のフィードバックを活発にする取り組みが進行中である。

2023 年度の利用開始にあたっては、簡単なマニュアルを提供し、オリエンテーションでの実践的体験を通じて、システムの使い方を周知している。このシステムによって、学生の学修進捗の可視化が可能になり、IR 室の分析においても、学生データの一元管理が大きな資源となることが期待されている。

トライアル期間中には、学生と教員のシステム利用率の低さという課題が明らかになったが、就職活動の記録や内定先の入力を学生に促すこと、そして教員がこれらの情報を確認できるようにすることで、対応策を講じている。また、事務側からは就職活動セミナーの参加状況をシステムにアップロードし、学生と指導教員が共有できるように取り組んでいる。

持続可能なシステム運用のための保守・サポート体制の構築は今後の課題であるが、次世代教育推進室は、継続的な改善とサポート体制の強化に取り組み、このシステムが長期にわたり、効果的に機能するよう努めていく。

(3) 学生ラウンジの改修による自習環境のサポート

コロナ禍には、学生のキャンパス内での過ごし方、自習の在り方などが変化し、授業の方法にも大きく変化が生じた。執行部は、変化に応じた施策を主導し、この機会に学生の自習スペースを改修やオンライン授業を支援するための施設を改装した。

① グローバル・ラウンジ改修と自主学習支援

2022 年 4 月よりイングリッシュ・ラウンジを改装し、多目的な用途に利用できるグローバル・ラウンジとして改修した。このラウンジは、外国人講師やインターンが常駐し、気軽に無料で英会話が楽しめるラウンジとなっていたが、グループ学習や個人学習にも対応したラウンジとし、利用されている（資料 8-9【ウェブ】）。

② 学習環境

◆ボックス席（3カ所 12席）

グループ学習に最適な空間。グループごとに仕切られていて、電源コンセントも設置されているので、PC などを利用した学習にも対応している。

◆ラーニングブース（4席）

個人学習用のスペースで、音を吸収する設計となっているので、オンライン授業にも対応している。

◆本棚やパンフレットラック

本棚には、語学学習のための書籍、雑誌、新聞、英語の漫画などが設置されていて、自由に閲覧することができる他、パンフレットラックには留学や海外でのインターンシップ等のパンフレットが配置されていて、情報を取得することができる。

③学習支援の施策

◆プレゼンテーションステージ

プロジェクターを使用して、PCの画面をホワイトボードに投影し、プレゼンテーションを行ったり、少人数に向けた講義ができる。ラウンジ内はWi-Fiが繋がるので、インターネットに接続して動画などを映すことができる。

◆ビジュアル設備

DVDとBlue-rayの利用が可能で、液晶モニターやマイクも設置されている。

(4) 学生食堂の改修による自習環境のサポート

2023年4月より1号館5階学生食堂を改修しリニューアルオープンした。改修にあたっては、学生向けの利用状況調査を行い、ニーズを理解して、飲食や談話の目的に加えて、自習、オンライン授業視聴、グループ学習が可能な設備や机椅子の配置とした。

【改修前後の比較】

項目	改装前	改装後
面積	397.86 m ²	397.86 m ²
総座席数	176 席	222 席
1名席数	38 席	26 席
2名席数	66 席	46 席
3名席数	0 席	6 席
4名席数	72 席	40 席
6名席数	0 席	78 席
7名以上席数	0 席	26 席
電源配置数	充電専用 16 口	壁設置 16 口、机や席設置 42 口
その他設備		移動式モニター1 台、移動式電源 6 台、ホワイトボード 3 台

改修後、学生がPCなどを持ち込み自習で利用する様子が散見されている。ゼミなどでの授業活用は、2023年5月1日から7月31日までの間に17件の申請があり、グループ学習にも活用されている。

全体的な検証として、改修後に利用者アンケートを実施し、利用方法を確認したところ、自習など、ランチ以外でも利用され、学生の様々な活動や快適さをサポートする施設として活用されていることがわかった（資料 8-10【ウェブ】）。

【8. 1. 2. ②教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み】

(1) 情報倫理の確立

メディアセンターが管理する電子計算機、関連機器及びその教育研究系ネットワークについては、「東洋学園教育研究系情報基盤利用規程」に基づき利用されている（資料 8-11）。教育研究においては、2023年度は教員向けに、Microsoft365 動画配信機能（Stream）の

仕様変更に伴い、新しい機能で安全にオンデマンド教材を公開できるようマニュアルを作成し周知を行った（資料 8-12）。

職員向けには、IT スキル向上や大学事務の DX 推進に参考となる情報を周知する為、職員向けメディアセンターホームページにおいて、セミナー情報等を掲載し全職員あてに都度メールで周知を行っている。また、2023 年度は職員向けスキルアップ研修を 8 月に実施した。今年度の内容は FileMaker 中級編で 16 名の参加希望があった。全職員がオンデマンドで学べるよう翌日よりアーカイブ動画を配信した。

学生に対しては、学内情報システムの利用アカウントを配布する際に、情報倫理に関して解説している。しかし、情報環境の変化・進歩は急速であるため、各学期のオリエンテーションの中で、指導教員から注意事項を伝達している。

(2) 生成 AI 使用に関する指導と全学研究会

2023 年度から ChatGPT に代表される生成 AI の利用が拡大し、本学としての利用方針について、執行部において議論し、大学運営協議会を通じて各学部教授会に共有が図られた。2023 年 5 月 18 日（木）に教職員対象の全学研究会を実施し、「ChatGPT の大学教育への適用—プラスとマイナスを正しく評価するために—」というテーマで株式会社わたしは取締役 CTO 小橋洋平氏を招聘し、生成 AI の活用について実践的な理解を深めた。当日の参加教職員は 52 名で、うち専任教員は 31 名（全専任教員の 46%）だった。後日録画動画を配信し、大学としての共通認識を深めた。

この後、「東洋学園大学 ChatGPT などの生成 AI への本学の考え方（学長声明）」を 2023 年 5 月 30 日付で教職員に先に示した後、学生向けにホームページでも公開した。本学の基本姿勢は資料の通りである（資料 8-13）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

【評価の視点 1】：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

【評価の視点 2】：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【8. 1. 3. ①図書資料の整備と図書利用環境の整備】

〈図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備〉

図書館では本学のカリキュラムに沿った選書を行い、各学部・研究科用の図書を中心に、レファレンスブック、一般教養的な図書、電子書籍、雑誌を収集している。キャンパス統合に伴い図書館も本郷のみとなったため、収容スペースの問題から 2018 年度に大規模な除籍

を行った。

〈国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備〉

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツは図書館のウェブサイトから利用できるようになっている(資料 8-14【ウェブ】)。ILL(図書館間相互協力)についてはNACSIS-ILLに参加している。学生のILLにかかる費用は無料とし、利用しやすいようにしている。国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」にも参加している。1999年に発足した東葛地区大学図書館コンソーシアムには、図書館が本郷のみとなった現在でも継続して参加しており、相互協力を行っている(資料 8-15【ウェブ】)。その他、学術雑誌論文の入手についてはReprintsDeskなどのドキュメント・デリバリー・サービスにも加入し、対応できる体制を取っている。このように利用者が資料にアクセスするための環境を整えている。

〈学術情報へのアクセスに関する対応〉

第2期認証評価の概評における指摘事項の一つに閲覧席数が学生の収容定員数と比べて少ないという事項があった。館内で閲覧席数を増やすことはスペースの問題から困難であるため、館外でも図書館資料を利用できる環境を整えている。学外からでもアクセスできる電子書籍やオンラインジャーナル、オンラインデータベースを前述のように取り揃えている。館外貸出用のノートPCが20台あり、授業中に教室や食堂等から図書館のオンラインツールを利用して学習することができるようになっている。

〈学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備〉

2023年5月1日現在の蔵書数は109,392冊、所蔵雑誌タイトル数は384種である。電子書籍は414点、視聴覚資料は3,811点所蔵している。オンラインジャーナルは110種、オンラインデータベースは8種を契約している。また、東洋学園大学機関リポジトリでは紀要を中心にコンテンツを構築している(大学基礎データ 表1)。

学術雑誌については隔年で教員にアンケートをとり、学術情報施設群委員会で購読タイトル見直しの検討を行っている。図書についてはシラバス掲載の参考図書を購入するとともに学生からの購入依頼は随時受け付けている。

2022年度の利用状況については入館者数10,471人(うち学生9,248人)、貸出冊数5,380冊(うち学生4,535冊)だった。電子書籍へのアクセス数は1,548回だった。学生の図書館利用を促進するために、館内で企画展示を行うと共に必修科目での図書館演習やゼミ等でのデータベースの利用講習会も実施している。2022年度は176クラスで実施した。また、図書館で授業を行うことを教員に働きかけており、グループ学習室2室に加えて、本来は雑誌閲覧のスペースであるブラウジングエリアも授業利用の場として提供している。

【8.1.3.②図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

「東洋学園事務組織及び事務分掌規程」第3条第5項にて、図書館事務室には主任司書(課長)を事務責任者として配置することを規定している。図書館職員は専任職員2名、専

門職職員 1 名、派遣職員 2 名、兼務職員 2 名で業務を行っている。兼務職員 1 名を除く 6 名が司書資格を取得しており、専門的な知識を有して業務にあたることができている。

現在、図書館の利用は、授業期間中の開館時間は平日 9:00～19:00、土曜日は 9:00～13:00 となっており、平日では最終の 5 限の授業が終了した後も図書館を利用できるようになっている。(資料 8-16)

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

【評価の視点 1】：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

【8. 1. 4. ①研究活動を促進させるための条件の整備】

〈大学としての研究に対する基本的な考えの明示〉

大学として研究に対する基本的な考えは明確に定めていないが、「東洋学園大学専任教員の出勤及び担当時間等に関する規程」第 1 条第 4 項において、専任教員は 1 年間で最低 1 件以上の研究上の業績を発表することと規定している (資料 8-17)。

〈研究費の適切な支給〉

(1) 個人研究費

専任教員の研究費は、「個人研究費に関する規程」(資料 8-18) に基づき、年間 30 万円を限度とし、大学院の専任教員については 35 万円を限度として支給されている。

本学の専任教員で個人研究費の支給を希望する者は、個人・特別研究費の手引 (資料 8-19) に準じて、個人研究費申込書を提出し、学部長・学長の承認を得る手続きとなっている。また、2 月の所定日までに研究費の用途について証憑類とともに報告書の提出を義務付けており、財務部による支出内容の点検を経て学長に報告されている。

(2) 特別研究費

共同研究費である特別研究費は、「特別研究費に関する規程」(資料 8-20) に基づき、専任教員のグループでの研究を対象として、年間総額 250 万円 (出版助成金 30 万円を含む) が執行部会議の審査を経て配分されている。特別研究費は 9 月末日に中間報告、3 月末日までに報告書の提出を義務付けており (資料 8-21)、執行部会議を通じて学長が評価・点検を行っている。

(3) 在外研究費

専任教員の研修については、「東洋学園大学在外研究員に関する規程」(資料 8-22) 及び「東洋学園大学在外研究員規程施行細則」(資料 8-23) に基づき、専任教員は在外研究員として海外での調査・研究等を行うことができる。一定の要件を満たした本学の専任教員が海外留学、調査のための在外研究の費用を、規程に即して大学が負担している。在外期間は長期 6 ヶ月以上 1 年以内、短期 6 ヶ月以内を対象としている。

審査・決定において学長は、教育上支障の有無、研究実績、在外研究のための内容及びその必要度並びに審査対象者の順位、その他につき教授をもって構成する教授会または研究科委員会の議及び常任理事会の承認を経て在外研究員を決定している。

(4) 研究旅費

「旅費規程」(資料 8-24) に基づき、研究旅費として学会、研究会等に出席を認められた場合、年間 3 回を限度とし国外 15 万円、国内 7 万円を上限に旅費を支給している。但し、研究発表またはこれに準ずる目的以外で出席する場合には、支給は 1 人年 1 回とする。専任教員の研修については、「東洋学園大学在外研究員に関する規程」及び「東洋学園大学在外研究員規程施行細則」に基づき、専任教員は在外研究員として海外での調査・研究等を行うことができる。

〈外部資金獲得のための支援〉

研究支援の部署である法人本部企画部において、科学研究費補助金(以下、「科研費」という)及びその他受託研究等の競争的資金の支援・補助業務を行っている。2020 年度には、「科研費インセンティブ制度」(資料 8-25) 立ち上げた。この制度は、科研費に申請した研究者に奨励研究費を支給し、再申請の意思を有する有望な課題には再申請奨励研究費を支給することで科研費の申請・採択件数向上を図っている。更に研究成果出版助成金の支給を通し、研究成果の公表を促進し学術の振興に寄与することを目的としている。その他、2023 年度からは申請・採択件数向上のための勉強会やレビュー支援といった取り組みも実施している。

〈研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等〉

(1) 研究室の整備

専任教員及び特別講師、特任教授、客員教授には研究室を設置している。個人研究室と共同研究室(机・椅子・パーティションは個別に整備)があり、施設課で職位や本学での在職期間により研究室の割り当てを行っている。また、兼任講師においては、PC、ロッカー、複合機、印刷機などを設置し、授業や準備に必要な環境を整備している。

(2) 研究時間の確保

専任教員が研究に専念する時間の確保のため、「東洋学園大学専任教員の出勤及び担当時間等に関する規程」に定める通り、専任教員の出校は原則として週に 4 日とし、土日及び会議日である木曜日を除いた 1 日を研究日として使用できるよう配慮されている(資料 8-17)。担当授業は週に 6 コマ(12 時間)を基準とし、6 コマを超えた場合はコマ数相当分を増コマ手当として支給している。

〈ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動

を支援する体制)

大学院は入学定員 10 名の現代経営研究科のみで少人数のため、ティーチング・アシスタント (TA) の体制は整備していない。リサーチ・アシスタント (RA) についても、制度として設けてはいない。

〈オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制〉

本学において、授業やその他の活動に使用される各種システムの運用管理及びユーザーサポートはメディアセンターが担当している。これには、オンライン教育に関連する教員からの相談対応も含まれる。メディアセンターは対面での相談のほか、専用のメールアドレスを通じての対応も行っており、システムの使用法、障害対応、授業運用に関するアドバイスなどを適宜提供している。

2023 年度より、オンライン教育ツールについて教員相互に情報共有するための Team チームの運用を開始した。その中で、教員からの技術的な相談についてはメディアセンターが対応を行う体制を取っている。

〈オンライン配信室の設置〉

オンデマンド授業や同時双方向授業において、教員が授業動画の収録や配信を自身で行う必要があることを背景に、学内において臨場感のある収録が可能で、教員の作業工数を減らすことができる環境の整備が必要となった。

2021 年 4 月より、換気率が低く授業利用が難しい小規模な教室 3 箇所 (4302、4405、5504 教室) をオンライン授業が利便的に行えるオンライン配信室に改修した。これらの教室には PC、ビデオカメラ 2 台、電子黒板、収録用機器などが設置され、オンライン授業での動画収録や配信に有効活用されている。また、教員が自身のノート PC を使用して静穏な環境で利用できるように、学生指導室 2 室 (1721、1722 学生指導室) も教員用に開放した。

これにより、教員は授業の質を落とすことなく、効率的にオンライン授業を提供できるようになった。しかし、2023 年度の利用状況を見ると、オンライン授業の需要が減少していることから、4302 教室と 5504 教室の 2 教室のみを運営している。2024 年度には、対面授業の増加に伴い、オンライン授業の需要が更に減少することが予想されるため、オンライン配信室の運営について再検討が必要である (資料 8-26【ウェブ】)。

〈研究機関誌の発行〉

専任教員の研究成果の公表に関しては、大学全体として「東洋学園大学紀要」と、主として現代経営学部の専任教員が投稿する「現代経営経済研究」の 2 誌を発行している。

東洋学園大学紀要は「東洋学園大学紀要に関する規程」(資料 8-27) 及び「東洋学園大学紀要発行に関する細則」(資料 8-28) に基づき、紀要委員会にて運営、評価・点検を行っている。

現代経営経済研究は「現代経営学部論文集投稿規約」(資料 8-29) に基づき『現代経営経済研究』委員会にて運営、評価・点検を行っている。

なお、掲載論文は両誌共東洋学園大学機関リポジトリで公開されている。『現代経営経済

研究』は冊子体も作成しており、学内外に配布している。

過去3年の出展点数は下表の通りである。

【東洋学園大学紀要】

発行年度	発行年月	号	種別	件数	合計件数
2022	2023.2	31	査読あり	6	21
			査読なし	15	
2021	2022.2	30	査読あり	3	22
			査読なし	19	
2020	2021.2	29	査読あり	2	18
			査読なし	16	

【現代経営経済研究】

発行年度	発行年月	号	種別	件数	合計件数
2022	2023.3	第6巻第1号	査読あり	5	5
			査読なし	0	
2021	2022.3	第5巻第5号	査読あり	3	3
			査読なし	0	
2020	2021.3	第5巻第4号	査読あり	3	3
			査読なし	0	

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

【評価の視点1】：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【8. 1. 5. ①研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み】

〈規程の整備〉

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改定及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の遵守状況のチェックを踏まえ、2022年9月に研究倫理委員会から、「東洋学園大学研究倫理規程」（資料8-30）及び関連規程改定案（資料8-31）が示され、2022年12月22日常任理事会にて決定し、2023年1月1日施行した。改定の主な内容は以下の通りである。

(1) 東洋学園大学研究倫理規程の一部改定

第3条に研究者は研究倫理教育を受講する旨を追記した。第4条に研究データの適正な記録保存の徹底と保存期間の明確化、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）の内容を具体的に明示した。第7条に不正防止のための取り組みとして、不正防止計画を推進することについて定めた。

(2) 東洋学園大学研究倫理委員会規程の一部改定

第2条に研究倫理規程第7条に定める不正防止計画を推進することを定めた。第4条～第7条に不正防止に向けた啓発活動の実施にあたり、各々の任務を追加した。また、守秘義務は委員だけに限らず、この規程に定める業務に携わる全ての者とした。第19条から始まる不正行為等に係る通報、調査及び処分においても、第22条に秘密保護義務について明記した。第23条～第36条が大幅な変更箇所である。それまでは通報を受けた場合、予備調査をせずに「最高管理責任者が本調査の要否を判断する」としていたが、予備調査をせずに本調査の要否を判断することは出来なかった。全件「予備調査」を実施して「本調査」の要否を判断する。それに伴い、本調査（調査委員に関する異議申立ての記載の追記）、認定の手続き（調査内容を纏めるまでの期間の目安の追記）、認定の方法（諸証拠を総合的に判断して認定が必要）、公表する調査結果の内容を改訂した。第42条及び第43条に本学の義務として通報者、対象研究者の保護について定めた。

(3) 東洋学園大学公的研究費不正防止に関する基本方針の一部改定

研究倫理委員会規程の第2条4項の「委員会は、不正防止計画を推進するための部署とする」を踏まえ、責任体系図に明示した。また、不正防止計画は不正発生要因を明確にしたうえで、対応策を定めた。

〈教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス及び研究倫理教育の定期的な実施等)〉

研究者に対して、コンプライアンス研修（対象：公的研究費をはじめとする外部資金研究費に係る専任教員）及び研究倫理教育（対象：全専任教員）を義務付けている。また、卒業論文・修士論文の作成に関する指導時に研究倫理規程に基づき、調査を行うなど指導徹底がなされている（資料8-32）。

〈研究倫理に関する学内審査機関の整備〉

研究倫理委員会が設置し、「東洋学園大学研究倫理委員会規程」に基づき、研究倫理に関する学内審査を行っている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【8. 1. 6. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価】

本学では、図書館とメディアセンターを、教育研究施設及びその環境整備を担う主たる組

織と位置付けてきた。しかし、規程と運営実態に齟齬が生じてきたため、2023年度に自ら点検・評価を行い、刷新を図った。初めに、学術情報施設群が供する学修及び教育研究支援に関する事項について検討し、必要な措置を講じる学術情報施設群委員会（旧名：共用教研施設群委員会）において「共用教研施設群」の名称変更と「共用教研施設群」「図書館」「メディアセンター」の規程、及び内規の改定を行った。その新名称を「学術情報施設群」とし、大学組織の下におくべきものとした。従来の「共用教研施設群」の名称は、四年制大学（東洋学園大学）と短期大学（東洋女子短期大学）の「共用」を意味しており、短大廃止後も長らくこの名称で運営されていたという問題があった。

「共用教研施設群」規程は、上記の理由から理事会が改廃を行うこととなっていたが、「東洋学園図書館利用規程」は学長が改廃、メディアセンターの内規（「東洋学園教育研究系ネットワーク利用内規」）も、「(改廃は)委員会と教授会の議を経て、学長が行う」として統一した。また、「教育研究系ネットワーク利用内規」については、内規ではなく、「東洋学園教育研究系情報基盤利用規程」と改め、図書館規程との整合性を担保した。

一方、教育研究等環境の定期的な点検については、アンケートを実施している。例えば、2023年6月には全学生に対して「学術情報施設アンケート」を実施した。回答は任意であるが、回収率の向上を目指し、指導教員を通じて回答を促すなどしている。その結果は各学部教授会で報告されるとともに、学内のみ公開のメディアセンターホームページで公開している。上記の名称変更があったため、2022年度以前本アンケートは「共研施設アンケート」と称していたが、そこに記された充電用コンセントの設置を希望する意見は、現在実現されている。かつて学内での携帯端末の充電は禁止する方針であったが、学習における情報機器の利用が一般的になる中、各学部教授会等の議論を経て、変更に至った。

【8. 1. 6. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

改善点は規程の改定だけでなく、毎回の委員会、連絡会で、図書館利用状況の推移データの提示と検討、メディアセンターが毎年実施する学生対象の学術情報アンケートの結果を共有し、学術情報施設の利用状況について自己点検を行い、今後の方策について検討している（資料 8-33）。

8. 2. 長所・特色

コロナ禍において、教育研究環境が大きく変わり、本学では理念の一つである「時代の変化に応える大学」を実践する形で、オンライン授業の導入によりサポートする教育システムの更新や、学生の学習環境の変化に対応し、自習エリアの拡充に取り組んできた。

2023年度から、コロナ禍以前の対面での活動が戻っているが、オンライン授業をすべて対面に切り替えるのではなく、効果が見込めればオンライン授業を継続するなど、コロナ禍での即時的な施策も継続する方針で教育研究の質の向上を図っている。

(1) 「Campus-Xs」の導入

LMSの機能は、事前学習、講義中、事後学習の各段階で活用できる。オンライン授業では、資料の配布、Web上の関連情報リンクの提示、講義動画の配信リンク、参考動画の提供、事後課題、試験の実施など、授業における活動の全般にわたってサポートしている。

対面授業においてもその機能は活用でき、講義中の受講者に意見を聞く機能を活用した

インタラクティブな講義の実現、授業時間で行えなかった授業内容をサポートする動画の配信といった形で活用することで、より充実した講義の実現に貢献している。

また、「授業の実施状況の可視化」という点で、学生、教員、職員に大きく貢献している。学生においては、各授業回の復習、資料の確認などが容易になり、講義全体を俯瞰する機能を果たしている。欠席時の授業内容の把握という点では、特にオンライン授業では授業内容を確実に補うことができる点は大きい。

教員のメリットとして、特に指導教員となった教員が、各学生の受講状況を確認できる点が高い。これは、LMSで収集した各授業のレポート提出内容がポートフォリオで確認できるようになっていることから、これまで出席状況のみに留まった受講状況確認がより実質的部分に迫ることを可能にしている。科目担当教員においても、前年度の授業データが蓄積されていることから、それらを活用したより効率的な改善が進みやすい環境が整っている。

職員のメリットとして、LMSでの情報提供状況を見ることで授業の展開の状況の一端を知る機会となることから、ブラックボックスとなりがちな講義状況の確認という点で貢献している。

(2) ポートフォリオの導入

本学のポートフォリオは、既存の学務システムや「Campus-Xs」のデータを連携させているため、1年生次からの履修や単位修得状況（GP）、LMSに提出されたレポート、GPS-Academicなどのアセスメント・テストの結果といった学修に関する情報が自動的に蓄積される。そしてポートフォリオのシステムによってDP達成度として学習成果がグラフ化されることで、学生は自らの学修過程を直感的に把握できる。

各季オリエンテーションでは、こうしたデータを基に目標を設定したり、目標の達成度を学生自らが評価する時間を設け、自らの学修に関するPDCAを回すことで自律的な学修を促進させる仕組みができています。また、DP達成度に関わるデータはIR室とも共有し、教学マネジメントに活用されている。

学生生活に関しては、部活動やボランティア活動、資格、さらには就職関連イベントへの参加実績（本学が実施したイベントに限りキャリアセンターが入力代行）や内定先の情報といった学内／学外活動や就職関連活動の記録のほか、出席状況が学務システムと連動していて、出席状況が思わしくない場合はポートフォリオの目立つところにアラートが点灯し、学生自らがリスクを感知できる仕組みになっている。これは指導教員にとっても就学上問題のある学生を早期に抽出するための重要な情報源となっている。

こうしたポートフォリオに蓄積された情報は、学生にとって将来の就職活動に役立つだけでなく、指導教員と情報共有することでデータに基づく大学生キャリアの振り返りと評価を可能にし、キャリア形成を意識した学生指導が可能となっている。また、面談において引き継ぐべき重要な情報はポートフォリオ上に記録され、年次移行によって指導教員が変わったとしても情報が即時に引き継がれる環境が整っている。なお、学生はその情報にアクセスできないため、守秘義務レベルの高い情報も記録ができる。これまではこうした情報の把握や管理が困難であったと同時に、それが故の学生対応の遅れもみられた。それら情報を一括管理できるポートフォリオは、こうした問題を打開できる大変有用なツールとなっている。

8. 3. 問題点

(1) 学生の図書館活用

図書館の利用者数と貸出数は、対面授業の増加とともに、回復の傾向にあるが、コロナ禍以前のレベル（2019年度）までには回復していない。オンライン授業が多かった時期に、大学に来なかった学生がまだ図書館の利用に慣れていないことも考えられる。今後の授業やゼミでも、図書館に触れる内容を入れることを担当教員にも促し、利用者と貸出冊数の改善に努めたい。

(2) 「Campus-Xs」活用

オンライン授業の開講数が減少する中で、「Campus-Xs」の利用が減少している。LMSをオンライン授業のツールとしてのみ認識している教員は、その利用を取りやめるケースがみられるようになった。「Campus-Xs」は本来オンライン授業のために作られたツールではないので、いかに継続して講義内で活用していくかが課題となる。

「Campus-Xs」は資料配布や参考 Web リンク、参考動画等の講義をサポートする情報を一元的に管理できるので、具体的な活用好事例などを示す研修会を実施し、実現のための技術的な情報提供を行うことが重要と思われる。

一方、学生とのコミュニケーションという点で課題がある。本学では、①TG-Navi②「Campus-Xs」③ポートフォリオの三つが機能しているが、これらが別個に動いている点で利便性が十分に上がらない状況がある。具体的には、教員と学生間の連絡は「Campus-Xs」内の通知機能、さらにメールや TG-Navi、Teams チャットなどがあるが、連絡手段が複数あるがゆえに機能を十分に活用できていない学生も散見され、円滑なコミュニケーションという点では初年次における教育を充実させることを検討すべきである。

(3) ポートフォリオの活用

ポートフォリオは、「Campus-Xs」とは異なり、学修上必ずしも利用しなければならないツールではないので学生の利用が浸透しきれていない点が課題である。ポートフォリオの利用支援（サポート）については、指導教員の利用や、オリエンテーションなどでの学生向けの利用促進や授業との連携を図ることが有益であると考え、ポートフォリオの活用を推進している次世代教育推進室で指導教員への使用のサポートを工夫することを検討している。

また、ポートフォリオの利用マニュアルも必要である。前述のとおり、簡単なマニュアルの配布は行ったが使用方法程度の内容であり、それをポートフォリオ教育として、具体的に学修の PDCA を回すための見方であったり、学生指導での利用の仕方などが示されておらず、これもポートフォリオの利用を活性化できていない要因と考えられる。さらには、そもそも自らの考えを文字化することを、苦手と感じる学生も少なくなく、そうした学生への入力支援策として、対話式のマニュアルを用意したり、ICT を活用する術を提供することも必要である。

8. 4. 全体のまとめ

「都心に立地する利点を活かし、学内外の交流の拠点となる教育研究の環境を整備することを基本方針とする。そのために、施設設備の機能性・利便性を重視した利用しやすい環境を提供し、グローバル化・ダイバーシティなど多様性に配慮した安全な教育研究施設の維持

に努める。」という教育研究環境に関する基本方針にある通り、学長を中心とした全学的な視点で評価・検証を行うよう組織化を進め、発展的で快適な教育研究環境を整備して行く所存である。

第9章 社会連携・社会貢献

9. 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

【評価の視点1】：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

【9. 1. 1. ①大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示】

東洋学園大学の社会連携・貢献の方針について、2021年度9月に以下の通りに定めた。同方針は、大学運営協議会、教授会等の各会議体の過程において、学内構成員と共有している他、大学ウェブサイトの各種方針に明示している（資料 9-1【ウェブ】、9-2、9-3、9-4、9-5）。

「東洋学園大学は、建学の精神と理念に基づいて、広く社会や人々と連携し、教育研究成果を社会に還元することにより、社会の向上・発展に寄与する。また、それを実現する人材を養成することを使命とする。」

を基本方針とし、以下4分野での社会連携・貢献を行う。

(1) 地域連携・貢献

地域社会の要請に応え、本学のリソースを提供し、豊かな市民生活への向上・発展に貢献する。

(2) 国際連携・貢献

「国際人を育てる」という理念の下、自分と異なる境遇や価値観を尊重しながら共生社会の実現を目指すために、国際交流活動を積極的に推進し社会に貢献する。

(3) 産学官連携

産業界や公的機関との連携により、企業・団体の取り組みや課題解決における協同の活動で得た成果を通じて、大学に求められている社会的要請に応え、社会や地域の発展に貢献する。

(4) 高大連携

高等学校等へ本学の教育研究のリソースの提供、または協同の活動を通じて、教育研究や進路支援等の発展に貢献する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点1】：学外組織との適切な連携体制

【評価の視点2】：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

【評価の視点3】：地域交流、国際交流事業への参加

【9. 1. 2. ①学外組織との適切な連携体制】

(1) 公益財団法人文京アカデミーとの連携

公益財団法人文京アカデミーが主催する文京アカデミア講座に、本学教員が担当し、年に2講座を本学で開設し、地域区民に還元している。2023年度は以下の通り（資料9-6）。

時期	タイトル	講師	時間	日数
前期	易しい英語で伝える文京区の魅力	大村教授	90分	4日
後期	グループワークで学ぶ人間関係論	塩谷教授	90分	4日

(2) 文京区との連携

災害時に文京区民の妊産婦・乳児救護所（資料9-7【ウェブ】）として、また、二次的な避難所（資料9-8【ウェブ】）として提供する協定を締結している。

2023年3月7日（火）には「妊産婦・乳児救護所」として文京区防災課とともに妊産婦・乳児救護所開設訓練の実施し、災害時の対策を確認した（資料9-9【ウェブ】）。この取り組みは本学での実質的な避難訓練や災害時の対応にも良い影響を与えている。

【9. 1. 2. ②社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進】

①文京区民に対する図書館の開放

文京区との「相互協力に関する協定」（2018年3月締結）の一環として、夏季及び春季休暇期間に文京区民の方を対象に図書館の区民開放を行っている（資料9-10【ウェブ】）。

1. 利用条件・内容等

- ・利用対象者： 文京区内在住で文京区立図書館に利用者登録をしている満18歳以上の社会人
- ・利用内容： 館内閲覧、複写、オンラインデータベース利用
- ・利用期間（2023年度夏期）：2023年8月1日（火）～9月8日（金）の図書館開館日計22日間
- ・申請方法： 区立図書館に申請し、閲覧証の発行を受ける。

2. 実施結果

- ・閲覧証発行者数：29名
- ・入館者数：16名（延べ入館者数：44名）
- ・平均滞在時間：約2時間
- ・利用内容：
 - ▶全員閲覧のみの利用で複写やデータベースの利用はなかった。
 - ▶利用していた資料は新聞、雑誌など。

②公開講座

公開講座は、東洋学園大学広報委員会規程第1条に基づき、高度な教育・研究の成果を社会に還元することを目的として年間7回リベラルアーツに関する幅広いテーマで、無料講演を行っている。講演のテーマは、調査に基づいて年代で関心のあるテーマを参考にして例年、広報委員会で講演者を選出している。また、会場とZoomウェビナーによるオンライン併用で実施することにより、対面のみの実施と比較して、参加者が大幅に増加しており、年代や居住地に関係なく視聴できる環境を整備することにより、参加機会をつくり、社会に大きく貢献している講座といえる（資料9-11【ウェブ】）。

【公開講座受講者数】

	会場参加数	オンライン参加数	合計	講座数
2023 年度	194 名	1,071 名	1,265 名	7 講座
2022 年度	138 名	522 名	660 名	7 講座
2021 年度	165 名	582 名	747 名	7 講座
2020 年度	0 名	180 名	180 名	5 講座

③現代経営研究会

東洋学園大学大学院現代経営研究科では、企業の皆様と本学教員との相互研鑽、交流を通じ、現代の経営諸課題について研究し、生きた経営ノウハウを蓄積したいと考え、2008年に大学院創設と同時に「現代経営研究会」を発足した。講演者には経営者を招聘し、年6回の講演を行っている。現代経営研究会の運営管理にあたっては、4名の運営組織（委員会）を持って運営管理し、反省点を踏まえ改善し、発足以来、形を変えながら運営を行っている。現在では、現代経営学部現代経営学科の正課授業「トップマネジメント特別講義」のコンテンツとして組み込まれ、文京学院大学「経営者論」との単位互換科目でもある一方で、学生、大学院生、教職員にも公開するだけでなく、一般の学外者も視聴できる環境としている（資料9-12【ウェブ】）。

なお、第16期（2023年度）は年間テーマを「価値のデザイン」として、会場とオンラインの視聴を行っており、804名が参加した。

【現代経営研究会受講者数】

	会場参加数	オンライン参加数	合計	講座数
2023 年度	455 名	349 名	804 名	6 講座
2022 年度	259 名	358 名	617 名	6 講座
2021 年度	55 名	588 名	643 名	6 講座
2020 年度	0 名	714 名	714 名	6 講座

④【寄付講座】一般財団法人ユーラシア財団 from Asia 助成 特別講座

本講座は一般財団法人ユーラシア財団 from Asia の助成による寄付講座であり、本学学生が履修するほか、一般の方も受講可能な公開講座として開講されている。2023年度は「未来」と「共に創る」をキーワードに、現実的問題に触れながらも、東アジア、とりわけ日本と中国、朝鮮半島の三者を中心に、地域の平和と安全、安定を守るための共通意識を形成していくことを中心に15回の講演を企画し多くの方が視聴することにより、大きく社会に貢献している（資料9-13【ウェブ】）。

【一般財団法人ユーラシア財団 from Asia 助成 特別講座受講者数】

	会場参加数	オンライン参加数	合計	講座数
2023 年度	624 名	84 名	708 名	7 講座
2022 年度	0 名	1,729 名	1,729 名	15 講座
2021 年度	0 名	1,720 名	1,720 名	15 講座
2020 年度	0 名	1,813 名	1,813 名	15 講座

(4) 生涯学習講座

主に本学に所属する教員によって、有料の生涯学習講座を夏休み（8月）、春休み（2、3月）に「教養」「語学」「実務」「健康・生活」の4分野で実施している。運営・管理は総務部で担当している（資料9-14【ウェブ】）。

生涯学習講座はコロナ禍で2020年度より実施を見送ってきたが、2023年春季（2、3月）、2023年夏季（8、9月）の長期休み期間の昼間に実施している。運営講座の内容は以下の通りである。

	教養講座	語学講座	実務講座	健康・生活講座	合計
2023年春季	2	1	3	5	11
2023年夏季	1	2	1	6	10

（5）高大連携活動

本学では、主に高校生の進路やキャリア支援につながる活動を教職員全体で積極的に展開している。高校行事としての学校見学、訪問講義、大学教育や学部の紹介、小論文や面接対策講座など様々なプログラムで高校生や進路指導の要望に応じている。これまでの活動実績は以下の通りである。

【高校向け進路・キャリア支援実施数】

内容\年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
訪問模擬講義	23	23	11	3
分野別ガイダンス (大学の学部説明)	40	32	31	12
選考対策講座 (小論文・面接対策)	9	5	4	0
学校見学	10	5	4	0
合計	82	65	50	15

*2023年度は2024年2月末までの実施数

教育研究の連携として、高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的に、我孫子二階堂高等学校との高大連携に関する協定を、2017年から締結している。具体的には本学からの訪問講義や、英語教育リソースを提供する「イングリッシュ・ラウンジ体験」（現、グローバル・ラウンジ）などが行われている（資料9-15【ウェブ】）。

今後はさらに高校教育のニーズに応えるべく高校の探究学習をサポートする新たな高大連携企画を始めている（資料9-16【ウェブ】）。

【9. 1. 2. ③地域交流、国際交流事業への参加】

①地域交流事業

2023年7月に人間科学部「犯罪学ゼミ」（宮園久栄教授）が、本郷キャンパスに近接する「大横丁通り商店街」の納涼祭にボランティアとして参加した。地域への安心・愛着を醸成していくことが地域への安心につながるという春学期のゼミのテーマについて、子どもたち向けの出店と盆踊りを企画・運営し、地域の方々と協力しながら2年ぶりに開催された納

涼祭を盛り上げ、身近な地域貢献を体験した（資料 9-17【ウェブ】、9-18）。

②国際交流事業

SHSU（サム・ヒューストン州立大学）とは教育研究における協定がなされ、オンラインでの共同プロジェクトを3月に実施し成果授業として単位化している。SHSU 学生が6月に訪日した際には地元の観光地を訪れ、地元の日本企業や文化団体と交流している（刀剣ワークショップ、フードサンプル制作、浅草地元企業訪問、栃木寮滞在）（資料 9-19【ウェブ】）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

【評価の視点2】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【9. 1. 3. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価は、活動内容を踏まえ、各学部、研究科、委員会、大学事務等において行われている。各部署の点検・評価結果は「自己点検・評価報告書」にまとめられ、それに基づいて大学評価委員会にて全学的に点検・評価されている。また、中期計画に基づく事業に関しては、大学運営協議会にて定期的に担当する部署から点検・評価結果が報告されている。更に、各事業実施後には参加者に対してアンケートを行い、その後の事業開催に向けて改善・向上を図っている。

【9. 1. 3. ②点検・評価結果に基づく改善・向上】

上記のとおり、ほとんどの事業では、実施するごとに参加者に対するアンケートを行って、その後の事業の改善・向上を目指している。そして、年度ごとには担当する部署だけでなく全学的にも自己点検・評価を行っている。特に、9. 1. 2. ②に記した「東洋学園大学公開講座リベラルアーツ」の前身は、「東洋学園大学公開教養講座」として1993年度から2018年度まで流山キャンパスで行われたものである。これは主に大学所在地の近隣住民に向けた事業であるため、キャンパス移転を機に再度点検・評価を行うこととなった。結果として、名称を変更して存続する決断をしたが、上記のとおり参加者数は増加傾向にある。

9. 2. 長所・特色

本学では、社会連携・社会貢献を（1）地域連携・貢献、（2）国際連携・貢献、（3）産学官連携、（4）高大連携の4分野にとらえ、教職員の全学的に様々な活動を行っていることが特色といえる。

長所としては一般向け講座の「公開講座」と「現代経営研究会」において、コロナ禍でオンライン講座に切り替えたり、併用で実施したことをきっかけに、受講生を拡大し、良い成果を生み出したことである。会場とリアルタイムでのオンライン講座は、準備やセッティングに細心の注意が必要であるが、トラブルを最小限に抑えて運営することにより、受講者が

増え、より大きな社会貢献につながる機会となった。

9. 3. 問題点

地域連携につながる教育研究活動の事例が、産学官連携と比較して少ないので、大学として促進することを検討したい。

9. 4. 全体のまとめ

本学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を、ウェブサイトを中心に明示している。本方針に基づき、様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、その中で教育研究成果を適切に社会に還元している。その適切性については、大学全体で定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。しかし、今後は評価を再整備し、教育研究施設としての社会連携の質と量のレベルを上げていきたい。

第10章 大学運営・財務 (1) 大学運営

10-1. 1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点1】：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

【評価の視点2】：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

【10-1. 1. 1. ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示】

本学園は、理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を2020年4月に策定し、2022年3月に一部修正した「東洋学園中期計画」として明示している（資料10(1)-1）。当該中期計画では七つの項目をマスタープランとしており、これを基本方針として大学運営が行われており、年度ごとに事業計画を策定し担当部署による実施状況を評価したうえで次の年度の計画を策定している。

【10-1. 1. 1. ②学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知】

「東洋学園中期計画」は理事会にて審議・決定したものであり、学園の基本方針として管理運営が行われている。法人部門と教学部門をつなぐ役割を目的として設置している評議会において理事会の決定事項として報告し、教授会及び研究科委員会において報告を行うことにより学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知を行っている（資料10(1)-2、10(1)-3、10(1)-4）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点1】：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

【評価の視点2】：適切な危機管理対策の実施

【10-1. 1. 2. ①適切な大学運営のための組織の整備】

〈学長の選任方法と権限の明示〉

学長の選任方法は東洋学園大学教授会・研究科委員会に関する諸規定第5章第1節「学長の選任に関する規程」において定められている（資料10(1)-5）。また、学長の権限については東洋学園大学学則第41条及び東洋学園大学大学院学則第37条の「学長の職務」として「学長は、本学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する」と規定している（資料1-4、1-5）。

〈役職者の選任方法と権限の明示〉

役職者については副学長、研究科長、学部長等の役職を設け、その選任方法についてはそれぞれ東洋学園大学教授会・研究科委員会に関する諸規定第5章において定められている（資料10(1)-5）。また、副学長の権限については東洋学園大学学則第42条及び東洋学園大学大学院学則第38条において「副学長の職務」として「副学長は、学長の職務を助け、又、学長の命を受けた職務を行う」と規定している（資料1-4、1-5）。研究科長及び専攻長の職務については東洋学園大学大学院学則39条において「研究科長、専攻長の職務」としてそれぞれ研究科長については「研究科長は研究科を代表し、研究科に関する校務を掌る」と規定しており、専攻長については「専攻長は、研究科長を補佐し、専攻に関する職務を掌る」と規定している（資料1-5）。

〈学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備〉

2. 1. 1. ①に示した内部質保証体系図に描かれるとおり、学長は議長となって執行部会議を主催する（執行部会議規程第5条）。執行部会議の審議事項は、大学運営協議会及び評議会における議題のうち、意見調整が必要な事項や、大学運営における諸課題に関する事項などである。一方、大学運営協議会は、各教授会及び研究科委員会などの審議に係る調整などを行い、対象となる事項を審議し、学長に対して助言又は勧告を行う。すなわち、学長は大学運営協議会から諮問を受けるために議長となって大学運営協議会を招集することができる（資料2-6）。この他、学長は執行部会議規程や常設委員会の規程又は内規などの改廃を行うが、それらはすべて対象となる組織の議を経る形となっている。

学長の意思決定に基づく執行については、大学運営協議会による助言や勧告、教授会からの意見等を元に執行部会議において学長の意思として決定し、大学運営協議会及び教授会、研究科委員会において報告することにより、学長の指揮の下で大学業務が執行される体制を整備している（資料2-5）。

〈教授会の役割の明確化〉

大学教授会については、東洋学園大学学則第51条及び教授会規程第6条、大学院研究科委員会については、東洋学園大学大学院学則第48条及び研究科委員会規程第6条において教授会及び研究科委員会の審議すべき事項としてその役割を明確にしている（資料1-4、1-5、4-13、10(1)-6）。

〈学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化〉

学長の意思決定における大学教授会・大学院研究科委員会の役割については、東洋学園大学学則第 51 条及び東洋学園大学大学院学則第 48 条において「学長が定める事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする」とし、学長の諮問機関であることを規定している（資料 1-4、1-5）。

〈教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化〉

理事会の権限と責任については寄付行為第 15 条第 2 項において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定められている（資料 1-15）。また、大学及び大学院の権限と責任については東洋学園大学学則第 51 条及び東洋学園大学大学院学則第 48 条においてその審議すべき内容を規定し（資料 1-4、1-5）、理事会との権限と責任の明確化については同第 52 条及び第 49 条において「教授会（もしくは研究科委員会）の決議中、理事会所管事項に関連あるものについては、理事会の承認を要する」と規定している（資料 1-4、1-5）。なお、理事会の構成は、2023 年度理事定数 8 名のところ 8 名、監事定数 2 名のところ 2 名となっている（資料 10(1)-7）。

〈学生、教職員からの意見への対応〉

学生からの意見への対応については、学生調査アンケートを全学生対象に年 1 度、授業評価アンケート及び授業アンケートを毎学期（年 2 回）、卒業生及び修了生を対象とした卒業時アンケート及び修了時アンケートを行ない、意見を収集する機会を設けている。それぞれのアンケートの内容を整理・分析したうえで、教職員でその結果を共有し、業務及び授業改善に役立っている（資料 7-88、7-89、7-90【ウェブ】、10(1)-8【ウェブ】）。

教職員からの意見収集とその対応については、現状規程による定めや決められた手段による定期的な意見収集を行ってはいないが、各会議体や会合における意見集約や個別の面談による意見交換などにより、意見の収集とその対応を行っている。

【10-1. 1. 2. ②適切な危機管理対策の実施】

危機管理対策の実施としては、下記規程及びマニュアルを整備・対策し、対応に備えている。

- ・コンプライアンスに関する規程（資料 10(1)-9）
- ・学外研修事故対策規程（資料 10(1)-10）
- ・ハラスメントに関する規程（資料 7-66、7-67）
- ・個人情報に関する規程（資料 10(1)-11）
- ・東洋学園大学緊急事態時行動マニュアル（資料 10(1)-12）

COVID-19 への対応については、執行部会議において外部警戒状況や感染状況に応じた各種対応を一覧として決定・共有し、感染状況の報告を受けたうえで都度対応レベルの決定を行った（資料 10(1)-13）。

各種問題が発生した際の対応については、それぞれに係る規程において対応体制や問題対応について明記されているが、組織全体としての総合的な危機管理の体制についての定めはされていない。ただし、現在規程を策定中で 2024 年度より規程運用により整備を予定している。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**【評価の視点1】：予算執行プロセスの明確性及び透明性**

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

【10-1. 1. 3. ①予算執行プロセスの明確性及び透明性】

〈内部統制等〉

予算編成の明確性については、「予算策定の手引き」においてその編成方針と策定プロセスについて明示にしている（資料 10(1)-14）。毎年度 12 月に行われる「予算ヒアリング」において、各部署が策定した次年度予算について、それぞれの予算の内容・目的・金額等の説明を行ったうえで承認を受けることによりその透明性を確保している。予算執行プロセスの明確性に関しては予算策定時に共有する「予算策定の手引き」において「予算の執行」として明示している。また、予算執行の透明性に関しては月ごとの各部署から提出される「予算執行状況報告書」により予算執行状況及び策定予算との差異等の説明・報告をすることによりその透明性を確保している。

〈予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定〉

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みについては、毎年度 12 月に行われる「予算ヒアリング」において当該年度の予算の執行状況及びその効果を検証し説明したうえで、次年度予算の策定を行っている。また、2024 年度以降は 6 月に前年度予算の執行状況と効果検証をおこなう「決算ヒアリング」を前述「予算ヒアリング」と分けて行う予定である。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**【評価の視点1】：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

【10-1. 1. 4. ①大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置】

〈職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況〉

職員の採用については東洋学園職員任免規程第 2 章に定められている（資料 10(1)-15）。職員の昇任については後述する。

〈業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備〉

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備の一つとして2018年度にIR室を設置している。IR室の業務としては学内外の教育研究、業務運営に係る情報の収集、分析、評価を行い、学内周知の上で活用することを目的としている（資料10(1)-16）。

また、2017年度に大学評価を受審した時点では大学事務組織の一つとして「企画開発本部」が存在したが、2018年度に改編を行い「入試広報センター」として学生の募集活動に係る業務及び大学及び法人に関する広報活動について引き継ぎ、学生の就職に関する業務については大学事務局就職部（キャリアセンターへ改称）へ、講座・講演会等の企画立案に関する業務については大学事務局総務部へ、学生の心身の健康に関する業務を担っていた保健室、相談室、学生サポート室は大学事務局学生部（学生支援センターへ改称）へ業務を移行している。キャンパスの再編事業にも伴い事務組織の業務内容を鑑みたくえでの事務体制の再編成を行った。

また、後述するスタッフ・ディベロップメントにより、多様化・専門化する業務に関する知識・スキルに対する研修を行うことにより、必要な職員育成を行っている。

〈教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）〉

教学運営そのほか大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）について、事務組織は「東洋学園事務組織及び事務分掌規程」に示されている通りだが（資料7-7）、教授会規程第9条にあるように教授会に事務組織部門と対応する委員会が設定されており、それぞれの委員会における会議に事務職員も参加し教職協働で運営に当たっている（資料4-13）。そのほか、評議会、大学運営協議会、執行部会議、大学評価委員会といった大学運営に係る会議体についても教員及び職員が委員もしくはメンバーとして参加することにより教職協働により運営に当たっている。

〈人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善〉

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善については「人事評価マニュアル」に基づいて実施している人事評価制度によって行っている（資料10(1)-17）。2017年度の大学評価における本学の点検・評価報告書では「事務職員の人員配置や昇格・異動に関する規程や事務職員が果たすべき責務についての指針等の整備を行う」ことを改善すべき事項として挙げていたが、2022年度より導入した、前述人事評価制度により適正な業務評価を行うこと、昇格のプロセスを明確にすること、果たすべき責務について明確にすることを実現している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点1】：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

【10-1. 1. 5. ①大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施】
事務職員を対象とした資質向上のため、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント

については、予算策定において各部署で所属職員にとって必要と考える研修について予算に計上するとともに詳細の報告をさせているほか、人事部において必要と考える大学職員力養成のための外部セミナーへの参加を計画し実行している。また「チャレンジ研修制度」として職員個人からの申請に基づき、その費用補助を行う制度を実施している（資料 10(1)-18）。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点1】：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

【評価の視点2】：監査プロセスの適切性

【評価の視点3】：点検・評価結果に基づく改善・向上

【10-1. 1. 6. ①適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価】

教学部門においては「東洋学園大学学則」第1章第2条及び「東洋学園大学大学院学則」第2条の「自己評価等」において点検及び評価を行うことが定められており、第2条第2項に定められ、「東洋学園大学自己点検・評価組織に関する規程」により設置されている大学評価委員会により、事務部門による自己点検・自己評価とともに、年度ごとに「東洋学園大学 自己点検・評価報告書」を作成しており、これにより定期的な大学運営における点検・評価を行っている（資料 2-7）。また、2020年度までは全学的な検証を行うまでに至っていなかったことを受け、2021年度に「東洋学園大学内部質保証方針」を定め、そこにおける「内部質保証システム」により、大学評価委員会において前述自己点検・評価報告書に基づき、全学的な検証を行い、課題・改善点を確認することを定めている（資料 2-3【ウェブ】）。

【10-1. 1. 6. ②監査プロセスの適切性】

学校法人としての監査としては、「学校法人東洋学園寄附行為」第5条において監事を定め、その職務を第14条に定めており、財産状況や業務執行状況を監査することとしている（資料 1-15）。

また、大学組織としては「東洋学園大学事務組織及び事務分掌規程」第27条において「内部監査室」を置くと規定しており、「学校法人東洋学園内部監査規程」として監査の目的、業務構成、内部監査室組織などを規定しているが、組織としての整備は進んでいない（資料 7-7、10(1)-19）。大学組織の運営の適切性については前述自己点検・評価報告書作成による教学各部門における自己点検・自己評価及び内部質保証システムによる検証及び課題・改善点の確認により、その運営の適切性について定期的な確認を行っている。

【10-1. 1. 6. ③点検・評価結果に基づく改善・向上】

「東洋学園大学 自己点検・評価報告書」において各担当部署の現状を説明するとともに問題点及び改善状況の報告も同時に行っている。前年度以前も含めた部署運営における問題点を分析・認識をしたうえで運営を行い、改善状況を確認することにより各部署の業務改

善・向上につながっている。また、自己点検・自己評価による改善・向上だけではなく、大学評価委員会による検証により、課題や改善点の確認をすることで改善・向上につながるプロセスとしている。

10-1. 2. 長所・特色

大学運営に関しては、前回の大学評価において改善すべき事項として挙げた四つの事項の対応を行ってきている。職員の昇格や果たすべき責務については、前述のとおり 2022 年度から実施している人事評価制度に基づくものであり、効果検証がされているものではないが、職員の等級別に求められる役割・業績の遂行力・有すべき知識・スキル・マインドなどが明記されており、職員が業務を遂行するにあたって留意すべき事項や身につけるべき知識などが明確になっている。また、SD に関しても制度として体系的に整備されたことにより、意欲・資質の向上を図るための体制は整いつつある。

キャンパス再編事業に伴う事務組織の再編により、事務組織をよりシンプルな形とすることが実現でき、教職連携や事務部署間連携といった部分でもよりスムーズな意思疎通を行うことができる体制となっている。

10-1. 3. 問題点

規程の整備に関しては前回認証評価の際に問題点として挙げており、改定のすすめられた部分も多いが、対応が済んでいない規程も多少なりともあり、また、改定をした規程の波及する部分の確認と対応がされていない部分もあるため、さらなる規程の整備が必要であると考ええる。

職員に対する人事評価制度については 2022 年度から運用開始したものであり、現状ではその内容につき確立されたものではなく、今後内容精査のうえで改定も必要になることもあると考ええる。

内部監査室については前述「監査プロセスの適切性」においても言及したが、規程によりその設置と規程の定めが明記されているが、現実との差異が改善されていない。

10-1. 4. 全体のまとめ

本学は大学運営に関して各種規程学則に基づき組織体制を構築するとともに役職者の選任、業務内容を定めて運営を行っている。

また、学長の意思決定に対する各会議体の役割を明示することにより学長が教学組織の意思決定者であることを明確にするとともに各会議体を通じて学内に学長が決定した方針を周知することにより共通認識をもって大学運営を執り行っている。

「東洋学園中期計画」は法人組織・教学組織を含めた組織全体にわたる計画であり、各年度の事業計画を策定し、執行状況を確認・報告することにより大学運営の中・長期的な計画を実現するための基となっているとともに教職協働業務の一つになっている。

大学運営における事務組織の役割において、組織の構成についてはキャンパス再編事業による 2 キャンパス事務体制から 1 キャンパス体制への移行や、大学教学事務局以外も含めた業務内容を鑑みた組織再編により現状の体制となっており、その人員配置も含めて適切な運営を行っている。また、予算編成及び予算執行についても明示された手引きを元に行

い、その効果の検証も含めて適切な運営を行っていると考えている。

第10章 大学運営・財務 (2) 財務

10-2. 1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

【評価の視点1】：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

【評価の視点2】：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

【10-2. 1. 1. ①大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定】

本学では、流山キャンパスの売却という一大プロジェクトを2016年度～2022年度にかけて企画部を中心に行い、最終的に2022年度に流山市への売却を完了させた。流山キャンパスをいかにして売却するかということは本学の財務計画を策定する上で非常に大きなインパクトがあり、結果として適切に売却できたことは今後の財務計画を策定するにあたり好影響を与える。今後は本郷のワンキャンパスで大学運営していくという方向性が定まったことから2023年度に今後5カ年の財務計画を策定し、中期の収支予測を立てた（資料10(2)-1）。本学は学生生徒等納付金への依存率が高いため、学生募集の状況が収支に大きく影響する。今後、毎年財務計画を更新する際には、特に学生募集状況を注視していきたい。

【10-2. 1. 1. ②当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定】

第2期認証評価にて改善勧告を受けた三つの事項（事業活動収支差額、事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合、要積立額に対する金融資産の充足率）について早急に取り組むべき事項として改善に努め、堅調な入学生数の増加と2021、2022年の流山キャンパスの売却により、劇的に数値は改善した。

2019年度に基本金組入前当年度収支が黒字化して以降、順調に推移してきた。2022年度の流山キャンパスの建物の売却により、多額の除却損を計上したため収支が一時的に悪化した。2023年度は黒字となる見込みである。

中期計画においては、具体的な目標値は設定していないものの事業活動収支差額比率のプラスを維持することが重要と考えており、入学生の定員確保と中途退学者の低減、一方で無駄のない予算編成に全学的に取り組んでいる。

また、一つの指標として、日本私立学校振興・共済事業団が提示している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」において、「正常状態」を保持することを重要と考えている。

事業活動収支差額比率（単位：千円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 見込
基本金組入前 当年度収支差額	-183,272	268,912	471,399	527,204	-806,084	237,875

事業活動収入	3,457,334	3,494,224	3,686,226	3,960,647	3,592,168	3,267,617
東洋学園	-5.30%	7.70%	12.79%	13.31%	-22.44%	7.28%
全国平均	4.60%	4.70%	5.20%	6.40%	4.60%	—

事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合 (単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 見込
事業活動収入	3,457,334	3,494,224	3,686,226	3,960,647	3,592,168	3,267,617
翌年度繰越 収支差額	-9,775,766	-8,873,773	-8,401,590	203,057	-904,407	-794,605
東洋学園	-282.75%	-253.96%	-227.92%	5.13%	-25.18%	-24.32%
全国平均	-77.06%	-80.35%	-81.59%	-80.66%	-81.67%	—

要積立額に対する金融資産の充足率 (単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 見込
金融資産	2,387,124	3,569,019	4,171,320	7,408,334	8,580,133	7,408,334
要積立額	11,426,732	11,653,892	11,867,087	13,904,576	8,777,025	4,793,793
東洋学園	20.89%	30.63%	35.15%	53.28%	97.76%	154.54%
全国平均	79.30%	78.50%	78.00%	78.40%	78.20%	—

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【評価の視点1】：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤 (又は予算配分)</p> <p>【評価の視点2】：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</p> <p>【評価の視点3】：外部資金 (文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等) の獲得状況、資産運用等</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【10-2. 1. 2. ①大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）】

本学には、「時代の変化に應える大学」「国際人を育てる大学」「面倒見のよい大学」という三つの理念がある。戦前の「東洋女子歯科医学専門学校」からはじまり、戦火の中で施設を失った本学であるが、女性の社会進出を応援するという志を継ぐべく「東洋女子短期大学」として再発足し、時代の流れとともに男女共学の4年制大学へと形を変えて、現在の「東洋学園大学」に至っている。2016年度の入学生から全学生が本郷キャンパスで学ぶ一体型都心キャンパス体制も時代の変化に應えたものといえる。それを契機として定員を回復して以降、2017年度に経常収支が黒字化し、その後の堅調な学生募集にも支えられて財務内容は改善してきた。さらには2021年度、2022年度に流山キャンパスを売却したことで一時的に除却損を計上することにはなだったが、現預金資産は大きく増えることとなった。

純資産構成比率は90%以上、純負債比率は10%以下を維持し、全国平均（歯学系法人を除く）を上回っており、財務基盤は安定しているといえる（資料10(2)-2）。

【10-2. 1. 2. ②教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み】

教育研究活動と財政確保の両立を図るためには、予算の適切な編成と執行管理が重要と考えている。

本学の予算編成においては、毎年度11月に予算編成方針を策定し、それに基づき各部署が業務ごとに詳細な予算策定を行う。予算事務局においては提出された予算書を次年度の収支予測としてまとめ、そのデータをもとに12月に部署ごとに予算ヒアリングを行い、各部署の事業計画と予算が学園の予算編成方針、中期計画及び教育目標と適合するかを検証し、必要に応じ予算の調整を行っている。予算ヒアリングには、理事長をはじめ、学長、財務担当の常任理事、法人本部局長、大学事務局長、財務部担当職員が出席し、様々な角度から内容を確認することになっている。場合によっては複数回のヒアリングを経て、最終予算案を作成し、3月に行われる評議員会にて意見を聞いた後に理事会において審議、承認がなされる。

各部署は承認された予算を執行することになるが、毎月の予算執行状況報告書の提出により執行状況を確認している。教育研究活動や学生支援に関わるような追加予算や予算の流用があった場合にも予算執行状況のデータを参考にして機動的に対応するようにしている。

【10-2. 1. 2. ③外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等】

本学における科学研究費助成事業の過去5年間の申請件数及び採択件数は以下の通りである。

年度	申請件数	採択件数（新規）
2023年度	10件	4件
2022年度	7件	4件
2021年度	8件	3件
2020年度	9件	2件

2019年度	5件	3件
--------	----	----

※申請件数、採択件数は研究代表者に限る

申請及び採択件数について、年度によってばらつきがあるが、今後は担当部署の法人本部企画部が中心となり、採択率の向上を図る。

寄附金募集事業については、東洋学園大学教育振興資金を設け、教育施設設備、奨学金制度、教育・学術等の研究奨励・振興、学生の課外活動の奨励等の教育環境の整備・充実、の為に継続的な寄附金募集を行っている。2022年度は法人・個人合計で11,201千円の寄附を集めた。

2026年に迎える学園創立100周年に向けた記念事業募金等の策定を予定しており、寄附者の満足度向上につながる施策を進めていくことで、一人でも多くの方に東洋学園の寄附事業にご賛同頂けるように努めていく(資料10(2)-3)。

受託研究費については、人間科学部の教員が2021年度に国立研究開発法人科学技術振興機構の戦略的研究推進事業(社会技術研究開発)「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム(社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)」に研究課題名「社会的孤立の生成プロセス解明と介入法開発:健康な「個立」を目指して」の研究分担者として採択された(資料10(2)-4)。研究期間は、2021年11月から2023年3月のスモールスタート期間を経て、ステージゲート評価が行われた結果、研究開発課題の継続が決定された。2023年4月から2026年3月までの本格研究開発期間が開始されている。配分額は、2021年度2,665千円、2022年度3,380千円、2023年度6,049千円となっている。

資産運用については、長らく定期預金のみでの運用を行ってきたが、超低金利の状況下では利息も微々たるものであり、第3号基本金引当特定資産に組み入れている東洋学園(東洋学園大学)奨学基金も十分な運用益を得られていなかった。そこで2018年度より、定期預金以外の商品への運用を開始し、2019年には財務委員会を立ち上げ学内の運用体制を整備した(資料10(2)-5)。

2021年度には流山キャンパスの売却益を原資に、第3号基本金引当特定資産に組み入れている東洋学園(東洋学園大学)奨学基金を大幅に組み増し、奨学金に見合った配当を得られるよう少しずつ運用商品の見直しを行っているところである。

10-2. 2. 長所・特色

本学の財務に関する特色ある取組として二つのことがあげられる。

① 予算執行状況報告の導入

各部署は毎年度11月に予算事務局から通達された予算編成方針に従って業務ごとに予算を策定しており、予算書とは別に月々の予算執行予定額を詳細に記した予算執行状況報告書の提出を義務付けている(資料10(2)-6)。各部署は、毎月予算執行状況報告書に実際の予算執行額を記したものを財務部宛に提出し、予算額と執行額の差異が大きいものについては理由について説明することになっている。これは、予算計画通りに執行すること、タイムリーに未使用額を把握すること、さらには予算精度の向上を目的としており、追加予算の申請があった場合の承認・否認の判断材料の一つとしている。また、2024年度より各部署の予算計画について確認する従来までの予算ヒアリングとは別に、

決算後の予算計画との乖離を確認する決算ヒアリングを実施することを予定しており、適切な予算計画の策定に全学的に取り組んでいる。

② 学部別教育活動収支の算定

2023年度より、学部別の教育活動収支の算出する取組を始めた。これは、将来的に各学部が自学部の収支を把握し、学部長を中心とした独立した組織として運営することを目指した取り組みである。収入としては、学生生徒等納付金と入学金が学部の収入の中心となるが、補助金や雑収入等その他の収入は在学生数の按分比で算出する。支出としては教員人件費や奨学費、研究費などはある程度学部ごとに算出可能であるが、それ以外の支出は収容定員数の按分比で算出している。

10-2. 3. 問題点

学生生徒等納付金比率（経常収入に対する学生生徒等納付金の割合）は、2018（令和30）年度85.2%、2019（令和元）年度87.5%、2020（令和2）年度85.5%、2021（令和3）年度84.7%、と高い割合で推移しており、これらの比率は医歯系大学法人を除く大学法人の平均値より劣後している（資料10(2)-2）。寄付金比率や補助金比率も同様に平均値よりも低い値であることから、学生生徒等納付金に依存していることは明白であり、外部資金の獲得を増やすことが本学の課題である。

寄付金については、2026年の学園創立100周年に向けた記念事業募金等の策定を予定しており、文部科学省科学研究費補助金については、申請者や獲得者に対して別途個人研究費増額のインセンティブを設定するなど奨励している。資産運用については、安全性とリスクのバランスを取りつつ、奨学費を賄うだけの安定収入を得ることを目標に取組を強化している。

また、学生数の減少は収容定員充足率の悪化にも繋がる。大学に対する補助金や助成金などの交付条件や学部改組をする際の設置認可にも影響を与えるため、重要な問題ととらえている。

10-2. 4. 全体のまとめ

本学は「100周年に向けて、選ばれる大学に」という目標のもと、2020年4月に東洋学園中期計画（2020～2024）を策定した。さらに、それを実行するための具体的な取組として54の事業計画を設けている。財務に関するものとして、以下の二つの計画を立てて取り組んでいるところである。財務の健全性、安定性を維持しつつ、すべての計画が実現できるよう取り組んでいきたいと考えている。そのために外部資金獲得による学生生徒等納付金比率の低減、予算・決算の適切な管理を継続的に行うことの必要性を感じている。

- ① 2024年度の予算編成においても、必要かつ効果的、計画的な予算配分により、事業活動収支差額比率について可能な限りプラス化を確保する。
- ② 第3号基本金に組み入れている学校法人東洋学園奨学基金の運用内容を見直し、運用収入の増額を目指す。

終章

東洋学園大学は、1926年に旧制・東洋女子歯科医学専門学校として創立された後、新制・東洋女子短期大学時代を経て現在に至る。その間、一貫して「自彊不息」を建学の精神としてきた。現在では、「時代の変化に応える大学」「国際人を育てる大学」「面倒見のよい大学」を理念に掲げて教育研究を行い、その成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与している。

我々のミッションは、自らの関心に応じた専門分野の深い学びを内包する豊かなリベラル・アーツ教育を通じて、課題を探究する楽しさを知り、生涯柔軟に学び続け、変動するグローバル社会の一員として主体的に役割を果たせるよう、複雑化する時代を生き抜く力をもつ国際人の育成を目指すことである。このミッションを実現するため、3学部及び1研究科を設置している。

現代経営学部は「変貌を遂げる社会的環境の中で、多様化、高度化、複雑化、国際化する現代的な経営課題を的確に認識し、現代的な視点から問題解決ができる基礎的な知識や能力に加えて、21世紀の現代の社会人に求められている幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成」を目的とし、人間科学部は「人間に関わる諸問題を深く多角的に理解することにより、人のこころとからだの健康の維持・増進・改善等に参与し、充実した幸せな暮らしの実現に寄与することのできる能力、および社会の様々な場面における人間関係を調整する能力を修得し、豊かで実りある人と人とのつながりの実現に貢献することのできる人材の育成」を目的とし、グローバル・コミュニケーション学部は「様々な社会事象を正確に判断し、自己の考えを的確に発信することができるコミュニケーション能力と英語による情報や相手の意向などを理解し、自分の考えなどを表現することができるコミュニケーション能力を身に付けた人材を広く社会に輩出することにより、グローバル社会の発展と向上に貢献する人材の育成」を目的とし、現代経営研究科は「学部段階における教養教育とこれに裏打ちされた専門的素養を基礎として、経営学分野を中心とした専門性の一層の向上を図ることにより、社会の多様な要請に応えることのできる幅広く深い学識と研究能力に加えて、高度の専門的な職業等を担うために必要な卓越した能力を備えた人材を育成すること」を目的として教育にあたっている。

これらの目的の達成を評価するため、2008年度から毎年度自己点検・評価を行ってきたが、より客観的な評価を目指して2021年度に「東洋学園大学内部質保証方針」を定め、これを学内外に公開した。その基本方針は「建学の精神である『自彊不息』の実現を目的として、本学の教職員の日々の努力が、自らが設定した目標に近づき成果に結びついていることをデータに基づき点検・評価し、改善及び向上に努める。改善は努力の蓄積であり、単なるひらめきだけでは持続しない。現実を直視し、問題点や不備を改善の機会としてとらえ、その成果を公表することで、社会に対する説明責任を果たす」である。さらに、2023年度には学校教育法第109条に基づく認証評価以外の第三者評価として、2名の外部有識者から本学の教育研究活動を評価いただいた。

こうした点検・評価によって見出された課題は、内部質保証の推進に責任を負う執行部によって対策が検討され、解決に向けた指示が発せられている。大学教育に対する期待が変化を続ける中で、入学定員数及び収容定員数に対する入学生数及び在籍学生数について未解決の課題は残るものの、前章までに記述したとおり、本学の理念・目的、教育目標について

は、概ね達成されていると評価する。

本大学評価を受審する2024年度は、2020年度に開始された中期計画の最終年度である。よって、2024年度中にはそれまでの事業進捗状況を振り返り、2025年度からの中期計画を策定することになる。特に、2026年度には旧制・東洋女子歯科医学専門学校の創立から100周年を迎えるため、「100周年に向けて、選ばれる大学に」なることを目指し、諸施策が実行、計画されている。2017年度に大学評価を受審した際には、報告書の終章でこれらのことが展望として述べられていたが、現時点でそれは着実に実現されつつある。次回大学評価を受審するときには、100年を超えた歴史を有する大学として、多くの成果を残していることを期待したい。

大学評価専門委員会
委員長 畔上 秀人